

第2部

平成24年度に講じた 男女共同参画社会の 形成の促進に関する 施策

1 日本経済再生のための女性の活躍促進

少子高齢化が進み、社会を支える生産年齢人口が急速に減少していく中、平成24年度は、我が国経済の再生には女性を始めとする多様な人材の活用が不可欠であることが強く認識され、関連の取組が進められた1年であった。

平成24年6月には、女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画が策定された。同計画は、その後、日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）にも反映され、男女共同参画会議や内閣府の検討会において、ポジティブ・アクション等の課題や、企業における女性の活躍の「見える化」を促進するための取組が検討された。

平成24年12月に発足した第二次安倍内閣では、女性活力・子育て支援担当大臣が設けられた。男女が共に仕事と子育てを両立できるような環境整備や、仕事で活躍している女性も過程に専念している女性も、それぞれのライフステージに応じて輝けるような取組が、内閣を挙げて進められている。日本経済再生のために若者や女性の雇用問題等に対して処方箋を提示することが喫緊の課題とされ、若者や女性の活躍促進のための対応策を検討するため、25年2月からは若者・女性活躍推進フォーラムが開催された。

2 男女共同参画の視点からの防災・復興の対応

東日本大震災の発災から2年の歳月が経過した。この震災の教訓から、災害対応における男女共同参画の視点が重要であること、防災・復興における政策・方針決定過程への女性の参画が不可欠であることなどが明らかとなっている。平成24年6月には、災害対策基本法が改正され、地方防災計画の策定に当たり多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又

は学識経験のある者を追加できることとなった。これを受けて内閣府及び総務省は、地方防災会議に男女共同参画の推進及び高齢者や障害者等の多様な主体の参画を促進するよう地方公共団体に通知している。この法改正後、地方防災会議における女性委員の割合は増加しており、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画が徐々に進んでいる。

被災地を始め、全国各地でいまだに多くの方々ที่ไม่自由な生活を強いられている中、東日本大震災からの復興の加速が政府の最重要課題の一つとなっている。東日本大震災復興対策本部が平成23年7月に策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」においては、復興施策に男女共同参画、特に女性の視点を反映することが記載されている。復興に関する国の施策の企画、調整及び実施及び地方公共団体への一元的な窓口と支援等を担っている復興庁では、以上のような考え方を踏まえて、震災からの復興過程における男女共同参画を推進している。24年度は、被災自治体に対して、今後の復興計画の具体化等に当たって、男女共同参画の視点が十分反映されたものとなるよう働きかけるなどの取組を行った。

3 第3次男女共同参画基本計画の推進等

平成24年度は、23年度からの5年を視野に具体的施策を定める第3次基本計画の2年目に当たり、同計画で設定された成果目標の達成に向けて、計画に盛り込まれている具体的施策を着実に実施していく年となった。各成果目標の現状値からは、おおむね取組が進展している様子がうかがえるが、一部の指標にはなお一層の努力が必要なものも見られる。

政策・方針決定過程への女性の参画拡大については、指導的地位に占める女性の割合を平成32年（2020年）までに30%程度とする政府目標の達成のため、ポジティブ・アクションの推進等の取組を進めている。24年度においては、女性国家公務員の採用・登用の促進等への積極的な取組を内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から各府省大臣等に対して

要請するなどの取組を行っている。24年4月には、各政党に対しても、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）等が国や地方の政治において女性の参画の拡大が進むよう働きかけを行った。

男女の仕事と生活の調和の推進に関しては、男性の育児休業の取得を促進するなどの取組を進めている。平成23年における男性の育児休業取得率は、前年よりも増加したものの、依然として低い水準にとどまっている。政府においては、国家公務員から男性職員の育児休業の取得促進を率先して実施することとして、官民一体の目標（平成27年度（2015年度）までに8%）よりも1年前倒した目標を設定するなど、育児休業取得率の向上に努めている。

4 男女共同参画に関わりの深い制度改革の動き

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、認定こども園制度の改善等を含む新たな子ども・子育て支援制度を定めた、子ども・子育て支援法等の子ども・子育て関連3法が、第180回国会において平成24年8月に成立した。

また、働き方に中立的な社会保障制度を目指して、短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大や産休期間中の厚生年金保険料・健康保険料の免除を行うとともに、遺族基礎年金の支給対象を父子家庭にも拡大することなどを内容とする公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律が同国会で成立した。

これらの制度改革は、第3次基本計画において早急に対応すべき課題とされている、より多様な生き方を可能にする社会システムの実現にも資するものである。

5 国際的な動向への対応

男女共同参画社会の実現に向けた我が国の取組は、昭和50年（1975年）の国際婦人年以來、国際機関における議論や取組と連動する形で進められている。

平成24年11月には、ミシェル・バチエレ国連事務次長兼UN Women事務局長（当時）が、我が国を訪問した。バチエレ事務局長は、内閣総理大臣、内

閣府特命担当大臣（男女共同参画）及び外務大臣と相次いで会談を行ったほか、国内における関係団体を始めとする幅広い関係者との意見交換を行うなど、我が国とUN Womenとの協力関係の一層の強化が確認された。我が国の男女共同参画に関する取組を国際社会に発信することは、国際社会における我が国の存在感及び評価を高めることにもつながる。

2012（平成24）年10月、ラオスのビエンチャンにおいて第4回女性に関するASEAN+3に合わせて第1回女性に関するASEAN閣僚級会合が開催された。この会合には、我が国から内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が参加し、閣僚級会合の整備を含む協力体制等について協議を行い、今後の更なる協力体制の強化について話し合っていくことなどが合意された。

第1章

男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

第1節 国内本部機構の強化

1 国内本部機構の組織・機能等の充実・強化

(1) 男女共同参画担当大臣等

平成4年、女性問題を総合的に推進するために行政各部が所管する事務の調整を行う婦人問題担当大臣が置かれ、内閣官房長官に兼務発令された。その後名称は「女性問題担当」、「男女共同参画担当」と変わるが、以後歴代内閣において男女共同参画を担当する大臣が置かれている。13年1月以降は、内閣府設置法（平成11年法律第89号）に基づき内閣府特命担当大臣が置かれ、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項の企画立案及び総合調整を行っている。

また、仕事で活躍している女性も、家庭に専念している女性も、全ての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、輝けるような国づくりを進めるため、平成24年12月に新たに女性活力・子育て支援担当大臣が内閣に置かれた。

(2) 男女共同参画会議の活動

平成24年度は、内閣府に設置された重要政策に関する会議の一つである男女共同参画会議において、22年12月に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画（以下「第3次基本計画」という。）に基づき、議長である内閣官房長官及び男女共同参画担当大臣のリーダーシップの下、男女共同参画基本計画を、実効性をもって推進していくための調査審議等を行った。

平成24年8月1日に開催した第41回男女共同参画会議では、監視専門調査会及び女性に対する暴力に関する専門調査会からの報告を受け、男女共同参画会議として政府に求める取組を決定するとともに、基本問題・影響調査専門調査会を含めた専門調査会

における今後の調査方針を決定した。このほか、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～（平成24年6月22日女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定。以下「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」という。）について報告がなされた。

(3) 男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の開催

男女共同参画推進本部は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、閣議決定により、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び内閣府特命担当大臣（男女共同参画）を副本部長、他の全ての閣僚を本部員として、内閣に設置されている。本部には男女共同参画担当官が置かれ、本部員を補佐するとともに、関係行政機関において所要の調整の事務を行っている。また、本部には、関係行政機関相互の機動的な連携を図るために、男女共同参画担当官会議が置かれている。

(4) 男女共同参画推進連携会議を通じた連携強化

内閣府では、各界各層との情報・意見交換やNPO、NGOとの交流による連携を図ることを目的として、男女共同参画推進連携会議等において、政府の施策、国際的な動きやNPO等における好事例等についての情報提供を行っている。

男女共同参画推進連携会議においては、「国際的に連携した女性のエンパワーメント促進」、「ワーク・ライフ・バランスの取組推進」という2つの重要テーマごとに組織したチームによる情報・意見交換、普及促進の活動を通じて、取組の裾野の拡大や連携の強化を図った。

2 総合的な推進体制の整備・強化等

(1) 第3次基本計画に基づく施策の推進

第3次基本計画では、15の重点分野を設け、平成

32年までを見通した長期的な政策の方向性と、27年度末までに実施する具体的施策を示している。

さらに、同計画を実効性のあるアクション・プランとするため、各重点分野において82項目の成果目標を設定している（各重点分野における具体的な取組状況については、第2部各該当部分を参照）。

(2) 行政職員の研修機会等の充実

内閣府では、住民に身近な行政に携わる地方公共団体職員等を対象に、国の施策等について理解を深めるため、男女共同参画に関する「基礎研修」（平成24年5月）及び「政策研修」（25年3月）を実施し、「苦情処理研修」も実施した（24年5月）（本章第2節3参照）。

(3) 国際機関・諸外国の国内本部機構との連携・協力の推進

アジア太平洋経済協力（APEC）女性と経済フォーラム、女性に関するASEAN閣僚級会合（AMMW）、女性に関するASEAN+3委員会（ACW（ASEAN Committee on Women）+3）、国連婦人の地位委員会（CSW）等男女共同参画社会の形成の促進に関する各種国際会議への出席、相互交流、インターネット等を活用した情報交換を通じて、国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力を努めた。平成24年11月には、ミチエル・バチエレ国連事務次長兼UN Women事務局長（当時）の来日に合わせて講演会等を実施した（第16章第2節3参照）。

(4) 年次報告書の作成及び男女共同参画関連予算等の取りまとめ

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第12条に基づき、「平成24年版男女共同参画白書」（「平成23年度男女共同参画社会の形成の状況」及び「平成24年度男女共同参画社会の形成の促進施策」）を作成した。これに併せて、男女共同参画基本計画に掲げられた施策の推進に関連した予算額及び決算額を取りまとめ、公表した。

第2節

第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化

1 第3次基本計画の実施状況についての監視

第3次基本計画に盛り込まれた施策の監視については、同計画において「今後取り組むべき喫緊の課題」とされている「雇用・セーフティネットの再構築」及び「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」に関する施策の実施状況について、男女共同参画会議監視専門調査会において監視を実施し、平成24年7月、その結果を意見として取りまとめ、同年8月の男女共同参画会議に報告した。男女共同参画会議は、この意見を踏まえて、非正規労働者の均等・均衡待遇の確保の促進、正社員への転換の推進等に関する法整備を含めた検討や税制（配偶者控除）及び社会保障制度（第3号被保険者制度）の見直し等の取組を始めとする関係施策を一層推進するよう政府に取組を求めることを決定した。同専門調査会は、同年9月から「防災・復興における男女共同参画の推進」について監視を行い、被災地での会合や視察等を経て、同年12月、その結果を意見として取りまとめた。ここでは、防災・復興に係る政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大の必要性等が指摘された。

2 女子差別撤廃委員会の最終見解への対応

男女共同参画会議監視専門調査会は、平成24年9月、女子差別撤廃委員会から1年以内に追加情報提供を求められた選択的夫婦別氏制度等の民法改正法案等の採択に関し講じた措置等についてフォローアップを行った。その後、このフォローアップ結果等を踏まえた追加的情報提供報告書は、同年11月、女子差別撤廃委員会に提出された。

3 男女共同参画に関する施策についての苦情の処理等に関する取組の推進

男女共同参画に関する施策についての苦情の処理や人権が侵害された場合における被害者の救済に関する取組を推進するため、関係機関の連携強化、従事者の知識・技能の向上及び活動の活性化等を図っ

ている。

内閣府では、国及び地方公共団体（都道府県、政令指定都市）に寄せられた男女共同参画に関する施策についての苦情内容及び男女共同参画に関する人権侵害事案の処理状況等について取りまとめ、平成24年9月、男女共同参画会議監視専門調査会に報告した。また、同年5月、地方公共団体の苦情処理事務担当者、行政相談委員及び人権擁護委員を対象とする苦情処理研修を実施した。さらに、25年3月、上記報告中の苦情内容等を盛り込み、苦情処理解決に当たっての視点・方法論、苦情事例等を紹介する「苦情処理ガイドブック」を改訂し、関係機関に配布した。

総務省では、行政相談委員の中から指名した男女共同参画担当委員（平成15年9月に全国で123人を指名。25年1月現在は196人）が、男女共同参画の認識を高めるための研修会等への参加や男女共同参画に係る自主研修会の企画に参画したほか、男女共同参画センター等の総合的な施設において行政相談所を開設し、男女共同参画社会に関する施策についての苦情等を受け付けている。

法務省では、人権擁護委員に対し、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者の相談等に適切に対処するために必要な知識の習得を目的とする「人権擁護委員男女共同参画問題研修」を実施した。

第3節

政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の充実

男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会は、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画を受け、同計画において検討することとされた、国家公務員の採用・登用におけるポジティブ・アクション、女性の活躍を支援するための事業等の在り方及び公共調達を通じた女性の活躍の推進方策の検討といった課題等について、平成24年9月から女性の活躍促進ワーキング・グループを設置し、主に法制的な観点から調査検討を行った。同ワーキング・グループでの検討を経て、同年12月、行政分野、雇用分野、補助金分野、公共調達分野のポジティブ・アクションについて、専門調査会として議論の取り

まとめを行った（第2章第3節1（1）及び第4節参照）。

第4節

地方公共団体や民間団体等における取組への支援

(1) 地方公共団体との連携・支援の強化

全都道府県・政令指定都市には、男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する部課（室）が置かれ、地方公共団体においても地域の特色をいかした男女共同参画社会の形成に関する行政が推進されている。

内閣府では、住民に身近な行政に携わる地方公共団体職員等を対象に、国の施策等について理解を深めるため、男女共同参画に関する「基礎研修」及び「政策研修」を実施した。

また、各地域での取組の促進、気運を広く醸成することを目的として、「男女共同参画フォーラム」（平成24年度は神奈川県、長野県、愛媛県）を開催しているほか、市区町村において、男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となることを奨励することを目的として、「男女共同参画宣言都市奨励事業」（24年度は茨城県土浦市、石川県白山市、福井県坂井市、大阪府泉南市、山口県山陽小野田市、沖縄県うるま市）を引き続き実施した。

独立行政法人国立女性教育会館（NVEC）においては、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、国内外の人材育成を図るため研修・交流を行うとともに、女性教育に関する調査研究の成果や会館に集積された専門的な情報の提供等を通じて、地域等における男女共同参画の推進を支援した。

(2) NPO、NGOとの連携強化

内閣府では、各界各層との情報・意見交換やNPO、NGOとの交流による連携を図ることを目的として、男女共同参画推進連携会議等において、政府の施策、国際的な動きやNPO等における好事例等についての情報提供を行っている。

男女共同参画推進連携会議においては、「国際的に連携した女性のエンパワーメント促進」、「ワーク・ライフ・バランスの取組推進」という2つの重

要テーマごとに組織したチームによる情報・意見交換、普及促進の活動を通じて、取組の裾野の拡大や連携の強化を図った。

(3) 調査研究、情報の提供、広報・啓発活動

ア 国際社会及び諸外国における取組の動向に関する情報の提供

内閣府では、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）、国連婦人の地位委員会、女子差別撤廃委員会（CEDAW）、APEC関係会合、各種地域機関等、諸外国における先進的な取組の動向について情報を収集・分析し、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催の情報・意見交換会、政府の広報誌等を通じて、情報を提供している。

イ ホームページによる情報の提供

内閣府では、ホームページを通じて、国内外の男女共同参画社会の実現に向けた取組に関する情報を提供しているほか、同ホームページを男女共同参画に関する総合的な情報交流の拠点とするべく、一層の充実を図っている。

ウ 広報・啓発活動

内閣府では、男女共同参画に関する総合情報誌「共同参画」を定期的に発行し、内閣府や関係省庁、

地方公共団体、女性団体等の活動状況等に関する情報を広く提供している。また、海外に我が国の男女共同参画の現状や取組を紹介するため、英文パンフレット「Women and Men in Japan」を発行し、各国政府や国際機関等に配布している。

(4) 男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

内閣府では、『「男女共同参画週間」について』（平成12年12月男女共同参画推進本部決定）に基づき、平成13年度から、6月23日から同月29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施している。この週間に際して、男女共同参画社会づくりに向けての全国会議、「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」、後述の「女性のチャレンジ賞」を始めとした各種の広報・啓発活動を行っている。

また、チャレンジの身近なモデルを示すことによって男女共同参画社会の実現のための気運を高めることを目的として、起業、特定非営利活動法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性個人、女性団体・グループ及びそのようなチャレンジを支援する団体・グループを顕彰する、「女性のチャレンジ賞表彰」（内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰）を実施している。

第2章

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第1節

政治分野における女性の参画の拡大

1 国・地方の政治における女性の参画の拡大

第3次基本計画においては、政治分野における女性の参画の拡大についての取組を盛り込み、国会議員の候補者については、衆議院議員の候補者に占める女性の割合及び参議院議員の候補者に占める女性の割合を平成32年までに30%とすることを目標に盛り込んだ。

内閣府は、「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

の中で、各政党や地方議会における男女共同参画の推進状況について毎年調査し、公表している。

2 政治分野における男女共同参画の推進方策

男女共同参画会議は、平成24年3月に、政治分野における女性の参画の拡大に向け、基本問題・影響調査専門調査会で整理を行った諸外国の事例等を活用し、ポジティブ・アクションの導入等を検討するよう政党への働きかけを行うことを決定した。これを受け、同年4月に、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から各政党幹事長等に宛てて、各政党の役員等に占める女性の割合や、衆議院議員及び参議院

議員の選挙，地方公共団体の議会の選挙における女性候補者の割合が高まるよう，ポジティブ・アクション導入の検討を要請する文書を，大臣・副大臣から各政党幹事長等に手渡し，検討を求めた。

第2節 司法分野における女性の参画の拡大

検事任官への疑問や不安を解消することを目的として，司法試験合格者を対象に進路説明会を行った。本説明会では，男性はもちろん，女性の志望者も検事任官への意欲が高まるように，女性の採用実績や育児休業制度等について説明したり，様々な経歴を持つ現役の女性検事と直接質疑応答できる時間を作るなどして，検事の職域の広さ，やりがい，育児休業の取得状況等女性検事の実情を知る機会を設け，女性検事の採用拡大推進を図った。

第3節 行政分野における女性の参画の拡大

1 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 女性国家公務員の採用・登用等の促進

第3次基本計画においては，女性国家公務員の採用について，国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を，試験の種類や区分ごとの女性の採用に係る状況等も考慮しつつ，平成27年（2015年）度末までに，政府全体として30%程度とすることを目標とし，これに加えて，国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験の採用者に占める女性の割合を政府全体で30%程度とすることも併せて目標とすることを盛り込んだ。女性国家公務員の登用については，「2020年30%」の目標の達成に向けた政府全体の中間目標として，27年（2015年）度末までに政府全体として，国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合について5%程度とすることを目指している。さらに，国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性の割合について10%程度，国の指定職相当に占める女性の割合について3%程度とするよう努め，女性職員の登用を積極的に進めることとしている。その際，各府省において，女性職員

の人数，割合等の現状やこれまでの採用及び人材育成の取組の進捗等を考慮して，できる限りそれぞれの割合が高まるよう取り組む。

第3次基本計画を踏まえ，人事院は，「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針」を平成23年1月に改定し，各府省に発出した。同指針に基づき，各府省は27年（2015年）度までの目標及び目標達成のための具体的取組を設定した5年間の計画である「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し，取組を進めている。

また，内閣府では，「女性職員の採用・登用拡大計画」について，女性国家公務員の活躍促進の「見える化」（可視化）を進めるための取組の一つとして，各府省の「女性職員の採用・登用拡大計画」について，各府省のホームページへの掲載を依頼するとともに，内閣府のホームページからも一元的に閲覧できるようにした。

人事院では，公務に優秀な女性を確保するという観点から，平成24年度において「女性行政官による女子学生のための集中講義」を2大学で7回，女子学生セミナーを全国10都市で各1回実施したほか，募集パンフレットの作成等女子学生に対する人材確保活動を行った。また，各府省の人事担当課長から成る女性職員の採用・登用拡大推進会議を25年3月に開催し，指針について周知徹底を図るとともに，各府省における拡大計画の取組状況に関する意見交換を行うなど啓発に努めている。

人事院及び総務省は，共同で，各府省における女性国家公務員の採用・登用の拡大等の取組状況についてのフォローアップを実施し，その結果を平成24年9月及び12月に公表した。

男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会は，女性の活躍促進ワーキング・グループが行政分野，補助金分野及び公共調達分野におけるポジティブ・アクションの推進に係る課題を法制的な観点から検討した結果を受けて，平成24年12月に議論の取りまとめを行った。そのうち，行政分野については，PDCAサイクルを通じて不断の見直しを行うという観点から，現行のゴール・アンド・タイムテーブル方式の進捗を確実なものとするための方策として，目標未達成の府省に対し，その理由や取組等を報告・説明させる義務を課すことや，男女が同等の成績である場合に，女性を採用・登用するプラス・

ファクター方式が考えられると整理した。

(2) 研修の機会の充実及び女性のロールモデルの発掘等

人事院では、平成13年度から、女性職員の相互啓発等により能力伸長を図り、併せて、人的ネットワークの形成を促進することを目的として、係長級以上の女性職員を対象に「女性職員研修」を実施しており、24年度においては本院及び地方事務局で9回実施して、受講機会の確保に努めた。また、先輩職員として、女性職員を含む後輩職員に対して、助言、指導するメンターとなることが予定されている職員を対象に、メンターに関する基本的な知識とコミュニケーション・スキルを習得させる目的で、「メンター養成研修」を実施した。

そのほか、各府省は、女性職員の意識・意欲の啓発・増進及び能力向上のための研修の実施に努めるとともに、人事院の実施する当該研修への参加機会の確保に努めた。また、女性職員の様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデル、活躍事例を紹介するなど、取組を推進している。

(3) 仕事と生活の調和の推進

人事院及び各府省は、育児・介護を行う職員の職業生活と家庭生活との両立を支援することが必要であるとの認識に立ち、両立支援制度の拡充及びそれを活用するための職場環境の整備に努めている。

育児休業については、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）及び「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）を踏まえて、各府省において男性職員の育児休業取得促進を率先して実施することとし、「日本再生戦略」では、国家公務員の男性職員の育児休業取得率について官民一体の目標（平成27年度（2015年度）までに8%）より1年早い平成26年度（2014年度）までに8%とする目標が盛り込まれた。また、32（2020）年までに、政府全体として男性職員の育児休業取得率が13%となることを目指している。

人事院は、各府省の育児休業等両立支援の取組を促進するため、平成25年2月に「仕事と育児・介護の両立支援に関する連絡協議会」を開催するとともに、両立支援制度に関する職員向けのリーフレットを作成し、各府省に配布した。

さらに、総務省は、男性職員の育児休業等の取得について、男性職員本人や職場の上司・同僚等の理解を深め、その取得を考えている男性職員の後押しをするため、育児休業を取得した男性職員等による講演会の開催、体験談等をまとめたパンフレットの作成・配布を行った。

超過勤務の縮減について、人事院は、平成24年8月の人事院勧告時の報告において、各府省における管理職員による勤務時間管理の徹底等の具体的な取組を進めることが最も重要であることについて言及した。

また、政府全体として、「国家公務員の労働時間短縮対策について」（平成4年12月人事管理運営協議会決定）に基づき、超過勤務の縮減及び年次休暇の計画的使用の促進に取り組んでおり、毎年10月1日からの1週間、「国家公務員超過勤務縮減キャンペーン」を実施し、総務省では、啓発講演会の開催、ポスター及びパンフレットの作成を通じて、広く職員の意識向上を図った。

(4) 国の審議会等委員における女性の参画の拡大

国の審議会等における女性委員の割合については、平成18年4月に、男女共同参画推進本部決定により、審議会等の委員について、政府全体として、女性委員の割合が32年までに、男女のいずれかが10分の4未満としない状態を達成するよう努めるという目標が設定されている。また、専門委員等についても、32年までのできるだけ早い時期に、30%となるように努めることとされている。これらの目標は第3次基本計画にも盛り込み、各府省は目標達成に向けて取組を進めている。

内閣府では、第3次基本計画の目標の達成に向けて、委員の改選時等の機会を捉えて、女性委員の登用を再度徹底するよう、関係府省に依頼した。

また、各府省が国の審議会等の女性委員の人材情報を収集する際の参考とするため、女性人材データベースを運用している。当該データベースの既登録内容の更新・新規登録情報の開拓、適切なセキュリティ対策に努め、女性の人材に関する効果的な情報提供が可能となるよう、利便性の向上を目指し、改善に取り組んでいる。

(5) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人における女性の参画の拡大

独立行政法人、特殊法人及び認可法人（以下「独立行政法人等」という。）における今後の施策の推進に向けた基礎資料を得るため、女性の参画状況及び取組の実態についての調査を行い、平成24年12月に、調査結果の公表等により、各独立行政法人等の積極的な取組を促した。

2 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 女性地方公務員の採用・登用の促進

政府は、地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が重要であるとして、第3次基本計画において、地方公務員試験における女性の採用の促進、各地方公共団体における採用及び管理職への登用についての具体的な中間目標の設定、ロールモデルの発掘、メンター制度の導入促進、仕事と生活の調和の推進等を盛り込んでいる。これらの施策を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す成果目標として、都道府県の地方公務員試験（上級試験）からの採用者に占める女性の割合について平成27年度末までに30%程度、都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合について27年度末までに10%程度、地方公務員の男性の育児休業取得率について32年までに13%との目標を設定した。

内閣府では、平成24年5月に、地方公共団体に対して、女性地方公務員の採用・登用の促進等、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取組の推進について要請を行った。

総務省では、地方公共団体に対して、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定める平等取扱いと成績主義の原則に基づき、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大等に積極的に取り組むよう要請を行っている。

消防庁では、消防組織における女性消防職員の更なる積極的な採用と職域の拡大等について推進するため、各消防本部に対し、男女の区別ない平等な受験機会の提供、警防業務における職域の拡大、女性職員のための仮眠室やトイレ等の環境整備等に積極的に取り組むよう要請を行っている。また、女性消防団員のいない市町村に対して積極的な取組を求め

るとともに、様々な媒体を通じて、消防団への参加を呼びかける広報を行った。さらに、意見交換会や交流を通じて女性消防団員相互の連携を深めるため、全国女性消防団員活性化大会を開催している。

警察では、男女共同参画社会の実現についての理解を深めさせるため、都道府県警察の幹部警察職員を対象として、警察大学校警部任用科等における研修の機会に、男女共同参画に関する施策についての教育を実施している。また、平成23年12月までに、各都道府県警察において、定員に占める女性警察官の割合を平成35年（2023年）4月時点で約10%（全国平均）とすることなどを盛り込んだ計画が策定され、今後、更に前倒して数値目標を達成できるよう、女性警察官の採用・登用の拡大を図っていくこととしている。

(2) 仕事と生活の調和の推進

内閣府では、平成24年5月に、地方公共団体に対して、地方公務員の男性職員の育児休業取得率の向上等、仕事と生活の調和の推進について、積極的に取り組むよう要請を行った。

総務省では、地方公共団体に対して、地方公務員法の定める平等取扱いと成績主義の原則に基づき、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大等に積極的に取り組むよう要請を行っている。

(3) 地方公共団体の審議会等委員への女性の参画の拡大

内閣府では、地方公共団体に対して、各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する数値目標や、これを達成するための様々な取組、女性割合の現状等を調査し取りまとめて提供するとともに、有識者等の人材に関する情報提供を行っている。また、平成24年5月に、審議会等委員への女性の参画拡大について要請を行った。

また、内閣府及び総務省は、平成24年6月の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正を受けて、防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画の拡大に努めるよう、地方公共団体に通知した（第15章第4節1参照）。

3 行政分野における男女共同参画の推進方策

平成25年2月に、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から各府省大臣等に宛てて、第3次基本計画における目標の確実な達成に向けて、女性の国家公務員の採用・登用、国の審議会等における女性委員の登用の促進に積極的に取り組むよう要請する文書を出した。

また、内閣府においては、女性の参画状況の「見える化」（可視化）を進めるための取組の一つとして、国家公務員採用試験からの採用者や管理職（本省課室長相当職以上）に占める女性割合、男性職員の育児休業取得率、審議会等委員に占める女性割合を府省別のランキング形式で整理するとともに、地方議会の議員に占める女性割合、地方公務員の管理職に占める女性割合、都道府県防災会議の女性委員割合等について「都道府県別全国女性の参画マップ」を作成し、内閣府のホームページに掲載している。

「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画では、配偶者の遠隔地への転勤が女性就業者の離職の要因の一つとなっている現状を踏まえ、意欲と能力のある女性がそれまでの経験とスキルをいかして復職できるような好事例の収集・提供を図るとともに、休業制度等の制度面も含めた必要な対応の検討を公務員が率先して進めることとされた。このうち、人事院で対応が必要な事項については、人事院に検討を要請した。

総務省では、地方公共団体に対して、地方公務員法の定める平等取扱いと成績主義の原則に基づき、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大等に積極的に取り組むよう要請を行っている。

第4節

雇用分野における女性の参画の拡大

男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会は、平成24年12月に「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」等の課題について議論の取りまとめを行った。

雇用分野では、法令で企業の管理職や取締役にくオータ制を義務付けることについては、憲法上の平

等原則や経済的自由権との関係で慎重な検討を要するとした一方、ポジティブ・アクションを更に進めるために、企業における男女の採用・登用状況等を開示する「見える化」（可視化）を促進し、それらを外部からモニタリングすることが可能となる施策を実施することなどが考えられると整理した。

また、公共調達分野については、地方公共団体における公共工事や物品購入等の競争参加資格に男女共同参画等の項目を設定するなどの取組が更に促進されるよう、地方公共団体に取組を要請すべきであり、独立行政法人においても公共調達における取組を進める必要があると整理した。さらに、地方公共団体では地域住民の利益を最大にするために必要な政策として、優先調達等の措置を導入している例もある（公共工事の競争参加資格審査においては、都道府県では約7割（31団体）、政令指定都市では約5割（9団体）の団体が男女共同参画等の項目を設定しており、その他の総合評価落札方式による一般競争入札の評価項目として設定するなどの取組が進められている。）ことから、国においても企業における男女共同参画等への積極的な取組を促す観点から、引き続き新たな立法措置を含めた検討が必要であると整理した。今後の課題としては、社会的なコンセンサスが得られるような「男女共同参画等に積極的に取り組む企業」の基準づくりを行うことであり、その際、大企業から適用するか、基準は業種ごとに異なるものにするかなどの様々な整理が必要であるとしている。

国においては、公共調達を通じた企業における男女共同参画を推進するため、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関連する調査、広報、研究開発事業において総合評価落札方式による一般競争入札の実施に当たって、男女共同参画等に関する評価項目の設定に取り組んでおり、平成24年度には、内閣府4事業、厚生労働省11事業、経済産業省2事業の計17事業について、評価項目として設定した。

内閣府においては、地方公共団体の公共調達等における男女共同参画等の推進に関する取組状況を調査して、前述の検討の参考としたほか、その取組状況を事例集として情報提供することにより、地方公共団体の更なる取組を促している。

厚生労働省では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法

律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。)の履行確保を図るとともに、企業におけるポジティブ・アクションの取組を促進している(第5章第1節及び第3節参照)。

第5節

その他の分野における女性の参画の拡大

1 その他の分野における女性の参画の拡大

厚生労働省では、出産や育児等により離職している女性医師の復職支援のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受入れ医療機関の紹介や復職後の勤務形態に応じた研修を実施している都道府県

に対し、財政的に支援している。また、ライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図るため、女性医師バンクにおいて就業斡旋等の再就業支援を行っている。

2 その他の分野における男女共同参画の推進方策

内閣府では、毎年「女性の政策・方針決定参画状況調べ」を取りまとめ、公表している。また、内閣府のホームページ内において団体、企業、大学、研究機関等におけるポジティブ・アクションに関する計画を登録、掲載するなど、広く情報発信を行っている。

第3章

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

第1節

男女共同参画の視点に立った社会制度の見直し

1 男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度・慣行の検討

男女共同参画会議監視専門調査会が、平成24年7月に取りまとめた第3次基本計画の実施状況についての意見(「雇用・セーフティネットの再構築」及び「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」関係)では、税制及び社会保障制度の見直しの推進、選択的夫婦別氏制度の導入等の検討の継続等が求められている。これを受けて、男女共同参画会議は、同年8月に、第3次基本計画に沿って関係施策を一層推進するよう、政府の取組を求めることを決定した(第1章第2節1参照)。

2 税制の見直しの検討

社会制度・慣行のうち、所得税・個人住民税の配偶者控除については、第3次基本計画や、社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)等を踏まえ、平成25年度税制改正要望において、厚生労働省と内閣府との共同で見直しの要望を行った。

3 社会保障制度の検討

働き方に中立的な社会保険制度を目指して、短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大や産休期間中の厚生年金保険料・健康保険料の免除を行うとともに、遺族基礎年金の男女差を解消するため、遺族基礎年金の支給対象を父子家庭に拡大することなどを内容とする「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」を第180回国会に提出し、平成24年8月に成立した。

4 家族に関する法制の整備等

男女共同参画会議監視専門調査会は、平成24年9月、女子差別撤廃委員会から1年以内に追加情報の提供を求められた選択的夫婦別氏制度等の民法改正法案の採択について講じた措置等について、フォローアップを行った。

政府は、平成24年11月、男女共同参画会議監視専門調査会での議論を踏まえつつ、NGOとの意見交換を行いながら、追加的情報提供報告を取りまとめ、女子差別撤廃委員会に提出した。

法務省では、平成8年2月の法制審議会の答申

（「民法の一部を改正する法律案要綱」）を踏まえ、選択的夫婦別氏制度の導入等を内容とする民法改正について引き続き検討を行っている。また、同答申及びそのうちの選択的夫婦別氏制度の概要について、ホームページへの掲載等を通じ、広く国民にその内容を公開しており、24年10月にはホームページを見やすくするなど、情報提供に努めている。

第2節

国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

1 特に男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識の解消のための広報・啓発の推進

内閣府では、男性や若者世代にとっての男女共同参画社会の意義と責任や、地域・家庭等への男性や若者世代の参画を重視した広報・啓発活動を実施している。

独立行政法人国立女性教育会館では、平成23年度からの2年計画で「男性の家庭・地域への参画を促進するための調査研究及びプログラム開発」を実施し、また、様々な機関・企業が連携して取り組む社会全体で行う家庭教育や次世代育成の重要性に鑑み、男性の家庭や地域への参画に関する先進的な事例を取り上げた「家庭教育・次世代育成指導者研修」を実施した。

2 男女共同参画の必要性が共感できる広報・啓発活動の推進

内閣府では、男性、子ども・若者世代等を含め、国民各層に対し、男女共同参画社会の形成の意義と責任や、それぞれの立場からの参画への取組を重視した広報啓発活動を推進している。また、「男女共同参画社会」という用語の周知度を向上させるための取組を推進している。

独立行政法人国立女性教育会館では、男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する統計情報等のニュースレターの配信、リーフレットの作成・配布等を通じて、男女共同参画の形成に資する情報を配信している。

3 男女共同参画に大きな影響を有する団体と連携した戦略的な広報・啓発の推進

(1) 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

内閣府では、平成13年度より、6月23日から同月29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施し、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下、全国的に各種行事を行い、広報・啓発活動を行っている。

また、平成20年度からは男女共同参画に関する国・地方公共団体等の施策を紹介する総合情報誌「共同参画」の発行を行い、関連団体や地方公共団体等に配布している。そのほか、ホームページやメールマガジンを利用した情報発信を行ったり、男女共同参画に関する政策に関心のある報道関係者への情報提供を強化している。さらに、25年3月からはFacebookによる情報発信も開始するなど、多様な媒体を通じた広報・啓発活動を実施している。

厚生労働省では、男女雇用機会均等法を一層定着させるとともに、ポジティブ・アクションの取組促進を図るため、第27回男女雇用機会均等月間（6月）を中心として、労使を始め社会一般に対し、あらゆる機会を捉えて効果的な広報・啓発活動を実施している。

法務省では、全国の人権擁護機関（法務省人権擁護局、8法務局、42地方法務局、264支局、1万4,178人の人権擁護委員（平成25年1月1日現在））において、男女共同参画に関する国民の認識を深めるため、平成14年3月に閣議決定され、23年4月に一部変更された「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、毎年12月4日から同月10日（人権デー）までの「人権週間」等の多様な機会を通じて、全国的に啓発・広報活動を推進している。

(2) 多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進

内閣府では、国民、地方公共団体、国の行政機関の連携を図り、全国及び地域での取組を推進するため、「男女共同参画宣言都市奨励事業」、男女共同参画フォーラム及び男女共同参画社会づくりに向けての全国会議を実施した。

また、男女共同参画推進連携会議の活動を通じ、幅広く各界各層との情報・意見交換を行っている。

第3節

男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

1 教育・啓発を通じた人権に関する正しい理解の普及の推進

法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つに掲げており、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、「人権週間」等あらゆる機会を通じて、講演会や座談会の開催、新聞・雑誌等による啓発活動を推進し、人権尊重思想の普及を高揚を図っている。

文部科学省では、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の意識を高める教育を推進しており、この一環として、「人権教育研究推進事業」、「人権教育の指導方法の在り方等に関する調査研究」等を実施した。また、社会教育において、「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」等の生涯にわたる学習活動を通じて、人権尊重の精神を基本に置いた様々な事業を展開しており、地域における人権教育の取組を支援した（第12章第2節1（3）参照）。

2 法令や条約の分かりやすい広報等による周知の推進

内閣府では、ホームページや発行物等を通じ、男女共同参画に関連の深い各種の条約や、国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の方針等の広報に努めている。このため、バチエレ国連事務次長兼UN Women事務局長（当時）による講演会等の開催や、第57回国連婦人の地位委員会に係る会議の概要等について、内閣府のホームページへの掲載等を実施した。

3 人権が侵害された場合の被害者の救済体制及び相談体制の拡充

法務省の人権擁護機関では、法務局等における人権相談所のほか、女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」、インターネット人権相談受付窓口等を設置し、相談内容に応じた助

言のほか、人権侵害事件としての調査・処理を通じた救済の充実強化に努めている。

4 外国人のための人権相談所の充実等国際化への対応の推進

法務省の人権擁護機関では、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を設置し、更にその内容を充実させるよう努めている。

5 政府職員理解の促進等

内閣府では、各府省や地方自治体等の求めに応じ、職員研修等において男女共同参画の推進の必要性等について講師を派遣するなどの取組を行った。

第4節

男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供

1 男女共同参画の現状・国民意識、苦情処理等に関する実態把握の実施

内閣府では、国及び地方公共団体（都道府県・政令指定都市）における男女共同参画に関する施策についての苦情内容及び人権侵害事案の処理状況等を取りまとめ、定期的に男女共同参画会議監視専門調査会に報告している。

また、「男女共同参画社会に関する世論調査」を実施し、調査結果を平成24年12月に公表した。

総務省では、男女共同参画担当委員を中心に、（ア）各地の男女共同参画センター等で定期的に相談所を開設する、（イ）男女共同参画に関する行政相談懇談会を開催し、苦情を受け付ける、（ウ）デパート等に設けられている「総合行政相談所」で男女共同参画に関する施策についての苦情を受け付けるなどの活動を行っている。

2 調査や統計における男女別等統計（ジェンダー統計）の充実等

独立行政法人国立女性教育会館では、男女共同参画社会形成を目指した情報の総合窓口「女性情報ポータル“Winet（ウイネット）”」¹において、インターネット上の有用な資源の収集・提供、文献、

¹ 独立行政法人国立女性教育会館女性情報ポータル“Winet（ウイネット）” <http://winet.nwec.jp/>

統計、人材情報等の各データベースや、「男女共同参画統計データブック」、「ニュースレター」、「ミニ統計集」の刊行により情報提供を行っている。

総務省では、統計法（平成19年法律第53号）に基づく統計調査の実施についての審査・調整等の際に男女別等の視点に配慮している。

厚生労働省では、働く女性に関する動きを取りまとめ、「働く女性の実情」として毎年公表している。また、女性就業支援センターのホームページにおいて、働く女性に関する統計の情報提供を行っている。

男女共同参画会議監視専門調査会が平成24年7月に取りまとめた第3次基本計画の実施状況についての意見（「雇用・セーフティネットの再構築」及び「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」関係）では、第3次基本計画に掲げられている成果目標のうち人に関する成果目標の現状を示す統計で男女別データが把握されていないものについて速やかに改善することや、政策のPDCAサイクルを通じて男女共同参画の視点を取り入れるための取組

を推進することの必要性等が指摘されている。これを受けて男女共同参画会議は、同年8月に、統計における男女別データの整備、政策のPDCAサイクルに男女共同参画の視点を取り入れるための取組等を始めとする関係施策を一層推進するよう、政府の取組を求めることを決定した。

また、同専門調査会が、平成25年12月に取りまとめた意見（「防災・復興における男女共同参画の推進」について）でも、東日本大震災からの復興プロセスにおいて収集・作成している各種データを可能な限り男女別に整備していく必要性等が指摘されている。

3 育児・介護等の時間の把握

総務省では、平成23年10月に実施した社会生活基本調査の結果を公表し、家事、育児、介護・看護等の時間量の実態把握に資する基礎資料を提供している（第6章第1節4参照）。

第4章 男性、子どもにとっての男女共同参画

第1節 男性にとっての男女共同参画

1 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進

内閣府では、男性の意識改革への気運醸成のため、男性の地域や家庭への参画等につながる身近なテーマに基づく「男性にとっての男女共同シンポジウム」を実施した。また、平成23年度に実施した、固定的役割分担意識の実態や、それらが男性の日常生活における意識・活動にもたらす影響等、男性に関する総合的な調査研究の報告書を公表した。さらに、普及啓発活動を強化するため、男女共同参画を男性の視点から捉えるための基礎的な知識やコラム、シンポジウムの報告等を掲載している内閣府のホームページの「男性にとっての男女共同参画」のページを充実させた。

文部科学省では、男性の働き方の見直しや子育てへの参画等、多様な選択を学ぶ機会を提供することを目的に、男子学生を対象としたワークショップを実施した。

2 男性の家庭・地域への参画を可能にする職場環境の改善

政府では、テレワークが様々な働き方を希望する者の就業機会の創出及び地域の活性化等に資するものとして、関係各省が連携し、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を推進している。

総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省のテレワーク関係4省は、平成17年度に設立した産学官から成る「テレワーク推進フォーラム」において、テレワークの円滑な導入や効率的な運用に資する調査研究及び普及活動を展開している。

国土交通省では、テレワークによる働き方の実態

やテレワーク人口の定量的な把握、テレワークセンターの汎用化に向けた推進方策等の検討、普及・推進を図るためのセミナーの開催等の取組を行った（第5章第5節2参照）。

3 男性の家庭・地域への参画を可能にする地域等の取組支援

厚生労働省では、身近な場所に子育て親子が気軽に集まって相談や交流ができるよう、「地域子育て支援拠点事業」を促進しており、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習を基本事業として取り組んでいる。公共施設の空きスペースや商店街の空き店舗等において実施する「ひろば型」、保育所等において実施する「センター型」、民営児童館において実施する「児童館型」の3つの類型により事業展開を図り、それぞれ特色をいかした取組を行った。特に「ひろば型」においては、基本事業に加えて地域の子育て力を高めることを目的に、父親サークルの育成等父親の子育てに関するグループづくりの促進等に取り組んでいる。

なお、平成24年度補正予算において、子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供等の利用者支援を行うとともに、世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働等地域との協力体制を強化した「地域機能強化型」の創設や既存類型の再編を行い、事業の更なる充実を図っている。このほか、父親の子育てと仕事の両立支援については、22年6月に改正された育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の施行に併せ、育児を積極的に行う男性「イクメン」を広めるため、「イクメンプロジェクト」を開始し、24年度も引き続き実施した。本プロジェクトは、参加型の公式サイト²の運営やハンドブックの配布等により、男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指している（第6章第1節1参照）。

² 厚生労働省委託事業 イクメンプロジェクト <http://ikumen-project.jp/index.html>

4 男女間における暴力の予防啓発の充実

内閣府では、女性に対する暴力の根絶のための基盤づくりや若年層を対象とした予防啓発を推進するための取組を実施している（第10章第1節1参照）。

5 食育の推進

内閣府では、男性の生活・自活能力を高め、健全な食生活を実現するために、「第2次食育推進基本計画」（平成23年3月食育推進会議決定）に基づき、日々の生活において食育に関する取組を実践できるように、「食育ガイド」を作成し、平成24年5月に公表した。

6 男性に対する相談体制の確立や心身の健康維持等

内閣府では、精神面で孤立しやすいと言われる男性に対する相談体制の確立に向けて、地方自治体等による男性向けの相談事業を支援するため、相談窓口設置・運営や相談員の確保育成を進める上での心構え、必要な情報や実践事例を整理したマニュアルを作成した。

第2節

子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成

1 教育による男女共同参画の理解の促進

文部科学省では、学校教育において、児童生徒の発達の段階に応じ、社会科、公民科、家庭科、道徳、特別活動等の関係の深い教科を中心に、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することの重要性についての指導が充実するよう、新学習指導要領の一層の周知・徹底を図った。

また、学校における性に関する指導について、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら学校全体で共通理解を図って行うよう、学校関係者等に対し周知徹底を図った（第11章第2節4参照）。

2 子どもの健康の管理・保持増進の推進

警察では、薬物を乱用している少年の早期発見、補導及び検挙に努めているほか、薬物乱用防止教室の開催や薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動の実施等、少年の薬物乱用防止対策を推進している。

文部科学省では、学校において、健康診断や体育・保健体育の教科を中心とした健康教育を実施するとともに、アレルギー疾患やメンタルヘルス等児童生徒の現代的健康課題に対応するため、地域の実情を踏まえた医療機関等との連携等、課題解決に向けた計画の策定や、それに基づく具体的な取組に対して支援を行う事業を実施した。

また、性感染症等の問題について総合的に解説した健康啓発教材を作成し、中・高校生に対し配布するなど、引き続き学校教育におけるエイズ教育等の充実を図った。

さらに、薬物乱用防止教育の充実を図るため、大学生等を対象にしたパンフレットの作成・配布、薬物乱用防止教室の指導者に対する講習会やシンポジウムの開催、薬物乱用の問題について総合的に解説した啓発教材（小・中・高生用）の作成・配布を行うとともに、薬物等に対する意識等調査を実施した。

そのほか、喫煙、飲酒について、総合的に解説した啓発教材（小・中・高生用）の作成・配布等を行った。

厚生労働省では、薬物乱用防止対策として、若年層が、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物・覚醒剤・大麻等の害悪に関する正しい知識や、薬物の誘惑に打ち勝つスキルを身に付けられるよう、啓発資材を作成・配布している。また、HIV陽性者等で構成されるNGO等の予防啓発活動等を支援するとともに、早期にHIV感染を発見し、治療につなげることができるよう、利用者の利便性に配慮した検査・相談を実施している。

さらに、未成年者の飲酒、喫煙については、平成8年度以降継続的に行っている、厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）での調査によると、未成年の飲酒、喫煙は、調査開始時より減少してきているものの、なくなっていない。このような状況を踏まえて、がん

対策推進基本計画（平成24年6月8日閣議決定）や「21世紀における第2次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」（平成24年7月10日厚生労働省告示第430号）では、未成年者の飲酒と喫煙を34年度までになくすという数値目標を設定した（第11章第1節1参照）。

第3節

子どもの健やかな成長と安全 で安心な社会の実現

1 子どもに対する暴力・虐待への総合的な 対策

児童虐待への対応については、平成12年11月、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）が施行され、その後、16年及び19年に児童虐待防止法及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正が行われ、制度的な対応について充実が図られてきた。しかし、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、23年度には5万9,919件となるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向け、（ア）虐待の「発生予防」、（イ）虐待の「早期発見・早期対応」、（ウ）虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備・充実していくことが必要である。

厚生労働省では（ア）発生予防に関しては、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導、助言等により養育能力を向上させるための支援を行う「養育支援訪問事業」、子育て中の親子が相談・交流できる「地域子育て支援拠点事業」の推進等、相談しやすい体制の整備等、（イ）早期発見・早期対応に関しては、虐待に関する通告の徹底、児童相談所の体制強化のための児童福祉司の確保、市町村の体制強化、専門性

向上のための研修やノウハウの共有、「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」の機能強化、（ウ）保護・自立支援に関しては、社会的養護の質・量の拡充、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組を行う保護者支援の推進等の取組等を進めている。

また、平成24年4月には、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人を選任することができるようにするなどの措置を講ずるための改正民法が施行されるとともに、里親委託中等の親権者等がない児童の親権を児童相談所長が行うこととすることや、児童の福祉のために施設長等がとる監護等の措置について親権者等が不当に妨げてはならないこととするなどの措置を講ずるための改正児童福祉法が施行されている。

さらに、平成16年から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を実施している。24年度においては、月間標語の公募・決定、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催（北海道札幌市）、広報用ポスター・リーフレット等の作成・配布、政府広報を活用した各種媒体（インターネットテレビ、ラジオ、新聞広告等）により児童相談所全国共通ダイヤルの周知徹底を図るなどの広報啓発等を実施した。また、民間団体が中心となって実施している「オレンジリボン・キャンペーン」について後援を行っている。

警察では、各種活動を通じて児童虐待の早期把握に努めるとともに、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生命・身体の保護のための措置を積極的に講じており、児童虐待の疑いのある事案では、速やかに児童相談所等に通告するほか、厳正な捜査や被害児童の支援等、警察としてできる限りの措置を講じて、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図っている。また、平成12年2月に制定した「安全・安心まちづくり推進要綱」（平成18年4月一部改正）に基づき、防犯カメラの整備を促進するなど、児童が犯罪被害に遭いにくいまちづくりを積極的に推進している。

さらに、従来の検挙活動や防犯活動に加え、性犯

罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・警告等の措置を講じる活動（先制・予防的活動）の積極的な推進により、子どもや女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。

法務省の人権擁護機関では、子どもの人権問題に関する専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間（平成24年度は、同年6月25日から7月1日まで）を実施するほか、相談用の便箋兼封筒「子どもの人権SOSミニレター」を小中学生に配布し、さらに、子ども向けのインターネット人権相談受付窓口（子どもの人権SOS-eメール）を開設するなどして相談体制の充実を図っている。また、全国各地で講演会・研修会等の実施等の啓発活動を積極的に推進するとともに、人権相談、人権侵犯事件の調査処理を通じて、児童虐待の問題に取り組んでいる。

平成24年においては、23年の大津市における中学生の自殺を契機として、いじめ問題への対応の在り方について社会の関心が高まったことを踏まえ、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間と同様の取組を追加実施した。

文部科学省では、平成22年3月、厚生労働省と協議の上、学校等と児童相談所等の相互の連携を強化するため、学校等から児童相談所等への児童の出欠状況等の定期的な情報提供の実施方法等に関する指針を策定し、都道府県・政令指定都市の教育委員会、福祉部門等宛てに通知し、23年3月、同指針に基づく実施状況等を検証し、結果を公表するとともに、24年3月、児童虐待の速やかな通告を一層推進するための留意事項を、都道府県等を通じて、学校教育関係者に周知した。24年度においても、引き続き各種会議等で周知を図った。

さらに、被害者となった児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、学校における教育相談体制の充実を支援している（本節4参照）。

2 メディア・リテラシーの向上

内閣府では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）に基づき、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため

の施策に関する基本的な計画」(第2次)(平成24年7月子ども・若者育成支援推進本部決定。以下「青少年インターネット環境整備基本計画(第2次)」という。)を策定した。関係省庁や民間団体等と連携して、青少年及び保護者等に対する広報啓発活動や国内外の調査等の施策を実施している。

総務省では、放送分野におけるメディア・リテラシー(メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力)の向上に資する教材を「放送分野におけるメディア・リテラシー」サイトを通じて広く公開することにより、メディア・リテラシーの普及を図っている。また、インターネット、携帯電話等の情報通信分野におけるメディア・リテラシーの育成に資する教材の普及を図っている。さらに、子どもを取り巻くインターネットのトラブルについて、保護者・教職員が知っておくべき事項等をまとめた「インターネットトラブル事例集」³をウェブ上に公開し、普及を図るとともに、地域における啓発講座等において活用している。

特にスマートフォンの青少年利用が進む中、青少年のインターネット・リテラシーを可視化するため、平成23年度には、青少年のインターネットリテラシー指標に関する有識者検討会を開催し、青少年のインターネット・リテラシーを計測するテストの開発に取り組んだ。また、24年6月から9月にかけて全国の高校一年生約2,500名を対象として実際に開発したテストを行い、その結果を集計・分析した「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標」として取りまとめ、同年9月に公表した。

経済産業省では、関係者と連携し、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を実施して、保護者や青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上及びフィルタリングの普及を行っている。

3 児童ポルノ対策の推進

「児童ポルノ排除総合対策」(平成22年7月27日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、関係省庁が連携して、児童ポルノ排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策等を推進している(第10章第4節2参照)。

4 児童買春対策の推進

警察では、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。)に基づき、児童買春の取締りの推進、被害児童に対する継続的な支援等の保護対策を推進している。また、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号。以下「出会い系サイト規制法」という。)を効果的に運用し、出会い系サイトの利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童の保護を図っている(第10章第4節3参照)。

厚生労働省では、児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所等の対応を行い、場合により心理的治療を行うなど、その心身の状況に応じた適切な処遇を図っている。

文部科学省では、被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー等の配置を推進するなど、学校における教育相談体制の充実を支援している。

5 「人身取引対策行動計画2009」の積極的な推進

人身取引対策に関する関係省庁では、「人身取引対策行動計画2009」(平成21年12月犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、子どもが被害者となる人身取引対策の取組を進めている(第10章第6節参照)。

6 安心して親子が生活できる環境づくり

文部科学省では、補助金の交付及び地方財政措置により、市町村が、経済的に就学困難な学齢児童生徒の保護者に行う就学援助事業の助成を始め、初等中等教育段階、高等教育段階それぞれにおいて教育費の負担を軽減するための取組を行っている(第8章第3節2参照)。

また、障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害の状態等に応じ、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導において、特別の教育課程や少人数学級の編制の下、特別な配慮をもって作成された教科

³ 総務省 インターネットトラブル事例集 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

書、専門的な知識経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備等を活用して適切な指導及び支援を行う特別支援教育を推進している。

厚生労働省では、子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児初期救急センターや小児救急医療拠点病院、小児救命救急センター等の整備を支援することなどにより、小児救急医療を含め、小児医療の充実を図ってい

る。

7 社会全体で子どもを支える取組

文部科学省では、未来を担う子どもたちを健やかに育むため、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを推進する「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を実施している。

第5章

雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

第1節

雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

1 男女雇用機会均等の更なる推進

(1) 女性の就職問題に関する施策の推進

厚生労働省では、女子学生等が的確な職業選択が行えるよう、意識啓発を図っている（第12章第2節3参照）。

また、募集、採用における男女の均等な機会の確保を図るため、企業の採用担当者等に対して男女雇用機会均等法に沿った男女均等な選考ルールの徹底を図るとともに、法違反が認められる企業に対しては是正指導を行っている。

文部科学省では、平成25年度以降の大学等卒業予定者の就職・採用活動のルールを協議する際に、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うよう、企業側に要請を行った。また、新規中学校・高等学校卒業者の就職についても、文部科学省と厚生労働省の連名の通知により、経済団体等の関係者に対して男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動が行われるよう、配慮を依頼した。

内閣府では、関係省と連携し、女子高校生・学生等を対象に、女性の進出が遅れている理工系分野に関する情報提供等を実施している。また、平成24年12月に、主に女子大学生を対象とした「働こう！なでしこ学生サミット」を開催し、企業における女性の活躍促進に関する課題について、大学生が解決策

の提案・プレゼンテーションを行う「学生コンペティション」等を行った。

(2) 男女雇用機会均等法に基づく行政指導及び関係法令等の周知啓発

厚生労働省では、企業における男女均等取扱い等を確保するため、男女雇用機会均等法について、労使を始め関係機関に対し、周知・啓発を実施している。また、事業所を訪問し、雇用管理の実態を把握するとともに、性別による差別的な取扱いや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等、男女雇用機会均等法に違反する雇用管理の実態が把握された企業に対して、是正指導を行っている。

(3) コース等で区分した雇用管理に関する留意事項の周知徹底

厚生労働省では、コース等で区分した雇用管理制度を導入している企業に対しては、実質的な男女別雇用管理とならないよう、「コース等で区分した雇用管理についての留意事項」の周知徹底を図るとともに、男女雇用機会均等法に違反する企業に対しては是正指導を行っている。

(4) 個別紛争解決の援助、相談体制の充実

厚生労働省では、性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、セクシュアル・ハラスメント、母性健康管理措置等に関する労働者と事業主との間の紛争については、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び機会均等調停会議

による調停により、紛争の円滑かつ迅速な解決を図っている。

また、これらの措置が十分活用されるよう、紛争解決援助制度について、労働者等に積極的に周知している。

2 男女間の賃金格差の解消

厚生労働省では、男女労働者間の格差について企業内での実態把握や取組の必要性の「気づき」を促す「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」（平成22年8月）や「ポジティブ・アクションを推進するための業種別「見える化」支援ツール」の作成、普及・啓発により、企業の自主的な取組を支援している。

3 セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理の改善の推進

厚生労働省では、事業主のセクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の措置義務を徹底するため、男女雇用機会均等法及び「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき措置についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号）の内容について周知・啓発を図るとともに、措置を講じていない事業主に対しては是正指導を行っている。さらに、専門知識を持った指導員を都道府県労働局雇用均等室に配置し、労働者及び事業主等からの相談に適切に対応している。

第2節

非正規雇用における雇用環境の整備

1 同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の取組の推進

(1) パートタイム労働法に基づく均等・均衡待遇の推進と事業主の取組への支援

厚生労働省では、パートタイム労働者ができる雇用環境を整備するため、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号。以下「パートタイム労働法」という。）に基づく是正指導や専門家による相談・援助のほか、事業主に対する職務分析・職務評価の導入支援、パートタイム労働者等の雇用管

理の改善に取り組む事業主に対して「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を支給するなどにより、正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員転換の実現のための取組を推進している。

(2) 有期契約労働者、派遣労働者の待遇の均衡等の検討

有期労働契約については、有期労働契約の反復更新の下で生じる雇止め不安の解消や、有期労働契約であることを理由とする不合理な労働条件といった課題に対処し、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するために、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合に、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換させる仕組みの導入等を内容とする、労働契約法の一部を改正する法律（平成24年法律第56号）が第180回国会で成立した。同改正法は、平成24年8月から一部施行され、25年4月の全面施行に向けて、その内容について周知・啓発を行った。

また、派遣労働者の賃金等の決定に当たり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮する旨の規定等が盛り込まれた「労働者派遣法改正法案」が、第180回国会において一部修正の上、成立し、平成24年10月から施行された。同改正法が円滑に実施されるよう、法の趣旨や内容について周知・徹底を図っている。

2 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進

有期契約、パート、派遣労働者等の非正規雇用には、企業側の人材ニーズや労働者に様々な働き方の選択肢が提供されるなどの面もあるが、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しいなどの課題がある。

こうした課題に対応するため、厚生労働省では、非正規雇用の態様ごとに法制面での必要な施策を講じるとともに、非正規雇用労働者を「人財」として社会全体で育成するため、「非正規雇用労働者の能力開発抜本強化に関する検討会」において、その能力開発の強化策を検討し、報告書を取りまとめた（平成24年12月）。

今後、この報告書の方向性を踏まえ、企業内でのキャリアアップの取組に対する総合的な支援を行う

など、具体的な取組を推進することとしている。

3 パートタイム労働対策の総合的な推進

(1) パートタイム労働者の適正な労働条件の確保

厚生労働省では、パートタイム労働法に基づく是正指導や事業主を支援するための「均衡待遇・正社員化推進奨励金」の活用等、正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員転換の実現のための取組を推進している。さらに、パートタイム労働法の一部を改正する法律（平成19年法律第72号）施行3年後の見直しに向け、平成23年9月から、今後のパートタイム労働対策の在り方について労働政策審議会雇用均等分科会で検討を行い、24年6月に建議がなされた。

(2) パートタイム労働者への年金制度の適用

現行の制度では、所定労働時間が正社員の4分の3未満（週30時間未満）の者は、被用者であっても社会保険（厚生年金・健康保険）の適用を受けていない。

被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に社会保険を適用することで社会保険における「格差」を是正するとともに、社会保険制度における、働かない方が有利になるような「壁」を除去することで女性の就業意欲の促進を目指す、という観点から「短時間労働者への社会保険の適用拡大」を盛り込んだ「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」を第180回国会に提出し、平成24年8月に成立した。

具体的な適用基準は、(ア) 週20時間以上 (イ) 月額賃金8.8万円以上（年収106万円以上）(ウ) 勤務期間1年以上 (エ) 学生は適用除外 (オ) 従業員501人以上としており、平成28年10月の法律施行後3年以内に、検討を行うこととしている。

4 労働者派遣事業に係る対策の推進

厚生労働省では、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、適正な事業運営が確保されるよう派遣元事業主、派遣先等に対し、制度の周

知及び丁寧、適切な助言・指導を行うとともに、派遣労働者等からの相談に対応している。

第3節 ポジティブ・アクションの推進

実質的な男女労働者間の均等を確保するためには、男女労働者間に事実上生じている格差の解消を目指す企業の自主的かつ積極的な取組、ポジティブ・アクションが不可欠である。このため、厚生労働省では、企業が具体的な取組を行うことができるよう、必要な助言及び情報提供を積極的に行い、ポジティブ・アクションの一層の促進を図っている。具体的には、企業に対する取組促進の直接的な働きかけや「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」⁴を活用した女性の活躍状況の情報開示の促進、「均等・両立推進企業表彰」の実施、経営者団体等と連携した女性の活躍推進協議会の開催、ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク「きらら」の活用促進等を実施している。

さらに、メンター制度等導入マニュアルの作成・普及により、女性労働者が就業を継続していけるような環境づくりを支援している。

第4節 女性の能力発揮促進のための支援

1 女性の活躍事例の発信

独立行政法人国立女性教育会館では、企業の管理職等を対象に、女性の活躍事例等を取り上げたパネルディスカッションやワークショップ等による研修「企業を成長に導く女性活躍促進セミナー」を実施した。また、「男女共同参画の視点に立った多様なキャリア形成支援研修」では、社会活動に加え、企業の女性社員活躍促進とキャリア形成に関する事例を紹介した（第12章第2節2（2）参照）。

2 在職中の女性に対する能力開発等の支援

(1) 情報提供、相談、研修等の拡充

厚生労働省では、全国の女性関連施設等が行う女

⁴ 厚生労働省委託事業 ポジティブ・アクション情報ポータルサイト <http://www.positiveaction.jp/>

性就業促進支援事業が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の就業促進のための支援施策の充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等女性関連施設等に対する支援施策を実施している。

(2) 公共職業訓練等の推進

国、都道府県等が設置・運営する公共職業能力開発施設において、離職者、在職者、学卒者に対する公共職業訓練を実施するとともに、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練と訓練期間中の生活支援等により早期の就職を支援する求職者支援制度を実施している。

また、事業主等が行う教育訓練を支援するため、キャリア形成促進助成金による助成等や、公共職業能力開発施設における在職者に対する訓練の実施、事業主等に対する同施設の貸与、同施設の職業訓練指導員の派遣等を行うほか、職業能力開発に関する情報提供・相談援助等を行っている。

(3) 労働者の自発的な職業能力開発の推進

厚生労働省では、労働者の自発的な職業能力開発を推進するため、教育訓練給付制度の活用のほか、労働者の自発的な取組を支援する事業主に対する助成、情報提供・相談援助等を行っている。

第5節

多様な生き方、多様な能力の 発揮を可能にするための支援

1 再就職に向けた支援

厚生労働省では、子育て女性等に対して再就職支援を行うマザーズハローワーク及びマザーズコーナー（全国173か所（平成24年度末現在））において、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、仕事と子育てが両立しやすい求人確保、地方公共団体等との連携による保育所情報等の提供、託児付きセミナー等を実施している。

経済産業省では、育児等で一度退職し、再就職を希望する女性等（新戦力）に対し、職場経験のブランクを埋める機会を提供するために、中小企業・小規模事業者が実施する職場実習（インターンシッ

プ）を支援する「中小企業新戦力発掘プロジェクト」を平成24年度補正予算において実施した。

2 仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方の推進

短時間正社員は、所定労働時間が短いながら正社員として適正な評価と公正な待遇が図られた働き方であり、育児・介護や地域活動等個々人のライフスタイルやライフステージに応じた働き方を実現させるものとして期待されている。短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、制度を導入した事業主に対して奨励金を支給しているほか、制度導入支援マニュアルの配布や、パートタイム労働者の雇用管理の改善や短時間正社員制度に関する情報を一元的に提供する「パート労働ポータルサイト」⁵の運営等により、短時間労働正社員制度の概要や取組事例等についての情報提供を実施した。

政府では、テレワークが多様な働き方を希望する者の就業機会の創出及び地域の活性化等に資するものとして、関係各省が連携し、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を推進している。総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省のテレワーク関係4省は、平成17年度に設立した産学官から成る「テレワーク推進フォーラム」において、テレワークの円滑な導入や効果的な運用に資する調査研究及び普及活動を展開している。総務省では、特に在宅型テレワークを中心として、普及課題を幅広く調査・抽出し、その解決方策を明らかにすることによる効果的かつ効率的なテレワークの導入方法の確立に取り組んだ。また、総務省職員によるテレワークも率先して実施している。

国土交通省では、テレワークによる働き方の実態やテレワーク人口の定量的な把握、テレワークセンターの汎用化に向けた推進方策等の検討、普及・推進を図るためのセミナーの開催等の取組を行った。

厚生労働省では、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進のため、平成20年7月に改定された「在宅勤務ガイドライン（情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン）」について、事業主への周知・啓発を行うとともに、テレワーク相談センターによる相談対応や、事

⁵ 厚生労働省 パート労働ポータルサイト <http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

業主・労働者等を対象としたセミナーを開催した。

さらに、在宅ワークについて、契約条件の文書明示や適正化等を示した「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知・啓発を行うとともに、在宅ワーカーに対するスキルアップ支援や、在宅ワーカー及び在宅ワークの発注者に対する情報提供等の支援事業を実施した。

3 女性起業家に対する支援

経済産業省では、株式会社日本政策金融公庫を通じ、女性等を対象に優遇金利を適用する融資制度（女性、若者／シニア起業家支援資金）や、無担保、無保証人で融資を受けられる新創業融資制度等により、起業・創業の支援を行っており、女性、若者／シニア起業家支援資金については、平成24年度から貸付期間を拡充した。また、24年度補正予算において、新たに起業・創業や第二創業を行う事業計画を募集し、計画の実施に要する費用の一部を助成することで、地域需要を興すビジネス等を支援した。

4 雇用・起業以外の就業環境の整備等

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、委託者及び家内労働者に対し、家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定・周知、安全衛生の確保等の対策を推進した。

第6節

女性の活躍による経済社会の活性化

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性を始めとする多様な人材を活用することは、我が国の経済社会の活性化にとって必要不可欠である。平成24年6月に女性の活躍における経済活性化を推進する関係閣僚会議では、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」を取りまとめ、主要な取組は「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）にも反映された。

「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」において検討することとされた課題のうち、ポジティブ・アクションの課題等については、男女共同参画会議基本問題・監視影響調査専門調査会において、主に法制的な観点からの具体的な検討を行うた

め、平成24年9月に女性の活躍促進ワーキング・グループを設置し、同年12月に議論の取りまとめを行った（第1章第3節参照）。また、女性の活躍状況の資本市場における「見える化」（可視化）については、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が主宰する有識者による検討会において、企業の女性活躍に関する指標等の公表に係る資本市場における企業の取組を促す方策についての検討・報告の取りまとめを行い、同報告を踏まえ、各金融商品取引所に対して「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領に、役員への女性登用の状況に関する情報を記載例として明示することなどを要請した。

さらに、平成25年1月に開催された第2回日本経済再生本部において、内閣総理大臣から、日本経済再生のためには産業競争力強化とそれを支える雇用や人材等に関する対応強化を車の両輪として進めることが欠かせず、特に若者や女性の雇用問題等に対してしっかりとした処方箋を提示していくことが喫緊の課題であるとして、経済再生担当大臣の調整の下、関係大臣が連携して、若者や女性の活躍促進のための対応策について検討するよう指示があった。これを受け、同年2月に第1回若者・女性活躍推進フォーラムを開催し、同年3月には女性をテーマとする第3回フォーラムを開催した。

経済産業省では、平成24年度から女性等の多様な人材をいかす経営に取り組む企業を表彰する「ダイバーシティ経営企業100選」を開始し、同年度は、大企業21社、中小企業22社、計43社を選定した。ダイバーシティ企業の取組を発信し、積極的に取り組む企業の裾野の拡大を通じて、女性活躍推進の加速化を図っている。

また、この「ダイバーシティ経営企業100選」との相乗効果を狙い、女性活躍に優れた上場企業を選定する「なでしこ銘柄」の発表を東京証券取引所と共同で行った。

第6章

男女の仕事と生活の調和

第1節 仕事と生活の調和の実現

1 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進

経済界、労働界、地方公共団体の代表者、有識者、関係閣僚により構成される仕事と生活の調和推進官民トップ会議において、政労使の合意の下、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）が策定され、これに基づき、官民一体となり、仕事と生活の調和実現に向けた取組が行われている。「行動指針」には、平成32年（2020年）に向けた数値目標が設定されているほか、点検・評価を行うこととされている。

仕事と生活の調和推進官民トップ会議の下に設置されている仕事と生活の調和連携推進・評価部会（以下「評価部会」という。）は、平成24年度において数次にわたって開催され、「憲章」・「行動指針」に基づく取組の点検・評価を行った。点検・評価結果については、毎年、企業と働く者、国民、国、地方公共団体等の取組を今後の展開を含めて紹介するとともに、今後重点的に取り組むべき事項を提示した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート」を取りまとめ、同年12月に2012年版を公表した。同レポートでは、評価部会による現状分析や有識者ヒアリングの内容が盛り込まれるとともに、介護休業等の働き方に関する制度や介護保険制度等社会全体で高齢者介護を支える仕組みについて、働きながら親や配偶者の介護に携わる人が知識・情報を得られるよう、国、地方公共団体等が引き続き取り組んでいくことが重要とされた。

内閣府では、平成24年度より、「仕事と生活の調和取組事例紹介事業」を開始した。「憲章」等にお

いて、企業とそこで働く者が働き方の改革に自主的に取り組むこととされていることを踏まえ、働く者の取組として、部・課・班・チーム等の単位で業務の効率化等働き方の改善に取り組むことでワーク・ライフ・バランスに成果を上げたチーム等の事例を公募し、好事例を「カエルの星」として認定し、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰を行った。同年度は6チームを認定し、政府広報とも連携して、雑誌、ラジオ、政府広報オンラインを通じて情報発信した。

また、気運の醸成に向けた取組として、「カエル！ジャパン」キャンペーンを推進しているほか、月に1回、ワーク・ライフ・バランスに関する国の施策や関連行事等の周知や情報を分かりやすく紹介する「カエル！ジャパン通信」を配信している。

さらに、東日本大震災による節電の影響により多くの企業が時短勤務や勤務時間帯の変更等働き方の見直しを行うこととなったことを踏まえ、東日本大震災による節電対応の前後を含む期間における企業の対応の把握・分析を通じて、働き方に関する様々な課題を明らかにし、今後の検討に資するための調査を実施した。

加えて、平成24年度はワーク・ライフ・バランスに関する情報交換を促進し、企業の取組推進を支援するため、企業の人事労務を担当する管理職層を対象とする「働き方シンポジウム」、地方自治体の担当者を対象とする「ワーク・ライフ・バランスシンポジウム」を開催した。さらに、同年度には、男女共同参画推進連携会議における「ワーク・ライフ・バランスの取組推進」チームを組織して、チームメンバーである各団体の取組や課題等の報告、それらを踏まえた議論と共通認識の整理等を通じて、ワーク・ライフ・バランスの必要性や取組方法についての理解を深め、団体やその傘下団体の主体的な取組を推進し、国民各層への気運醸成を図った。

厚生労働省では、「憲章」及び「行動指針」を踏

まえつつ、あらゆる機会を捉え、職業生活と家庭生活の両立を図りやすくするための雇用環境の整備に関する周知啓発活動を積極的に行っている。

特に父親の子育てについては、平成22年6月の改正育児・介護休業法の施行と併せ、育児を積極的に行う男性「イクメン」を広めるため、「イクメンプロジェクト」を開始し、24年度も引き続き実施した。本プロジェクトは、参加型の公式サイト⁶の運営やハンドブックの配布等により、男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指している。

イクメン本人だけでなく、周りの人や企業等広く社会に活動を広げていくために、公式サイトではイクメンを応援するイクメンサポーターを募集している。さらに、イクメンサポーター企業が従業員向けに行っている両立支援の取組を紹介するなど、企業の自発的な取組を促進している。

2 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備

(1) 働き方の見直し

厚生労働省では、依然として週60時間以上就業する労働者の割合が高水準で推移し、年次有給休暇の取得率が5割を下回る状況にあり、労働者の意識や抱える事情の多様化等の課題に対応するために、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）及び「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針（平成18年厚生労働省告示第197号））に基づき、所定外労働時間の削減及び年次有給休暇の取得促進を始めとした労使の自主的な取組を促進する施策を推進した。

(2) 父親の子育てへの参画や子育て期間中の働き方の見直し

文部科学省では、就学時健診等の多くの親が集まる機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供を支援している。

また、父親の家庭教育への参加を促進するため、父親の家庭教育を考える集いや、企業に出向いた学

習講座の実施等を支援している。

(3) 企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づき、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援を進めている。

地域や企業の更なる取組を促進するため、平成20年12月に次世代法が改正された。この改正法の施行により、23年4月1日から「一般事業主行動計画」（以下「行動計画」という。）の策定・届出等が義務となる企業が常時雇用する従業員数301人以上企業から101人以上企業へ拡大された。これを受けて厚生労働省では、次世代育成支援対策推進センター（行動計画の策定・実施を支援するため、厚生労働大臣が指定した事業主団体等）、労使団体及び地方公共団体等と連携し、行動計画の策定・届出等の促進を図っている。

また、適切な行動計画を策定・実施し、その目標を達成するなど一定の要件を満たした企業は厚生労働大臣の認定を受け、認定マーク（愛称：くるみん）を使用することができることとされているところである。この認定制度及び認定マークの認知度を高めるため、認定企業の取組事例や認定を受けるメリット等を積極的に紹介するとともに、平成23年6月に創設された認定企業に対する税制上の措置⁷を周知し、認定の取得促進を図っている。

【参考：平成25年3月末現在】

○ 一般事業主行動計画届出状況	
規模計	70,333社
301人以上企業	14,529社
	(届出率98.4%)
101人以上300人以下企業	32,109社
	(届出率97.7%)
100人以下企業	23,695社
○ 認定企業	1,471社

⁶ 厚生労働省委託事業 イクメンプロジェクト <http://ikumen-project.jp/index.html>

⁷ 平成23年4月1日から26年3月31日までの期間内に開始する各事業年度において次世代法に基づく認定を受けた企業は、認定を受けた日を含む事業年度終了の日において有する建物等のうち、認定を受ける対象となった行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、普通償却限度額の32%の割増償却ができる。

育児や介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主等を支援するため、両立支援助成金の支給を行っている。

さらに、仕事と家庭の両立に向けた企業の自主的な取組を推進するため、インターネットで設問に答えると自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」を点検・評価することができる両立指標や両立支援を積極的に取り組んでいる企業の取組等を掲載したサイト「両立支援のひろば」⁸を運用するとともに、企業の両立支援の進捗状況に応じた取組のポイントと様々な企業の具体的な取組事例をまとめた「ベストプラクティス集」（中小企業における両立支援推進のためのアイデア集）による効果的・効率的な情報提供を行っている。

加えて、仕事と育児・介護等との両立支援のための取組を積極的に行っており、かつ、その成果が上がっている企業に対し、公募により「均等・両立推進企業表彰」を実施し、その取組をたたえ、広く周知することにより、労働者が仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備を促進している。

また、国及び地方公共団体においても、職員を雇用する「事業主」の立場から、職員の仕事と子育ての両立支援等に関する「特定事業主行動計画」を策定することとされており、実情を踏まえつつ、より一層職員の職業生活と家庭生活の両立を図っている。

(4) 自営業者、農林水産業に携わる人々など多様な働き方における仕事と生活の調和の普及

農林水産省では、生産と育児や介護との両立を支援するため、家族経営協定の締結の促進を図った。

3 仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進

育児・介護期は特に仕事と家庭の両立が困難であることから、労働者の継続就業を図るため、仕事と家庭の両立支援策を重点的に推進する必要がある。

平成23年度には、女性の育児休業取得率は87.8%と、育児休業制度の着実な定着が図られつつある。しかし、第1子出産後の女性の継続就業割合をみると、子どもの出生年が17年から21年である女性の継

続就業率は38.0%（平成22年）にとどまっており、仕事と育児の両立が難しいため、やむを得ず辞めた女性も少なくない。

また、男性の約3割が育児休業を取りたいと考えているが、実際の取得率は2.63%（平成23年度）にとどまっている。さらに、男性の子育てや家事に費やす時間も先進国中最低の水準にとどまっている。こうした男女とも仕事と生活の調和のとれない状況が女性の継続就業を困難にし、少子化の原因の一つとなっていると考えられる。

こうした状況の中、男女共に子育て等しながら働き続けることができる環境を整備することを目的に、平成21年6月に育児・介護休業法の一部が改正され、短時間勤務制度の措置義務や所定外労働を免除する制度の新設のほか、父母が共に育児休業を取得する場合の休業期間の延長（パパ・ママ育休プラス）等、父親の育児休業取得を促進するための制度の導入等が盛り込まれた。このうち、短時間勤務制度、所定外労働の制限の制度及び介護休暇については、これまで従業員数が100人以下の事業主には適用が猶予されていたが、24年7月1日から全面施行された。

厚生労働省では、この育児・介護休業法の周知・徹底を図るとともに、法律に規定されている育児・介護休業や短時間勤務制度等の措置等の両立支援制度を安心して利用できる職場環境の整備を支援している。

都道府県労働局雇用均等室では、計画的に事業所を訪問し、就業規則等で必要な制度が設けられているかを確認するなど、育児・介護休業法に規定されている制度の普及・定着に向けた行政指導を実施している。また、育児休業等の申出や取得を理由とした不利益取扱いに対しては、相談者の意向に配慮しつつ、相談事案が生じている事業所に対する報告徴収を積極的に実施し、迅速かつ厳正に対応している。

さらに、平成19年4月に成立した雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）において、19年10月から22年3月31日までの暫定措置として、雇用の継続を援助、促進するための育児休業給付の給付率を休業前賃金の40%（休業期間中30%・職場復帰6か月後に10%）から50%（休業期間中

⁸ 厚生労働省委託事業 両立支援総合サイト「両立支援のひろば」<http://www.ryouritsu.jp/index.html>

30%・職場復帰6か月後に20%)に引き上げ、21年3月に成立した雇用保険法等の一部を改正する法律(平成21年法律第5号)において、22年3月末まで給付率を引き上げている暫定措置を当分の間延長するとともに、休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、全額を休業期間中に支給することとした。

政府では、テレワークが様々な働き方を希望する者の就業機会の創出及び地域の活性化等に資するものとして、関係各省が連携し、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を推進している(第5章第5節2参照)。

4 仕事と生活の調和等に関する統計の整備

総務省では、平成23年度に、年次有給休暇の取得日数、仕事からの個人の年間収入等、仕事と生活の調和の分析に資する項目を新たに追加して社会生活基本調査を実施した。また、24年度に同調査の結果を公表し、「行動指針」の数値目標となっている「6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間」を始めとした仕事、家事、育児、趣味・娯楽、スポーツ、休養等の時間量の実態把握に資する基礎資料を提供している。

第2節

多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

(1) 総合的な子育て支援の推進

子どもと子育てを応援する社会の実現に向けて、平成22年度から26年度までの5年間で目指すべき施策内容と数値目標を盛り込んだ、少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)に基づく「少子化社会対策大綱」(平成22年1月閣議決定。以下「子ども・子育てビジョン」という。)に基づき、総合的な子育て支援を推進している。

社会保障・税一体改革においては、社会保障に要する費用の主な財源となる消費税の充当先が、現在の高齢者向けの3経費(基礎年金、老人医療、介護)から、子育てを含む社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)に拡大されることとなった。

この子育て分野の受け皿となる、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築については、「子ども・子育てビジョン」においても検討

することとされ、政府は、子ども・子育て関連3法案を第180回国会に提出した。その後、国会の審議過程で認定こども園制度の改善等の修正等がなされ、平成24年8月10日、子ども・子育て関連3法(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号))が成立し、同月22日に公布された。

子ども・子育て関連3法に基づく新たな子ども・子育て支援制度では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしている。具体的には、(ア)認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設、(イ)認定こども園制度の改善、(ウ)地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとしている。実施主体は基礎自治体である市町村であり、地域の実情等に応じて幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に必要な給付・事業を計画的に実施していくこととしている。

さらに、地方公共団体においては、次世代法に基づき、地域における子育て支援や母性、乳幼児の健康の確保・増進等を内容とする地域行動計画が策定され、これに基づく取組が進められている。

地域行動計画は、5年を1期として全ての地方公共団体に策定が義務付けられており、都道府県及び市町村においては、平成21年度中に策定した「後期行動計画」に基づき、取組が進められた。

(2) 経済的な子育て支援の充実

子育て世帯に対する現金給付については、児童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号)が、衆議院における一部修正の上、平成24年3月に成立し、同年4月1日から新しい児童手当制度が施行された。これにより、所得制限額(例:夫婦・児童2人世帯の場合は年収960万円)未満の者に対して、3歳未満と、3歳から小学生の第3子以降につ

いては児童一人当たり月額1万5,000円、3歳から小学生の第1子・第2子と、中学生については児童一人当たり月額1万円の児童手当が支給されることになった。また、所得制限額以上の者に対しては、特例給付として、当分の間、児童一人当たり月額5,000円が支給されることになった（所得制限は平成24年6月分から適用）。なお、施設入所等児童についても、児童手当が支給されることになった。

(3) 保育サービスの整備等

厚生労働省では、平成24年度において、「安心子ども基金」を積み増すとともに、事業実施期限を25年度末まで更に延長し、保育所の整備、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修等を実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を進め、保育等の充実・拡充を行っている。さらに、待機児童解消の取組を加速するため、24年度補正予算により、保育士確保施策の拡充、保育士の資格取得と継続雇用の強化、保育士の処遇改善等を行い、従来より一層踏み込んだ取組を推進している。

このほか、平成23年度から実施している「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」に沿って、内閣府では、待機児童解消に積極的に取り組む地方公共団体の「待機児童ゼロ計画」を採択している。また、厚生労働省では、同計画を採択された地方公共団体のうち、一定の基準を満たした場合に保育所整備等の補助率がさき上げ等を実施している。

(4) 放課後子どもプランの推進

文部科学省と厚生労働省が連携し、地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、放課後子ども教室と放課後児童クラブが連携して実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、推進を図っている。

平成24年度においては、文部科学省の「放課後子ども教室事業」は全国1万98か所（平成24年6月現在）で、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」は全国2万1,085か所（24年5月現在）でそれぞれ実施している。

(5) 地域における子育て支援の拠点等の整備

文部科学省では、幼稚園教育要領に基づき、幼稚園の標準の教育時間（4時間）の前後や長期休業期間中等に行われる、いわゆる「預かり保育」や、子育て相談や子育てに関する情報提供、保護者同士の交流の機会の提供等、幼稚園における子育て支援活動を推進している。

平成24年度においては、全国の幼稚園の教員等を対象に、幼稚園教育要領等の趣旨の理解を推進するための協議会を開催し、幼稚園における子育て支援の更なる推進を図っている。また、公立幼稚園については、地方交付税により、私立幼稚園については、私学助成等により、預かり保育や子育て支援活動を支援している。

幼稚園、保育所等のうち、(ア)就学前の子どもに教育・保育を提供する機能（保育に欠ける子どもも欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に行う機能）、(イ)地域における子育て支援を行う機能（全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場の提供等を行う機能）を備える施設について、都道府県知事等が認定する認定こども園制度が平成18年10月から開始された。この認定こども園の認定件数は、25年4月1日現在、全国で1,099件となっている。認定こども園制度の普及促進のため、20年度に認定こども園における課題について議論を進め、21年3月に報告を取りまとめるとともに、報告書において指摘された課題について対応してきた。24年8月に関連法が成立した「子ども・子育て支援新制度」においては、「幼保連携型認定こども園」を学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として認可・指導監督権限を一本化し、認定こども園・幼稚園・保育所に共通する給付（施設型給付）を創設して財政支援を一本化することなどにより、認定こども園制度の更なる普及促進を図ることとしている。

また、幼児教育の振興を図る観点から、幼稚園に通う園児の保護者に対する経済的負担の軽減や、公・私立幼稚園間における保護者負担の較差の是正を図るため、入園料や保育料等を減免する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、その所要経費の一部を幼稚園就園奨励費補助金により補助している。当該補助金は、兄弟姉妹の同時就園を条件に、第1子に対して、第2子以降の園児の保

護者負担を軽減する優遇措置を講じており、平成18年度及び20年度に保護者負担の一層の軽減を図るため優遇措置の対象となる園児を拡大し、24年度は私立幼稚園における補助単価を引き上げた。

(6) 地域住民等の力を活用した子育て環境の整備、交流の促進

厚生労働省では、身近な場所に子育て中の親子が気軽に集まって、相談や交流を行う地域子育て支援拠点の設置を推進しており、平成24年度は5,968か所で実施されている。また、保護者の通院や社会参加活動、又は育児に伴う心理的・身体的負担の軽減のため、保育所や駅前等利便性の高い場所で就学前の児童を一時的に預かる一時預かり事業の取組を推進しており、同年度は7,656か所で実施されている。乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、保育施設までの送迎や放課後の預かり、病児・病後児の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進しており、同年度は699か所で実施されている。

また、経済産業省では、被災地における様々な社会的課題（高齢者の介護・福祉、買い物支援、まちづくり・まちおこし等）をビジネスの手法を用いて解決するソーシャルビジネスを振興することで、被災地の高齢者や女性等の社会進出を促進し、被災地における新たな産業や雇用の創出による地域活性化を図った。また、ソーシャルビジネス事業者の資金調達ニーズに対しては、日本政策金融公庫を通じた地域活性化・雇用促進資金（社会貢献型事業関連）の活用によりソーシャルビジネス事業者に対する融資を実施することで、資金調達の円滑化に向けた環境整備を進め、事業活動の促進を図った。

文部科学省では、身近な地域において、全ての親が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供等の家庭教育を支援する活動を推進している。

また、地域住民、学校、行政、NPO、企業等の協働による社会全体での家庭教育支援の活性化を図るため、効果的な取組事例等を活用した全国的な研究協議を行っている。平成24年度においては、23年度に取りまとめられた家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書「つながりが創る豊かな家庭教

育」の提言の趣旨を踏まえ、埼玉県と鳥取県において研究協議会を開催し、全国的な啓発を行った。

さらに、家庭教育の基盤となる、食事や睡眠等を始めとする子どもの基本的な生活習慣の定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進しており、企業や働く保護者向けの啓発資料として「企業と家庭で取り組む早寝早起き朝ごはん」パンフレットを作成し、全国の公民館や教育関係機関、労働関係機関等に配布して全国的な啓発を行った。

独立行政法人国立女性教育会館では、家庭教育の重要性に鑑み、男女共同参画の視点を踏まえた社会全体で担う子育て支援の在り方等を学ぶための「家庭教育・次世代育成指導者研修」を実施した。

(7) 子育てのための生活環境の整備

国土交通省では、子育てに適したゆとりある住宅・居住環境を確保するため、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進するとともに、住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを利用した融資等により、良質な持家の取得を支援している。

また、公的賃貸住宅における保育所等の子育て支援施設の一体的整備や、子育て世帯の居住の安定確保を図る民間事業者等による先導的な取組を支援しているほか、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえ、子育て世帯に対し当選倍率を優遇するなどの対応を行っている。さらに、職住近接で子育てしやすい都心居住、街なか居住を実現するため、住宅の供給や良好な住宅市街地等の環境整備を行っている。

加えて、安全で安心な道路交通環境の整備として、歩道、自転車道等の設置、歩行者等を優先する道路構造の整備、無電柱化、交通安全施設等の整備を実施しているほか、安全で安心して利用ができる幼児送迎サービスを提供するための個別輸送サービス（STS：スペシャル・トランスポート・サービス）の普及を推進している。また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づく取組も行っている（第9章第2節2参照）。

警察では、子ども連れでも安心して歩くことができるよう、生活道路等において、最高速度時速30キロメートルの交通規制や信号機等の交通安全施設等の整備を行い、通過交通の進入抑制や速度抑制、外

周となっている幹線道路における交通流円滑化等の道路交通環境の整備に努めた。

また、子育て支援の効果をも有する交通安全対策として、幼稚園・保育所等と連携したチャイルドシートの正しい使用方法に関する講習会や幼児二人同乗用自転車の安全利用に関する自転車教室を開催したほか、地方公共団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて、チャイルドシートや幼児二人同乗用自転車の普及促進に積極的に取り組んだ。

さらに、高齢運転者や妊娠中の運転者等による駐車を支援するため、高齢運転者等専用駐車区間制度を運用した。

このほか、文部科学省、国土交通省、警察庁では、集団登校中の児童等が巻き込まれる重大な交通事故が連続して発生したことを受け、全国の公立小学校等の通学路について、学校、教育委員会、道路管理者、警察が連携し、保護者、地域住民等との協力も得て緊急合同点検を実施し、必要な対策を講ずるなど、通学路における交通安全の確保に向けた対策を推進した。

第3節

働く男女の健康管理対策の推進

1 メンタルヘルスの確保

厚生労働省では、事業者がメンタルヘルスケアに取り組む際の原則的な実施方法を示した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年3月健康保持増進のための指針公示第3号）に基づく取組が実施されるよう、事業者に対し、労働基準監督署を通じた指導や各都道府県に設置したメンタルヘルス対策支援センターによる支援を実施している。

また、厚生労働省のウェブサイト「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」⁹を設置し、事業者、産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して「メンタルヘルス対策の基礎知識」や「悩みを乗り越えた方の体験談」等、メンタルヘルスに関する様々な情報提供を行っている。

さらに、業務による心理的負荷を原因として精神障

害を発病した場合の労災補償について、平成23年12月に策定した労災認定基準に基づき、審査の迅速化を図るとともに、労災認定基準の周知に努めている。

2 女性労働者の母性保護及び母性健康管理

厚生労働省では、男女雇用機会均等法に基づいた母性健康管理の措置（健康診査の受診等に必要な時間の確保及び医師等の指導事項を守るために必要な措置を講じること）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）の母性保護規定（産前産後休業、危険有害業務の就業制限等）について、事業主、女性労働者、医療関係者等に対し周知・徹底を図っている。

また、母性健康管理に関して必要な措置を講じない等男女雇用機会均等法違反の企業に対し、行政指導を行うとともに、事業主が母性健康管理の措置を適切に講ずることができるように、女性労働者に対して出された医師等の指導事項を的確に事業主に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用を促進している。

さらに、企業や働く女性に対して母性健康管理に関する情報を提供する支援サイト「妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビ」¹⁰をPCサイト及び携帯サイトで開設し、制度の周知を図っている。

3 妊娠・出産する女性の就業機会確保

妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱いについては、男女雇用機会均等法に違反する雇管理の実態が把握された企業に対して是正指導を行うとともに、労働者と事業主の間の紛争については、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び機会均等調停会議による調停により、紛争の円滑かつ迅速な解決を図っている。

⁹ 厚生労働省委託事業 こころの耳 <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

¹⁰ 「妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビ」

PCサイト：<http://www.bosei-navi.go.jp/> 携帯サイト：<http://www.bosei-navi.go.jp/mobile/>

第7章

活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

第7章

活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

第1節

意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

1 意識と行動の変革

農林水産省では、農山漁村に残存している固定的な性別役割分担意識に基づく慣行や習慣を解消するとともに、女性の役割を適正に評価し、農山漁村に暮らす男女が、自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自身で設計・実現していくことができるよう、「農山漁村女性の日」を中心とした関係団体による記念行事の開催、地域における優良な女性の取組や女性登用に積極的な組織の表彰への支援等、男女共同参画社会の形成に向けた普及啓発等を推進した。

また、男女を問わず「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得するため、食生活に関する情報提供等の食育を推進した。

2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

農林水産省では、「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)を踏まえて設定した女性農業委員や農業協同組合の女性役員の登用目標の達成に向け、全国各地における地域研修会の開催、地域組織レベルでの女性の登用状況の調査・公表、女性の登用が遅れている地域に対する重点的な推進活動等を実施した。また、経営管理能力等の向上に向けた研修や情報提供を通じ、女性リーダーの育成を図った。

また、農業・農村において重要な役割を果たしている女性の意見が、地域の方針決定に着実に反映されることが重要であるため、地域の中心となる経営体や地域農業の在り方等を定める人・農地プランの検討に当たっては、市町村による検討会のメンバーのおおむね3割を女性とすることを求めるなど、地

域の方針決定過程への企画・立案段階からの女性の参画を積極的に促進した。

第2節

女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

文部科学省では、都市と農山漁村の交流の推進の一環として、小学校において実施する農山漁村での自然宿泊体験活動を支援し、小学校における豊かな体験活動の充実した展開を推進した。

農林水産省では、地域農産物を活用した起業活動による農産物加工や販売等を通じて、我が国の農業・農村において重要な役割を果たしている女性農業者の活躍への支援を充実・強化することとし、女性による経営や起業活動、6次産業化の取組を更に発展させるため、関連する施策を女性にとって実質的に利用しやすいものとする観点から、6次産業化関連等の一部の補助事業の実施に当たり、女性農業者等が応募した場合に優先的に採択される枠を設定するなどの取組を行った。

また、女性経営者相互のネットワークの形成や、異業種・民間企業経営者との交流・情報交換を通じて、それぞれの経営や活動を発展させることができるよう支援した。

併せて、6次産業化の取組をサポートする「ボランティア・プランナー」への女性農林漁業者の任命を進めることにより、女性の視点を積極的に活用した。

さらに、家族の話し合いによって女性の経営参画を促すとともに、経営全体の改善に有効な取組である家族経営協定について、若い世代を中心とした普及啓発を図った。

第3節

女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

1 快適に働くための条件整備

農林水産省では、家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進した。

2 高齢化の進展への対応

農林水産省では、農村において高齢者が健康に生涯現役で活躍できるよう、高齢者グループが行う起業活動への支援や医療関係者による健康状態調査等の健康管理活動、農と福祉のマッチングを推進した。

第8章

貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

第1節

セーフティネットの機能の強化

1 社会保険の適用拡大の検討

厚生労働省では、非正規労働者への雇用保険の適用拡大（6か月以上雇用→31日以上雇用）について、事業主に対する周知等を通じて、着実な実施に取り組んでいる。

また、雇用保険を受給できない求職者を対象に、職業訓練を実施するとともに、訓練期間中の生活を支援し、訓練の受講を容易にするための給付金を支給することなどにより早期の就職を支援する「求職者支援制度」を実施している。さらに、働き方に中立的な社会保険制度を目指して、短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大等を内容とする「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」を第180回国会に提出し、平成24年8月に成立した（第3章第1節3参照）。

2 就労による経済的自立を目指す仕組みの確立

雇用保険制度において、基本手当の算定基礎となる賃金日額について、法定の下限額等の引上げや早期再就職のインセンティブを強化するための再就職手当の給付率の引上げを行い、セーフティネットとしての機能強化を図っている。さらに、いわゆるリーマンショック以降に実施している個別延長給付

や雇止めによる離職者に対する給付日数の拡充措置等の暫定措置（平成23年度末まで）が2年間（25年度末まで）延長され、依然として厳しい現下の雇用失業情勢の中、労働者の生活及び雇用の安定が図られた。

3 ナショナルミニマムの基準・指標の研究

ナショナルミニマムの基準・指標の研究については、我が国における多面的な貧困の把握に資するよう、諸外国における貧困指数の調査研究を実施した。

第2節

雇用・就業の安定に向けた課題

就労における男女の均等な機会と公正な処遇の確保、女性の就業継続や再就職の支援、仕事と生活の調和等を進めるとともに、男女の社会における活動の選択に対する中立性等の観点から社会制度の検討を行った。所得税・個人住民税における配偶者控除については、平成25年度税制改正要望において、厚生労働省と内閣府が共同で見直しの要望をした。

第3節

安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題

1 ひとり親家庭等に対する支援の推進

厚生労働省では、母子家庭の母等について、母子

及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）等に基づき、（ア）保育所の優先入所、日常生活支援事業等の子育て・生活支援策、（イ）母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援給付金等の就業支援策、（ウ）養育費相談センターの設置等の養育費の確保策、（エ）児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉貸付金の貸付けによる経済的支援策といった自立支援策を総合的に展開している。また、平成25年3月に施行した母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号）等に基づき、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実や民間事業者に対する協力の要請等を行っている。

平成24年度においては、上記施策の推進を図るとともに、安心こども基金を活用して、高等技能訓練促進費等の支給期間の拡大やひとり親家庭等の在宅就業の環境整備の推進等、就業・自立に向けた支援を実施したほか、ひとり親家庭の自立支援の拡充を図るため、児童扶養手当の支給対象を父子家庭の父にも拡大し（平成22年8月）、生活保護の母子加算についても引き続き支給した。

2 生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組

文部科学省では、家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、例えば以下のような取組により教育費の負担軽減を進めている。

- ア 幼稚園の入園料や保育料に係る経済的負担を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、その所要経費の一部を補助している（第6章第2節1（5）参照）。
- イ 補助金の交付及び地方財政措置により、経済的に就学困難な学齢児童生徒の保護者を対象に市町村が行う就学援助事業を助成し、貧困が世代を超えて継承されることがないように、子どもの学びの支援を実施している（第4章第3節6参照）。
- ウ 高等学校等については、引き続き公立高等学校の授業料を無償とするとともに、私立高等学校等の生徒については、高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担を軽減している。
- エ 高等教育段階における取組として、学ぶ意欲と

能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することがないように、独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金事業の充実や、各大学が実施する授業料減免等への支援を行うとともに、学生等に対し、自らが次の社会の担い手であることの気づきを促す各大学等の取組を奨励している。また、大学院生に対しては、ティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）としての雇用等を通じた支援を行っている。

第4節 男女の自立に向けた力を高める取組

1 若年期の自立支援の充実

文部科学省では、子どもたちが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら自立して生きていくことができるよう、キャリア教育を推進している（第12章第2節1（1）参照）。また、困難な状況に置かれた児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進するなど、学校における教育相談体制の充実を支援している。

厚生労働省では、地域の若者支援機関から成るネットワークの拠点となる「地域若者サポートステーション」を設置し、ニート等の若者に対し、各人の置かれた状況に応じて個別的・継続的支援を行うとともに、高校中退者等を対象とした訪問支援（アウトリーチ）による学校教育からの誘導を円滑に行い、その職業的自立支援を推進した。

内閣府では、社会生活を円滑に営む上での困難に直面する子ども・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性をいかした発達段階に応じた支援を適切な場所において提供するため、地域協議会の設置促進を図る「子ども・若者支援地域協議会体制整備事業」や、訪問支援（アウトリーチ）に関する研修を始めとする各種研修を実施している。

2 暴力被害当事者等のエンパワーメントに向けた支援の充実

内閣府では、配偶者からの暴力の被害者の自立支援に関するマニュアルを作成し、官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象としたワークショップ等において活用している（第10章第2節3参照）。

3 個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援やサービスの提供

内閣府では、国や地方公共団体が設置している相談機関の担当者及び学校教育関係者の参加を得て、青少年相談機関連絡会議を開催し、関係機関・団体との連携体制の在り方や相談機能の充実強化のための方策について情報交換等を行い、青少年相談機関活動の充実を図っている。

警察では、少年サポートセンターにおいて、少年や保護者等からの悩みや困りごとの相談に応じ、カウンセリング等の専門知識を有する少年補導職員等が相談者に指導・助言を行っている。

第9章

高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

第1節

高齢者が安心して暮らせる環境の整備

1 高齢男女の就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援

(1) 定年の引上げ、継続雇用制度導入等による65歳までの雇用の確保等

厚生労働省では、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、65歳までの段階的な定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高齢者雇用確保措置が着実に実施されるよう事業主への指導・支援に取り組んでいる。

また、中高年齢者を試行的に雇用する事業主に対する支援等により、高齢者の再就職の促進を図った。

(2) 高齢者向けジョブ・カードによる再就職支援の推進等

厚生労働省では、職業キャリアが長い高齢者等の再就職に資するため、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく求職活動支援書として活用が可能な「職業キャリアが長い方向けのジョブ・カー

ド」を公共職業安定所において積極的に周知した。

(3) シルバー人材センターの支援等

厚生労働省では、定年退職後等の高齢者に対し、地域の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業を確保・提供するシルバー人材センターを通じて、高齢者の多様なニーズに応じた就業の促進に努めている。

(4) 学習機会の整備等

文部科学省では、総合型地域スポーツクラブの全国展開を推進し、子どもから高齢者まで誰もがスポーツに身近に親しむことができる環境整備を支援している。

また、民間団体等と協力し、定年退職を迎え仕事中心の生活から地域における生活に比重が移行していく年齢層が、男女問わず地域社会に参加し積極的な役割を得ることができるような運動・スポーツプログラムの普及啓発を幅広く行っている。

独立行政法人国立女性教育会館では、高齢者を含む地域の多様な人材が活躍する好事例を交流学習会議等の主催事業において参加者に紹介している。

独立行政法人国民生活センターでは、消費者問題

の専門家を全国各地に派遣し、高齢者等に対し公民館や学校等の施設や集会場において消費者問題を分かりやすく説明する出前講座を開催することにより、消費生活や消費者問題に関する学習機会の提供を図っている。

(5) 高齢男女の社会参画の促進

政府は、基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、「高齢社会対策大綱」（平成24年9月7日閣議決定）を策定し、これに沿って関係行政機関が連携・協力を図りつつ、施策の一層の推進を図っている。

内閣府では、年齢に捉われず自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送る高齢者や社会参加活動を積極的に行っている団体等を全国から募集し、「高齢社会フォーラム」等を通じて広く紹介している。

厚生労働省では、自治体における高齢者の生きがい・健康づくりの推進や老人クラブの活動への支援を行っているほか、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に対する支援を行っている。

さらに、雇用対策法（昭和41年法律第132号）において、労働者の募集・採用における年齢制限が原則として禁止されており、厚生労働省では、年齢にかかわらず均等な機会が確保されるよう事業主への周知・指導等に取り組んでいる。

2 高齢男女の生活自立支援

厚生労働省では、社会福祉協議会が実施する高齢者の日常生活を支援する事業（日常生活自立支援事業）について、男女別のニーズへの配慮を含め、利用者ニーズに応じて地域包括支援センターや民生委員等とも連携し一層の推進を図っている。

法務省では、判断能力の低下した高齢者等の権利を擁護するため、成年後見人等がその財産管理等を行う民法上の制度である成年後見制度により、高齢期においても資産を安全に活用できるようにしている。

政府は、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成20年3月バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定）に基づき、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に取り組んだ。

国土交通省においては、バリアフリー法に基づく取組を行っている。

3 良質な医療・介護基盤の構築等

(1) 生活習慣病・介護予防対策の推進

厚生労働省では、平成20年から「適度な運動」、「適切な食生活」、「禁煙」に焦点を当てた新たな国民運動として「すこやか生活習慣国民運動」を展開するなど、生活習慣病対策の一層の推進を図っている（第11章第1節1参照）。

介護保険制度については、平成12年4月に施行されてから10年以上が経過し、高齢期の国民生活を支える制度として順調に定着しつつある。23年6月には、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を構築するため、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）が成立し、24年4月から施行された。

これにより、地域包括ケアシステムの実現に向けて、訪問介護と訪問看護が密接に連携した「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を有する「複合型サービス」等の在宅サービス拠点の充実や、サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者住まいの整備等を進めている。

また、認知症施策の推進として、平成24年6月には「今後の認知症施策の方向性について」を取りまとめ、同年9月には「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」を策定した。

(2) 介護基盤の構築と安定的医療提供体制の整備

介護・福祉サービスの基盤整備に当たっては、身近な生活圏域で介護予防から介護サービスの利用に至るまでの必要なサービス基盤を整備していく必要があることから、厚生労働省では、地方公共団体が創意工夫し、整備を行うことができるよう、地方公共団体が策定する整備計画に対する助成制度である地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金により、総合的な支援を行っている。

また、平成21年度第1次補正予算において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（各都道府県に設置）

を創設し、実施期限を当初予定から1年間延長して、24年度まで介護施設や地域介護拠点の緊急整備を支援した（22年度において、更なる整備促進のため、助成単価の引上げを実施）。

近年の介護サービスをめぐっては、介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難であるといった状況にある。このため、介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律（平成20年法律第44号）の成立を受けて、平成21年4月にプラス3.0%の介護報酬改定を行い、21年度第1次補正予算において、23年度までの間、介護職員一人当たり平均月額1.5万円の賃金引上げに相当する介護職員処遇改善交付金を創設し、介護職員の処遇改善に取り組んできた。24年度においても、これまでの処遇改善の取組が確実に継続されるよう、介護報酬改定により「介護職員処遇改善加算」を創設するなど、引き続き介護従事者の処遇改善を図っている。

医療提供体制の整備に当たっては、いつでも、誰でも、必要な医療を受けられる社会を実現するため、医師の不足や地域・診療科における偏在の問題や、救急医療等に対する不安の解消等に取り組んでいる。

医師の不足・偏在については、医学部定員の増員を図るとともに、平成24年度予算において、医師不足病院の医師確保を支援する地域医療支援センターの運営に対する財政支援を拡充するなどの取組を行っている。また、救急医療の充実を図るため、重篤な救急患者を24時間受け入れる救命救急センター等への財政支援を行っており、在宅医療については、24年度を「在宅医療・介護あんしん2012」と位置付け、医療計画、報酬及び予算面から包括的に取組を実施した。

また、地域の様々な医療課題の解決のため、都道府県に設置された「地域医療再生基金」について、平成24年度補正予算において積み増しを行い、医師確保対策等について更なる支援を行っている。

さらに、都道府県による新たな医療計画（平成25年度から実施）の策定に対する支援を行い、各都道府県において新たな医療計画が策定された。

経済産業省では、高齢者や障害者等の自立を支援し、介護者の負担軽減を図るため、福祉機器開発のための実用化支援を行っている（第2-9-1表）（本章第2節2参照）。

(3) 介護サービスの質の確保等

厚生労働省では、高齢者が介護サービスを適切に選択し、利用できるような環境づくりを進めるため、介護サービス事業者の運営基準の適切な運用を図るとともに、介護サービス事業者の参入促進、福祉用具の開発・普及等の施策を推進している。また、利用者の介護サービスの選択に資するため、平成18年4月から「介護サービス情報の公表」制度を施行し、都道府県が行う事業所調査、情報の公表等の総合的な支援を行っている。

(4) 高齢者介護マンパワーの養成・確保対策の推進

厚生労働省では、介護福祉士、介護支援専門員及び訪問介護員について、養成研修や資質の向上のための研修等を実施するとともに、その内容の充実等を図っている。また、全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、きめ細かな職業相談、職業紹介、求人者への助言、指導等を行うとともに、「福祉人材コーナー」を設置していない主要なハローワークにも相談体制を整備し、福祉分野の職業相談・職業紹介、職業情報の提供及び「福祉人材コーナー」の利用勧奨等の支援を行っている。

福祉人材センターにおいては、当該センターに配置された専門員が求人事業所と求職者間双方のニーズを的確に把握した上で、マッチングによる円滑な人材参入・定着支援、職業相談、職業紹介等を実施している。

さらに、介護労働者の雇用管理改善のため、労働環境の改善に資する介護福祉機器や雇用管理制度等を導入する事業主への助成、介護労働安定センターによる雇用管理改善のための相談援助を行っている。加えて、介護サービスの高度化・多様化に対応した教育訓練の積極的な実施を図っている。

第2節

障害者が安心して暮らせる環境の整備

1 総合的な障害者施策の推進

障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現するため、政府は、「障害者基本計画」（平成14年12月24日閣議決定）及び「重点施策実施5か年計画」（平成19年

12月障害者施策推進本部決定)に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

平成21年12月には、内閣に障がい者制度改革推進本部(以下「推進本部」という。)を設置し、その下で障害のある方々を中心とする障がい者制度改革推進会議(以下「推進会議」という。)が開催され、我が国の障害者制度改革のための検討が進められた。

平成22年6月には、政府は、推進会議が取りまとめた「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」(第一次意見)を最大限に尊重した形で、改革の工程表を含む「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定し、さらに、同年12月には、推進会議が取りまとめた「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を踏まえ、障害者基本法(昭和45年法律第84号)について、障害者の定義や、障害者の地域社会における生活を支える観点等からの基本的理念の見直し、障害者政策委員会の設置等を盛り込んだ「障害者基本法の一部を改正する法律案」を23年3月に推進本部において決定した。この法案は、同年4月、国会に提出され、7月に成立し、8月に施行(一部は平成24年5月施行)された。

障害者基本法の改正により、平成24年5月、障害者基本計画の策定又は変更等に当たって調査審議や意見具申を行うとともに、計画の実施状況を監視や勧告を行うための機関として、内閣府に障害者政策委員会が設置された。同委員会では、25年度からの次期障害者基本計画の策定について、24年12月に意見を取りまとめた。障害者に対する差別の禁止の在り方については、同委員会に、24年7月に差別禁止部会が置かれ、同年9月には、同部会意見が取りまとめられた。

また、障害者基本法の一部改正等を踏まえた検討の後、平成24年3月に、推進本部において、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)とする内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害者保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」が決定され、第180回国会に提出した。同法律案は国会での審議により一部修正

が加えられ、同年6月に成立した。

障害者総合支援法では、法の目的規定を改正し、基本理念を創設するとともに、「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加えること等を内容としている。

内閣府では、「共生社会」の理念の普及を図るため、「障害者週間」(12月3日から同月9日まで)を中心に、幅広い啓発・広報活動を行っており、平成24年度の「障害者週間」行事では、「障害者フォーラム2012」において、「アジア太平洋障害者の十年(2003~2012)」の最終年を記念して、障害者関係功労者及び団体の総理大臣表彰を行うとともに、全国から募集した「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀作品の内閣総理大臣表彰等を行うなど多様な事業を実施した。

2 障害者の自立を容易にするための環境整備

文部科学省では、発達障害者(児)に対する乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援を行うため、早期からの教育相談・支援体制の構築、高等学校等における発達障害のある生徒へのキャリア教育の充実等に取り組むほか、障害特性に応じた教材等の在り方等についての実践的研究を行っている。さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の発達障害教育情報センターにおいて、発達障害に関する正しい理解や支援等に関する様々な教育情報等を、インターネットを通じて提供し、厚生労働省とも連携をしながら、必要なコンテンツ等の充実を図っている¹¹。

政府は、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、高齢者、障害者、妊婦や子ども連れの人を含む全ての男女が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びを持って生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に取り組んだ。

また、高齢者や障害者等の自立を支援し、介護者の負担軽減を図るため、福祉機器の開発のための実用化支援、情報バリアフリー環境の整備、高齢者等にやさしい住まいづくり、まちづくり、都市公園、

¹¹ 国立特別支援教育総合研究所発達障害教育情報センター <http://icedd.nise.go.jp/>

交通機関，道路整備等高齢者や障害者等が自立しやすい社会基盤の整備を推進している。

バリアフリー法では，以下の内容を定めている。

ア 新設等の施設等（旅客施設，車両等，道路，路外駐車場，都市公園，建築物等）に対する移動等円滑化基準適合義務及び既設の施設等に対する移動等円滑化基準適合努力義務を規定

イ 市町村が作成する基本構想による重点整備地区の重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進

ウ 国，地方公共団体，国民の責務として心のバリアフリーを規定

また，バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（最終改正平成23年国家公安委員会，総務省，国土交通省告示第1号）において，各施設等の移動等円滑化の目標値（2020（平成

32）年度末まで）を定めているほか，当事者ニーズに即した施設の整備や教育訓練を行うことの必要性，市町村の定める基本構想における協議会の活用等当事者の参画を図ることの必要性，心のバリアフリー及びスパイラルアップ（段階的・継続的改善）といった国，国民等の責務に関する事項等を定め，住まいづくり，まちづくり，都市公園，公共交通機関，道路交通環境の整備を推進している（第2-9-1表）。

3 雇用・就労の促進

文部科学省では，障害のある子どもが自立し社会参加するために必要な力を培うため，特別支援学校高等部等において職業教育に係る取組を推進している。

第2-9-1表 高齢者や障害者等の自立を容易にする社会基盤の整備

情報バリアフリー環境等の整備	
総務省	○高齢者・障害者向け通信・放送サービスを行うための技術の研究開発に対する支援 ○身体障害者向け通信・放送サービスの提供や開発を行う企業等に対する支援 ○字幕番組・解説番組等の普及促進
経済産業省	○福祉機器の実用化開発支援の推進
高齢者や障害者等にやさしい住まいづくりの推進	
国土交通省	○住宅のバリアフリー化の積極的な推進 ○公的賃貸住宅の整備に併せて高齢者等の生活を支援する施設を整備する事業の促進 ○シルバーハウジング・プロジェクトの推進 ○市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備，高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等への支援や，公的賃貸住宅と社会福祉施設等の一体的整備を行う場合，補助の上乗せ ○サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進 ○高齢者の所有する戸建て住宅等を広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により，高齢者の高齢期の生活に適した住宅の住み替えの促進 ○住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を活用した，高齢者が自ら居住する住宅のリフォーム等及びサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係るリバースモーゲージの推進
高齢者や障害者等にやさしいまちづくりの推進	
国土交通省	○バリアフリー法に基づく建築物，道路，都市公園，路外駐車場，官庁施設等のバリアフリー化の推進
高齢者や障害者等にやさしい公共交通機関の整備	
国土交通省	○バリアフリー法に基づく地方公共団体，公共交通事業者等によるバリアフリー化の取組の促進 ○「心のバリアフリー」を促進するためのバリアフリー教室等の実施 ○バリアフリー化施設の整備等の促進
道路交通におけるバリアフリーの推進	
警察	○高齢者等感応信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備，道路標識の大型化・高輝度化の推進等 ○歩車分離式信号の導入・運用 ○信号灯器のLED化
国土交通省	○歩道の段差・傾斜・勾配の改善，幅の広い歩道の整備等による歩行空間のバリアフリー化の実施

近年の障害者雇用状況については、雇用障害者数が9年連続で過去最高を更新するなど、着実に進展している。この進展を背景に、平成25年度から民間企業の法定雇用率を1.8%から2.0%にすることを盛り込んだ障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第165号）を公布した。

一方、中小企業を中心に更なる障害者雇用の取組を推進する必要があることから、平成24年度においては、中小企業向けの就職面接会を実施するなど、中小企業に重点を置いた、雇用率の達成に向けた指導を実施した。

また、精神障害等の多様な障害がある者については、ハローワークと福祉、教育等の関係機関とが連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」を実施するとともに、求職者へのカウンセリング業務や企業への意識啓発を行う「精神障害者雇用トータルサポーター」をハローワークに配置するなど、障害特性に応じたきめ細かな支援を実施した。

さらに、福祉、教育から雇用への一層の促進に向けて、地域で就労と生活の両面の支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」を拡充するとともに（平成23年度313センター→24年度316センター）、その機能強化を図るなど、雇用施策と福祉施策が一体となった取組を行った。

第3節

外国人が安心して暮らせる環境の整備

文化庁においては、日本語能力が十分でないことなどから、我が国に居住する外国人が安心・安全に生活できないという問題を解決し、外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるよう、日本語教育の推進を図ることを目的とする「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」を平成19年度から実施し、地域における日本語教育に関する優れた取組の支援、日本語教育の充実に資する研修及び調査研究を行っている。

文部科学省では、外国人の子どもの公立学校での受入れに当たり、適切な日本語指導や適応指導を行うことのできる体制の整備を推進するため、日本語指導等を行う教員を配置するための教員定数の加配

措置、独立行政法人教員研修センターにおける日本語指導者等に対する研修、各自治体が行う初期指導教室の実施や外国人保護者との連絡調整等を行う際に必要となる外国語が使える支援員の配置等の取組を支援する事業等を実施している。

さらに、不就学・自宅待機等となっているブラジル人等の子どもに対して、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための教室を設置し、公立学校等への円滑な転入が出来るようにする「定住外国人の子どもの就学支援事業」を国際移住機関（IOM）において実施している。平成24年度は23教室において事業を実施している。

人身取引対策に関する関係省庁では、「人身取引対策行動計画2009」に基づき、人身取引対策の取組を進めている（第10章第6節参照）。

法務省の人権擁護機関では、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を設置し、内容の充実に努めている。

法務省入国管理局では、人身取引が重大な人権侵害であるとの認識の下、被害者である外国人に対しては、関係機関と連携して適切な保護措置を講ずるとともに、被害者の立場を十分配慮しながら、本人の希望を踏まえ、被害者が正規に在留中である場合には、在留期間の更新や在留資格の変更を許可し、被害者が不法残留等の出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）違反の状態にある場合には、在留特別許可を付与するなど、被害者の法的地位の安定を図っている。

日本司法支援センター（法テラス）では、人身取引被害者が、加害者に対して損害賠償請求を行うに当たっては、当該被害者が我が国に住所を有し、適法に在留している場合であって、収入等の一定の要件を満たすときには、総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づく民事法律扶助制度が活用可能であることから、婦人相談所等にリーフレットを配布して民事法律扶助制度の周知を行った。また、人身取引被害者が被害者参加人として刑事裁判に参加するに当たっては、収入等の一定の要件を満たす場合には、法テラスを経由して国選被害者参加弁護士の選定を請求することが可能であることから、被害者参加人のための国選弁護制度の周知も併せて行った。

第4節

女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応

法務省の人権擁護機関では、法務局等において、人権相談に積極的に取り組むとともに、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制の充実を図っている。

なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づ

くり努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図っている。

文部科学省では、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の意識を高める教育を推進し、社会教育において、地域における人権教育の取組を支援した（第3章第3節1参照）。

厚生労働省では、医療関係者の養成課程において、人の尊厳を幅広く理解するための教育内容を含めることを求めるなど、患者の人権を十分に尊重するという意識・態度の育成を図っている。

第10章

女性に対するあらゆる暴力の根絶

第1節

女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

1 女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成

男女共同参画推進本部は、毎年11月12日から同月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。また、内閣府では、効果的に若年層の指導を行うため、予防啓発教材を作成し、それを活用して、平成22年度から「交際相手からの暴力の予防啓発指導者のための研修」を実施している。

2 相談しやすい体制等の整備

(1) 相談・カウンセリング対策等の充実

内閣府では、性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、地域の男女共同参画センターの相談員等を対象とした研修を行う「配偶者からの暴力等被害者支援強化促進事業」を実施した。

警察では、被害女性の二次的被害の防止や精神的被害の回復を図るため、性犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の被害女性から事情聴取を

行うことのできる女性警察官や心理学等に関する知識を有しカウンセリング等を行うことのできる職員等の確保や、民間のカウンセラー等との連携に努めている。また、被害者等の精神的被害が著しく、その回復、軽減を図る必要がある場合には、被害直後から臨床心理士等を派遣し、被害者等の精神的ケアを行っている。

さらに、「性犯罪被害110番」、「警察総合相談室」、「警察安全相談窓口」等の各種相談窓口の整備・充実を推進するとともに、女性相談交番の指定や鉄道警察隊における女性被害者相談所の設置を行っている。

法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置するとともに、インターネット人権相談受付窓口を開設するなどして、夫・パートナーからの暴力やセクシュアル・ハラスメント等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。なお、平成24年度においては、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、全国一斉「女性の人権ホットライン強化週間」を設けた。

法テラスは、その業務の一つとして、犯罪被害者支援業務を行っている。同業務は、法テラスが、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体との連携・協力の下、全国各地の相談窓口等の情報を収集し、犯罪被害者等に対して、その相談内容に応じた最適な相談窓口や法制

度に関する情報を速やかに提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介するものである。また、法テラスでは、経済的に余裕のない者が民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助や、日本弁護士連合会から委託を受けて行っている弁護士を通じた各種援助を行っている。このように、法テラスでは速やかに適切な相談窓口等に関する情報を提供し、弁護士を紹介するほか、弁護士費用等に関する援助制度を案内することにより、配偶者から暴力を受けた者等に対する支援を行っている。

さらに、被害者参加制度及び被害者参加人のための国選弁護制度において、法テラスは国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保や裁判所への指名通知等の業務を担っている。

以上の業務を迅速・適切に行うため、地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会に参加するなどして関係機関等との連携強化に努めているほか、犯罪被害者支援業務担当職員研修において、二次的被害の防止等に関する研修を行うなどして担当職員の能力向上に努めている。

厚生労働省では、婦人相談所において休日夜間も含めた相談体制の強化を図るなど、婦人相談所職員、婦人相談員等による被害女性からの相談体制の充実を図っているほか、厚生労働省では、助産師について、卒業時の到達目標の中に、「思春期の男女への支援としてDV予防を啓発する」ことなどを盛り込んでいる。

(2) 研修・人材確保

内閣府では、配偶者暴力被害者支援の関係者を対象として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）の講義や事例研究等の専門的な研修を実施している（本章第2節1参照）。

また、男女共同参画センターの相談員等を対象とした性犯罪に関する研修を実施した（本節2（1）参照）。

警察では、警察職員に対し、女性の人権擁護の視点に立った適切な対応等について教育を実施するとともに、女性に対するストーカー事案や配偶者からの暴力事案、性犯罪等の捜査要領等に関する教育を実施している。

法務省では、検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義を実施している。

また、矯正官署職員に対して、矯正研修所及び支所における各種研修の中で、配偶者からの暴力の防止等、女性の人権問題に関する講義を実施している。更生保護官署職員については、新任の保護観察官を対象とした研修等において、配偶者からの暴力の防止及び女性に対する配慮等を含めた犯罪被害者等の保護・支援に関する講義を実施している。

さらに、各地方入国管理官署の業務の中核となる職員を対象とした人権研修において、人身取引被害者、配偶者暴力防止等の人権問題に関する講義を実施しているほか、人身取引対策及び配偶者からの暴力事案に係る業務に従事する職員を対象として、人身取引及び配偶者暴力防止法に特化した専門的な研修を実施している。

人権擁護事務担当者に対する研修においては、配偶者暴力防止法についての講義をカリキュラムに盛り込むなど、更なる内容の充実を図っている。人権擁護委員に対する研修としては、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者の相談等に適切に対処するために必要な知識の習得を目的とする「人権擁護委員男女共同参画問題研修」を実施しており、同研修に配偶者暴力防止法の周知等のカリキュラムを組み込むなど、この問題への対応に努めている。

厚生労働省では、全国の婦人相談所職員、婦人相談員等を対象に、配偶者からの暴力被害者や人身取引被害者等に対する支援に関する研究協議会を開催した。また、婦人相談所等の指導的立場にある職員を対象に、配偶者からの暴力被害者等の支援における関係機関の連携について研修を実施した。さらに、各都道府県に対し、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、福祉事務所、民間団体等において直接被害女性を支援する職員や、婦人相談員等を対象とした専門研修を実施するよう支援している。

(3) 厳正かつ適切な対処の推進

警察では、刑罰法令に抵触する場合には、被害女性の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて、防犯指導や関係機関の紹介等の適切な自

衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には相手方に指導警告するなどして、被害女性への支援を推進している。

また、従来の検挙活動や防犯活動に加え、性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・警告等の措置を講じる先制・予防的活動の積極的な推進により、子どもや女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。

法務省の人権擁護機関では、夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等についても、より一層積極的に取り組み、被害者からの申告等を端緒に人権侵犯事件として調査の上、適切な措置を講じている。

(4) 関係機関の連携の促進

男女共同参画推進本部の下に設置された女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議等を通じて、関係行政機関相互の連携を深め、女性に対する暴力の根絶に向けた施策を総合的に推進している。

警察では、各都道府県の被害者支援連絡協議会の下に設置されている性犯罪被害者支援分科会やDV・ストーカー被害者支援分科会、警察署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を通じて、関係機関相互の連携を強化している。また、各都道府県において民間の被害者支援団体が、電話又は面接による相談、裁判所への付添い等を行っており、警察は、これらの団体の運営を支援している。

3 女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援

内閣府では、官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象としたワークショップを実施し、官官・官民の更なる連携強化等を図った（本章第2節1参照）。

警察では、女性に対する暴力の被害者に対して、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じた必要な自衛措置等暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行っている。また、必要に応じて通信指令システムへの電話番号登録やビデオカメラの貸与等被害防止に資する支援を行っている。

4 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり

警察では、「安全・安心まちづくり推進要綱」に基づき、防犯カメラの整備を促進するなど、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを積極的に推進している。

また、パトロールの効果的推進、地域住民等の行う自主防犯活動の支援を行うとともに、防犯ボランティア団体、地方公共団体等と連携しつつ、防犯教育（学習）の実施、防犯マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯指導、助言等を積極的に行うほか、女性に対する暴力等の被害者からの要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を推進している。

さらに、様々なメディアやインターネットを通じて性に関する情報が氾濫しており、少年の犯罪被害も深刻な状況にあることから、警察では、性を売り物とする営業に対する指導や福祉犯の取締りを積極的に行っている。また、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関する広報啓発活動を推進しており、特に、平成22年11月以降、関係府省等と連携し、児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指して、関係事業者に対する要請活動、保護者に対する啓発活動を強力に推進している。

5 女性に対する暴力に関する調査研究等

内閣府では、全国の20歳以上の男女5,000人を無作為に抽出し、「男女間における暴力に関する調査（平成23年度）」を実施し、平成24年4月にその結果を公表した（第1部第5章第1節参照）。

警察では、相談受理等を通じて認知したストーカー事案及び配偶者からの暴力事案について所要の分析を行うとともに、その結果を警察庁ホームページ等で公表している。

厚生労働省では、女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能に関する研究を実施した。

第2節

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

1 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項

関係府省では、配偶者暴力防止法及び同法に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）に沿って、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を積極的に推進している。

全国の都道府県等には、配偶者暴力防止法に基づいて、222か所（平成25年3月現在）の配偶者暴力相談支援センターが設置されており、配偶者からの暴力に係る相談、カウンセリング、一時保護（婦人相談所のみ）、自立支援等の業務を実施している。また、このうち市町村における配偶者暴力相談支援センターの数は49か所（平成25年3月現在）となっており、第3次基本計画における平成27年までに100か所という目標に向けて設置を促している。

内閣府では、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ法令、制度及び関係施設についての情報等を収集し、内閣府のホームページを通じ、外国語版も含め提供している。

また、官民の配偶者暴力被害者支援の関係者（相談員及び相談員を管理する立場の職員）を対象としたワークショップを行う「配偶者からの暴力被害者のための官官・官民連携促進事業」を実施し、地域における関係者の連携事例や先進的な取組の共有・意見交換等を通じ、官官・官民の更なる連携強化等を図った。

警察では、配偶者暴力防止法に基づき、裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けたときは、配偶者暴力相談支援センターと連携し被害者の安全の確保を図るとともに、被害者に防犯上の留意事項を教示するなど、事案に応じた必要な措置を講じている。保護命令違反を認めるときには、検挙措置を講ずるなど厳正かつ適切に対処している。

また、各都道府県の被害者支援連絡協議会の下に設置されている性犯罪被害者支援分科会やDV・ス

トーカー被害者支援分科会、警察署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を通じて、関係機関相互の連携を強化している。

法務省の人権擁護機関は、婦人相談所等の関係機関との情報交換等を通じて、被害女性の救済に向けた連携の強化を図っている。

法務省入国管理局では、地方入国管理局等の総務課に関係機関等との窓口となるDV対策事務局を設置するなどの体制を構築し、関係機関等との連携強化を図るとともに、外国人被害者の保護に努めている。

厚生労働省では、配偶者からの暴力被害者の保護及び自立支援について、婦人相談所と関係機関等との連携の強化を図っている。具体的には、各都道府県において、婦人相談所と福祉事務所、民間シェルター等関係機関との定期的な連絡会議や事例検討会議を開催するとともに、事例集や関係機関の情報を掲載したパンフレットを作成・配布している。

2 相談体制の充実

内閣府では、配偶者からの暴力について相談できる窓口を知らない被害者を相談機関につなぐため、自動音声で最寄りの配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口を案内する「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス（DV相談ナビ）」¹²を実施している。

警察では、各都道府県警察の相談窓口の利便性を向上させ、被害者からの事情聴取に当たっては、加害者から離れた静かな場所で行うなどして、被害者が相談・申告しやすい環境の整備を図っている。

また、厚生労働省では、婦人相談所におけるDV等に関する相談・援助等において、弁護士等による法的な調整や援助を得る法的対応機能強化事業を実施している。

3 被害者の保護及び自立支援

内閣府では、「配偶者からの暴力の被害者の自立支援スタートアップマニュアル」を作成し、官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象としたワークショップ等において活用している。

警察では、女性に対する暴力の被害者に対して、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じた必

¹² DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス（DV相談ナビ）ナビダイヤル0570-0-55210（全国共通）

要な自衛措置等暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行っている（本章第1節3参照）。また、平成25年2月から順次新たな取組として、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者等が相談に訪れた際、事案の危険性や被害の届出及び警察の執り得る措置を図示しながら分かりやすく説明する「被害者の意思決定支援手続」を導入している。

婦人相談所では、被害者及び同伴する家族の一時保護を実施するとともに、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間シェルター等に一時保護を委託している。また、厚生労働省では、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設において配偶者からの暴力被害者等の心のケア対策を行う心理療法担当職員や同伴児童へのケアを行う指導員の配置を促進している。

国土交通省では、被害者の居住の安定確保のため、事業主体において、地域の実情を踏まえた公営住宅への優先入居や目的外使用を行うことができるよう措置している。

法務省入国管理局では、DV被害者である外国人に対しては、関係機関と連携して被害者の身体確保を確実なものにする一方、DV被害のために別居を余儀なくされたり、提出資料が用意できない被害者から、在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請があった場合には、被害者本人の意思及び十分に立場を考慮しながら、個々の事情を勘案し、人道上的観点から適切に対応している。

また、DV被害を要因として不法残留等の入管法違反となっている場合も、個々の事情を勘案し、人道上的観点から適切に対応している。

4 関連する問題への対応

(1) 児童虐待への適切な対応

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向け、(ア)虐待の「発生予防」、(イ)虐待の「早期発見・早期対応」、(ウ)虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制の整備・充実を図っている（第4章第3節1参照）。

(2) 交際相手からの暴力への対応

配偶者暴力相談支援センターでは、交際相手から

の暴力被害を受けた者からの相談に対応している。

警察では、交際相手からの暴力について、刑罰法令に抵触する事案については、被害者の意思を踏まえ、検挙その他の措置を講じ、刑罰法令に抵触しない事案についても、被害者に対する防犯指導、加害者への指導警告等事案に応じた措置を講じている。

厚生労働省では、恋人からの暴力被害者について、従来から婦人相談所での一時保護や婦人保護施設への入所措置の対象としてきたところであり、母子生活支援施設等への一時保護委託についても対象としている。

(3) ストーカー行為等への厳正な対処等

警察では、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）を適切に運用し、つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置を講じているほか、同法その他の法令を積極的に適用したストーカー行為者の検挙を行っている。また、体制の整備及びストーカー対策実務担当者の教育を実施し、ストーカー行為等に対して厳正に対処している。

その中で、ストーカー規制法に基づき、自衛措置の教示等の警察本部長等による援助を被害者からの申出内容に応じた的確に実施している。また、ストーカー規制法又は刑罰法令に抵触しない事案についても、「女性・子どもを守る施策実施要綱」に基づいて、防犯指導、関係機関の教示等や、必要に応じて相手方に対する指導警告を行うなど、被害女性の立場に立った対応に努めている。さらに、長崎県西海市における女性2名被害殺人事件に係る警察の対応の問題点を踏まえ、同様の事案の再発防止に向けて、迅速かつ的確な組織対応の徹底を推進している。

また、関係機関・団体、関係事業者等との連携を強化するとともに、広報啓発活動の推進に努めているほか、ストーカー事案の実態把握を進めている。

さらに、平成25年2月から順次新たな取組として、「被害者意思決定支援手続」を導入している（本節3参照）。

第3節 性犯罪への対策の推進

1 性犯罪への厳正な対処等

捜査機関では、強姦罪、強制わいせつ罪、児童福祉法の淫行をさせる罪等の関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努めている。

2 被害者への支援・配慮等

内閣府では、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進するため、性犯罪被害者支援現場の一線で活躍している医療関係者、支援者・当事者、弁護士等の有識者及び関係省庁の協力を得て、警察による「性犯罪被害者対応拠点モデル事業」の検証結果、民間団体による先行事例等を踏まえ、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引～地域における性犯罪・性暴力被害者支援の一層の充実のために～」を平成24年5月に公表し、都道府県・政令指定都市、都道府県警警察本部、民間被害者支援団体、産婦人科医会に配布した。

また、性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、男女共同参画センターの相談員等を対象とした研修を実施した（本章第1節2（1）参照）。

警察では、指定された警察職員が事件直後から被害女性に付き添い、病院の手配、自宅等への送迎、困りごとの相談等そのニーズに応じた適切な支援活動を行っている。被害女性からの事情聴取等に当たっては、その精神状態等に十分配慮し、被害女性が安心して事情聴取等に応じられるよう、女性警察官による事情聴取体制を拡大するとともに、内装や設備等に配慮した事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図っている。

また、性犯罪の被害女性に対し、その被害に係る初診料、診断書料、緊急避妊措置費用、検査費用等を公費で支給することとし、その経済的負担の軽減に努めているほか、性犯罪被害者に対する治療、カウンセリング、法律相談等の各種支援とともに証拠採取、事情聴取等の捜査を一つの場所ですぐに行う「性犯罪被害者対応拠点モデル事業」（平成22年度実

施）の効果、運営課題等について行った検証結果等を踏まえつつ、関係機関・団体と連携を図りながら、性犯罪被害者のニーズを十分考慮した対応に取り組んでいる。

さらに、性犯罪や性的虐待等の被害を受けた少年の再被害防止や立ち直りの支援のため、少年補導職員が中心となり、「被害少年カウンセリングアドバイザー」や「被害少年サポーター」等の協力を得て、被害少年の特性に配慮した継続的な支援活動を推進している。

加えて、警察では被害者連絡制度に基づき、被害者等に対する事件の捜査状況等の情報提供に努め、その精神的負担の軽減を図っている。

法務省では、被害者等通知制度により、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、被害者等からの希望に応じて、事件の処理結果、裁判結果、加害者の刑の執行終了予定時期、釈放された年月日、刑事裁判確定後の加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知し、その精神的負担の軽減を図っている。

また、少年審判において保護処分を受けた加害者についても、少年院、少年鑑別所、地方更生保護委員会及び保護観察所等が連携して、被害者等からの希望に応じて、少年院在院中の処遇状況に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。

なお、被害者等の再被害防止を目的として、検察庁、刑事施設及び地方更生保護委員会等と警察との間における情報提供に関する制度を整備し、検察庁において、更に詳細な釈放に関する情報を被害者等に通知しており、警察においても「再被害防止要綱」に基づき、再被害防止の徹底を図っている。

さらに、被害者等の希望に応じて、地方更生保護委員会が加害者の刑事施設からの仮釈放や少年院からの仮退院の審理において被害者等の意見等を聴取する制度や、保護観察所が保護観察中の加害者に対して被害者等の心情等を伝達する制度を実施している。

検察庁では、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を配置し、被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内、付添い、事件記録の閲覧・証拠品の返還等の各種の手助けをするほか、被害者の

状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。

更生保護官署では、被害者等の支援業務に従事する「被害者担当官」と男女各1人以上の「被害者担当保護司」を全国の保護観察所に配置し、被害者等からの相談に応じ、悩み、不安等を傾聴し、その軽減又は解消を図るとともに、関係機関等を紹介し、その円滑な利用を支援するなどしている。

厚生労働省では、チーム医療推進会議において、「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」¹³を取りまとめ、医師・助産師・臨床心理士等の職種が連携し、各々の専門性を発揮して暴力被害者支援に取り組んでいる実践的な事例を盛り込み、ホームページ等で周知している。

3 加害者に関する対策の推進等

警察では、子どもを対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者について、平成17年から法務省から情報提供を受け、その再犯防止を図ってきたところであるが、23年4月からは、対象者を訪問して所在確認を行い、必要があれば同意を得て面談を行うなど再犯防止に向けた措置の強化を図っている。

法務省では、指定した全国の刑事施設及び全国の保護観察所で性犯罪者処遇プログラムを実施している。

第4節

子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

1 子どもに対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等

警察では、従来の検挙活動や防犯活動に加え、先制・予防的活動を積極的に推進することにより、子どもや女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている（本章第1節2（3）参照）。

また、各種活動を通じて児童虐待の早期把握に努めるとともに、児童相談所、学校、医療機関等との関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生

命・身体の保護のための措置を積極的に講じているほか、性犯罪や性的虐待等の被害を受けた少年の再被害防止や立ち直りの支援のため、少年補導職員が中心となり、「被害少年カウンセリングアドバイザー」や「被害少年サポーター」等の協力を得て、被害少年の特性に配慮した継続的な支援活動を推進している。

2 児童ポルノ対策の推進

我が国は、「児童の権利に関する条約」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を、それぞれ平成6年及び17年に締結しており、関係省庁が連携しつつその履行に努めている。

また、「児童ポルノ排除総合対策」に基づき、関係省庁が連携して、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等に取り組んでおり、平成23年4月から、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の一環として、インターネット・サービス・プロバイダによる自主的なブロッキングが開始されている。

警察では、「児童ポルノ排除総合対策」等に基づき、関係行政機関・事業者等と緊密な連携を図りながら、ファイル共有ソフト利用事犯、低年齢児童ポルノ愛好者グループ、DVD販売グループ等に対する取締りを強化するとともに、児童ポルノ発見時におけるサイト管理者等に対する速やかな削除依頼の実施等の流通・閲覧防止対策、被害児童の早期発見及び支援活動等を推進している。

また、警察庁では、安心ネットづくり促進協議会や児童ポルノ流通防止対策専門委員会等に参加し、必要な情報提供や助言等を行っている。

さらに、コミュニティサイトの利用に起因する被害を抑止するため、スマートフォンを含めた携帯電話等インターネット接続機器へのフィルタリングの普及、ミニメールの内容確認体制拡充の促進、実効性のあるゾーニングの促進等の関係事業者等による自主的取組を支援している。

総務省では、インターネット・サービス・プロバイダの規模に見合った精度の高いブロッキング方式

¹³ 厚生労働省 チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200001ehf7.html>

の開発・実証を行い、その導入に向けた支援・環境整備を行うために「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」を実施するとともに、当該実証実験の成果等の普及・啓発活動を行っている。

経済産業省では、関係省庁と連携の下、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、フィルタリングの普及促進やインターネットの適切な利用等に関する啓発活動等を行っている。

このほか、総務省及び経済産業省では、児童ポルノアドレスリストの作成・管理を行う民間団体の活動への支援を行い、警察庁では、民間事業者によるブロッキングの自主的実施がより実効性のあるものとなるよう同団体に対して関連する情報を提供するなど、民間事業者の自主的取組としてのインターネット上の児童ポルノの流通・閲覧防止対策を促進している。

3 児童買春対策の推進

警察では、平成16年6月に法定刑の引上げ等の改正がなされた児童買春・児童ポルノ禁止法に基づき、児童買春の取締り及び被害児童に対する継続的な支援等の保護対策を推進している。また、20年6月に規制の強化等の改正がなされた、出会い系サイト規制法を効果的に運用し、出会い系サイトの利用に起因する児童買春その他の犯罪からの児童の保護を図っている。さらに、出会い系サイト等を利用し、個人的な売春等の勧誘を装って組織的に周旋を行う事犯や、飲食店、エステ等の合法的な営業を装いながら、児童に卑わいな言動等で客に接する業務をさせるものが出現していることから、こうした悪質性の高い事犯の実態把握と情報の分析、積極的な取締り等に努めている。

文部科学省では、被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進するなど、学校における教育相談体制の充実を支援している。

4 広報啓発の推進

内閣府では、青少年インターネット環境整備法に基づき、「青少年インターネット環境整備基本計画（第2次）」を策定した。同基本計画に基づき、関係

省庁や民間団体等と連携して、青少年及び保護者等に対する広報啓発活動や国内外の調査等の施策を実施している。

総務省では、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図っている。

文部科学省では、教職員等の学校関係者が、メンタルヘルスについて正しい知識をもって児童生徒等に適切な対応ができるよう、教職員向けの指導参考資料の作成や、子どもの心のケアシンポジウムを開催している。

警察では、児童ポルノや児童買春に関する情勢の深刻さや被害の未然防止の必要性等について、ポスター及びリーフレットの作成、警察庁等のホームページへの掲載等による広報啓発活動を推進している。

経済産業省では、保護者や教育関係者、業界団体、インターネット・サービス・プロバイダ等関係者と連携し、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を実施して、フィルタリングの普及を行っている。

第5節 売買春への対策の推進

1 売買春の根絶に向けた対策の推進

警察では、日本国民による海外での児童買春等の問題について、取締りを推進するとともに、東南アジア各国の捜査関係者等を招いて、児童の商業的・性的搾取対策に関する取組について意見交換を行う会議を開催するなど、外国捜査機関等との情報交換の緊密化や連携強化に取り組んでいる。

2 売買春からの女性の保護、社会復帰支援

警察では、売春防止法（昭和31年法律第118号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、児童買春・児童ポルノ禁止法、児童福祉法、刑法（明治40年法律第45号）、地方公共団体が定める青少年保護育成条例等に違反する行為について、厳正な取締りを行うとともに、被害女性の保護・支援に努めている。

法務省では、刑事施設、少年院等において、社会

復帰に向けた処遇の一層の充実に努めている。

厚生労働省では、売買春からの女性の保護、社会復帰支援のため、婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業の積極的な実施に努めている。

第6節 人身取引対策の推進

人身取引対策に関する関係省庁では、「人身取引対策行動計画2009」に基づき、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進している。人身取引に関する関係省庁連絡会議において、平成22年6月には、「人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置）」を、23年7月には、「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）」をそれぞれ申し合わせ、両申合せに基づき、関係省庁で適切な措置を講じている。また、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議として、24年6月の「外国人労働者問題啓発月間」（毎年6月）、同年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月）にそれぞれ合わせ、人身取引に係る政府広報を実施した。

「人身取引対策行動計画2009」の検討課題を省庁横断的に検討するために設けたワーキンググループにおいて、引き続き男性被害者等の保護施策について検討している。

警察では、人身取引の被害者である外国人女性が、風俗営業や性風俗関連特殊営業において売春の強要等の搾取を受けている状況を改善するため、平成17年に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律を改正し、人身売買の罪等を犯した者であることを風俗営業の許可の欠格事由に加えること、接待飲食等営業を営む者等に接客従業者の生年月日、国籍、就労資格等の確認を義務付けることなどの措置を採ったところであるが、同法を適切に運用するとともに、様々な法令を適用して人身取引事犯の取締りを推進している。

法務省入国管理局では、人身取引が重大な人権侵害であるとの認識の下、被害者の法的地位の安定を図っている（第9章第3節参照）。

なお、平成17年から24年までの8年間で、入国管理局が保護又は帰国支援した人身取引被害者は309

人であり、そのうち不法残留等入管法違反の状態であった137人全員に対し、在留特別許可を付与している。

内閣府では、女性に対する暴力をなくしていく観点から、関係省庁、地方公共団体等と連携・協力して、国民一般に対し、人身取引に関する広報・啓発活動を実施している。

警察では、女性と児童の人身取引を防止するため、関係法令による適切な取締りを始め、被害女性の保護等の総合的な対策を、関係省庁、関係団体と連携して推進する一方で、外国捜査機関等との情報交換の緊密化や連携強化に取り組んでいる。さらに、警察庁では、在京大使館、関係NGO等との間で、コンタクトポイントを設置して人身取引に関する情報交換を行っている（本章第5節1参照）。また、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による事件情報の通報を電話又はインターネットで受け、これを警察に提供して捜査等に役立てようとする「安心な社会を創るための匿名通報事業」を運用し、少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被害者となっている子どもや女性の早期保護等を図っている。

厚生労働省では、婦人相談所が実施する人身取引被害女性の保護において、通訳雇上げのほか、他の法律・制度が利用できない場合には、被害女性の医療に係る支援も行っている。

また、平成22年度から、通訳・ケースワーカー（外国人専門生活支援者）の派遣を民間団体等に依頼し、婦人保護施設に入所する人身取引被害者に対する支援の強化を図っている。

独立行政法人国立女性教育会館では、平成17年度から22年度まで人身取引に関する調査を実施するとともに、研究成果を取りまとめたパネルやブックレットを作成した。23年度からは、このパネルやブックレットの貸出やホームページへの公開により、広く情報提供を行っている。

我が国は、人身取引に関連した国際的な取組に積極的に参画している。「人身取引対策行動計画2009」に基づき、平成16年度から、人身取引被害の発生状況の把握・分析及び諸外国政府等との情報交換を行うことを目的として、人身取引対策に関する政府協議調査団を各国に派遣しており、24年12月には同調査団をタイに派遣した。また、同年8月には人身取

引対策に関する日タイ共同タスクフォース会合を東京において開催し、両国の人身取引の現状と対策、人身取引対策に係る両国間の協力強化等について協議及び意見交換を行った。

法務省では、平成24年に2回、国連と共同で運営する国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）において、途上国の刑事司法実務家等を対象に、「人身取引－予防、訴追、被害者保護及び国際協力の推進」を主要課題としたセミナー及び研修を実施した。

外務省では、人身取引被害者の安全な帰国及び社会復帰のため、国際移住機関の「人身取引被害者帰国・社会復帰支援事業」への拠出を平成17年度から開始し、被害者の帰国（平成25年3月1日までに総計242人）や帰国後の社会復帰を支援している。

第7節

セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

1 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

厚生労働省では、事業主に対して男女雇用機会均等法に沿った実効あるセクシュアル・ハラスメント対策を講じるよう、周知啓発、指導を行うとともに、労働者及び事業主等からの相談に適切に対応している（第5章第1節3参照）。また、セクシュアル・ハラスメントによって精神障害を発病した時には、労災補償の対象となる場合があることについて、医療機関や労使団体にリーフレットを配布することなどにより周知を図るとともに、臨床心理士等の資格を持った担当者が労災請求に関する相談に応じるなど、精神障害を発病した労働者が相談しやすい環境の整備を行っている。

人事院では、一般職国家公務員について、人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）に基づき、セクシュアル・ハラスメントの防止等の対策を講じている。平成24年度においては、セクシュアル・ハラスメント防止等についての意識の高揚、勤務環境の整備を図るため、各府省担当者会議を開催するとともに、セクシュアル・ハラスメント相談員の育成を目指すセミナーを実施した。また、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する

職員の意識を高め、管理・監督者にその果たすべき責務・役割について理解を徹底させるため、新採用職員、新任監督者及び管理者の各々に応じた内容の「セクシュアル・ハラスメント防止研修」の指導者養成コースを各府省の人事担当者等を対象として実施した。さらに、「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」（毎年12月4日から同月10日まで）を定め、職員の意識啓発等を図るシンポジウム及び講演会を開催した。

防衛省では、セクシュアル・ハラスメントの防止のため、一般職国家公務員と同様の措置を採ることとし、職員に対する教育の実施や苦情相談への対応等を実施している。

2 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

文部科学省では、セクシュアル・ハラスメント防止のため、国立大学法人等に対し、人事院規則や「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」に関する資料等必要な情報の提供を行っているほか、公私立大学・教育委員会等に対しても引き続き取組を促している。

また、被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー等の配置を推進するなど、学校における教育相談体制の充実を支援している。

第8節

メディアにおける性・暴力表現への対応

1 広報啓発の推進

警察では、児童ポルノや児童買春に関する情勢の深刻さや被害の未然防止の必要性等について、ポスター及びリーフレットの作成、警察庁等のホームページへの掲載等による広報啓発活動を推進しているほか、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関しても広報啓発活動等を推進している。

内閣府では、都道府県の青少年条例を集約の上、内閣府のホームページへの掲載を通じて情報提供している。

総務省では、インターネット、携帯電話等のメ

ディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図っている。

経済産業省では、関係者と連携し、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を実施して、保護者や青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上及びフィルタリングの普及を行っている。

2 流通防止対策の推進等

警察では、インターネット上に流通する児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報を、サイバーパトロール等を通じて早期に把握し、検挙等の措置を講じている。また、サイト管理者等に対する児童ポルノ画像等の削除要請を行うほか、警察庁では、ブロッキングについて関係団体等に情報提供等を行うなど民間の自主的な取組を支援している（本章第4節2参照）。さらに、平成18年6月に運用を開始したインターネット・ホットラインセンターでは、インターネット利用者から、インターネット上の児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報に関する通報を受け付け、警察への通報や、プロバイダ等への削除依頼等を行っている。そのほか、サイバー防犯ボランティア活動に関する活動上の具体的留意事項等を整理した「活動マニュアル」及び「育成カリキュラム」を作成配布するなどして、新たなサイバー防犯ボランティアを育成・支援するとともに、既存の防犯ボランティア団体の活動を促進させ、犯罪抑止のための教育活動や広報啓発活動等

を推進している。

総務省では、性や暴力に関するインターネット上の有害な情報から青少年を保護するための有効な手段の一つであるフィルタリングに関し、その導入促進及びサービスの多様化に向けた民間の取組を積極的に支援している。さらに、平成21年1月に策定された、インターネット上の違法・有害情報対策の総合的な政策パッケージである「安心ネットづくり」促進プログラムに基づき、同年2月に設立された安心ネットづくり促進協議会を中心とする民間団体等の自主的な取組を支援している。また、同年から、違法・有害情報相談センターを設置し、関係事業者等によるわいせつ情報等の違法・有害情報への対応を促進している。また、スマートフォンが急速に普及する中、利用者に必要な情報を提供し、プライバシーや情報セキュリティ面での課題に関係者が適切に対応し、利用者が安全・安心にスマートフォンを利用できる環境を整備するため、「スマートフォン安心・安全利用促進プログラム」を24年9月に公表した。

経済産業省では、青少年のインターネットの利用環境の変化に対応するため、平成22年度に策定した望ましいフィルタリング提供の在り方についての判断基準を踏まえて、ネットワークや機器の利用動向の変化に対応できるよう、機器ごとの青少年によるインターネット利用状況を調査している。また、調査結果は関係事業者にフィードバックし、当該基準に準じた対応を要請している。

第11章

生涯を通じた女性の健康支援

第1節

生涯を通じた男女の健康の保持増進

1 健康寿命の更なる延伸

厚生労働省では、平成12年度から、9分野70項目の目標を掲げた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」（以下「健康日本21」という。）を推進しており、14年には、「健康日本21」を中核

とする国民の健康づくり・疾病予防を更に積極的に推進するため、健康増進法（平成14年法律第103号）が制定され、15年5月に施行された。19年4月に公表した「健康日本21」の中間評価の結果を踏まえ、代表目標項目や新規目標項目を設定するとともに、20年度から「適度な運動」、「適切な食生活」、「禁煙」に焦点を当てた新たな国民運動として「健やか生活習慣国民運動」を展開するなど、生活習慣病対策の一層の推進を図ってきた。22年度からはこの運動

を更に普及、発展させた「Smart Life Project」を開始し、民間企業と連携した職域における取組や、企業の経済活動等を通じて、生活習慣病対策の更なる推進に取り組んだ。

また、「健康日本21」が平成24年度で終了することから、23年10月にとりまとめた最終評価（目標項目全体の約6割で一定の改善が見られた）を基に厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会等で議論を行い、今後10年間の国民健康づくり運動を推進するため、がん、糖尿病等のNCDs（非感染性疾患）の予防等の具体的な目標等を明記した「健康日本21（第二次）」を24年7月に告示した。

2 地域における医療体制の整備

厚生労働省では、いつでも、誰でも、必要な医療を受けられる社会を実現するため、医師の不足や地域・診療科における偏在の問題や、救急医療等に対する不安の解消等に取り組んでいる。

医師の不足・偏在については、医学部定員の増員を図るとともに、平成24年度予算において、医師不足病院の医師確保を支援する地域医療支援センターの運営に対して財政支援を拡充するなどの取組を行っている。

また、地域の様々な医療課題の解決のため都道府県に設置された「地域医療再生基金」について、平成24年度補正予算において積み増しを行い、医師確保対策等について更なる支援を行っている。

さらに、都道府県による新たな医療計画（平成25年度から実施）の策定に対する支援を行い、各都道府県において同計画が策定された。

3 生涯を通じた健康の保持増進のための健康教育、健康相談、普及啓発、健康診査・指導等の推進

厚生労働省では、全国の女性関連施設等が行う女性就業促進支援事業が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の健康保持増進のための支援施策の充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等を実施している。

また、生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な医療を受けられることが必要と考えられるため、生活習慣病対策の一環として、女性の生活習慣病対策に資する健康相談を行う事業を実施

している。

文部科学省では、学校において、健康教育を実施するとともに、児童生徒の現代的健康課題に対応するため、地域の実情を踏まえた医療機関との連携等課題解決に向けた計画の策定、それに基づく具体的な取組に対して支援を行う事業を実施している（第4章第2節2参照）。

4 女性の健康づくり支援

(1) 女性の健康保持のための事業等の充実

厚生労働省では、女性健康支援センター事業において、女性が主体的に避妊を行うことができるようにするための避妊の知識の普及を含めた女性の心身の健康に関する相談指導や情報提供等の支援を行っている。

(2) 成年期、高齢期における女性の健康づくり支援

厚生労働省では、平成12年から「健康日本21」を推進しており、健康増進法も踏まえ、20年からは「適度な運動」、「適切な食生活」、「禁煙」に焦点を当てた新たな国民運動として「すこやか生活習慣国民運動」を展開するなど、生活習慣病対策の一層の推進を図っている（本章第1節1参照）。

また、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことができるよう、女性の様々な健康問題を社会全体で総合的に支援する必要があることから、毎年3月1日から同月8日までを「女性の健康週間」と定め、国及び地方公共団体、関係団体等社会全体が一体となって各種の啓発事業及び行事等を展開している。

さらに、生涯を通じた女性の健康支援事業では、保健所、保健センター等において、女性の健康をめぐる様々な問題について気軽に相談できる体制を引き続き整備するとともに、ライフステージに応じた健康課題について健康教育等を実施している。

内閣府では、女性に対する暴力の根絶のための基盤づくりや予防啓発研修を実施している（第10章第1節1参照）。

5 食育の推進

内閣府では、ライフステージに応じた間断ない食育を推進するため、一人一人の国民が自ら食育に関する取組を実践できるように、「食育ガイド」を作

成し、平成24年5月に公表した。

第2節

妊娠・出産等に関する健康支援

1 妊娠・出産期における女性の健康管理の充実と経済的負担の軽減

厚生労働省では、日常生活圏において、妊娠から出産まで一貫して、健康診査、保健指導・相談等の医療サービスの提供等が受けられるよう施策の一層の推進を図っている。妊婦健診に対する支援については、妊婦が必要な回数（14回程度）の健診を受けられるよう、引き続き基金事業を実施した。なお、平成25年度以降は、地方財源を確保し財政措置を講じることにより、恒常的な仕組みへ移行することとしている。

また、21世紀における母子保健分野での国民運動計画である「健やか親子21」を計画的に推進し、母子保健サービスの一層の充実を図っている。

出産育児一時金については、引き続き、支給額を原則42万円とするとともに、医療機関等へ直接支払う「直接支払制度」により妊産婦の経済的負担を軽減している。

2 周産期医療や救急医療体制、小児医療体制の充実

厚生労働省では、リスクの高い妊産婦や新生児等に高度な医療が適切に提供されるよう、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センター及びそれを支える地域周産期母子医療センターを整備し、地域の分娩施設との連携体制の確保等を図っている。また、「妊娠と薬情報センター」（国立成育医療センター（現独立行政法人国立成育医療研究センター）に平成17年度設置）において、薬が胎児へ与える影響等最新のエビデンス（研究成果等）を収集・評価し、その情報に基づいて、これから妊娠を希望している人や妊婦の方の相談を行っている。

さらに、安心して産科医療が受けられる環境整備の一環として、平成21年1月から、産科医療補償制度が開始されており、分娩に関連して重度脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因の分析を行い、同じような事

例の再発の防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図っている。

また、小児用医薬品・ワクチンの使用情報を収集、解析、評価し、安全対策の更なる推進を図るため、平成24年度から独立行政法人国立成育医療研究センターに「小児と薬情報センター」を設置して小児医療機関ネットワークを活用した情報収集システムの開発に向けた検討を行うとともに、国立感染症研究所においてワクチン接種と乳幼児突然死症候群との因果関係の検証のための疫学調査を開始した。

3 不妊治療に関する経済的支援、不妊専門の相談体制の充実等

厚生労働省では、不妊で悩む者が正しく適切な情報に基づきその対応について自己決定できるよう、不妊に関する多面的な相談・情報提供の充実を図ることとしており、「子ども・子育てビジョン」に基づき、不妊専門相談センターの整備を推進している。また、不妊治療に関する調査研究を推進している。さらに、高額な医療費が配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施している。

4 性に関する指導・相談の実施と科学的な知識の普及

厚生労働省では、女性健康支援センターにおいて、女性の心身の健康に関する相談指導や情報提供等の支援を行っている。また、保健所等においてもHIV感染症を含む性感染症に関する相談・検査を通じて支援を行っている。

文部科学省では、学校における性に関する指導について、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら学校全体で共通理解を図って行うよう、学校関係者等に対し周知徹底を図っている。また、平成19年度から、各学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者への研修会を開催している。

第3節

健康を脅かす問題についての
対策の推進

1 HIV/エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症の予防から治療までの総合的な対策の推進

(1) 予防から治療までの総合的な対策の推進

厚生労働省では、平成24年1月に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（エイズ予防指針）（平成24年厚生労働省告示第21号）に基づき、施策の重点化を図るべき3分野（普及啓発及び教育、検査・相談体制の充実、医療提供体制の構築）を中心として、エイズ患者やHIV感染者の人権や社会的背景に配慮しつつ、国、地方公共団体、医療従事者やNGO等が連携して予防と医療に係る総合的施策を展開している。

また、平成24年1月の「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成24年厚生労働省告示第19号）に基づき、（ア）発生の予防・まん延の防止では、性感染症の予防方法等に関する情報提供を進めることや、より精度の高い検査方法を推進していくこと、（イ）医療の提供では、学会等と連携した医療の質の向上や医療アクセスの向上に取り組んでいくこと、（ウ）情報収集・調査研究では、発生動向の的確な把握に努めることや性感染症のリスクに関する意識や行動に関する研究を実施することについて、更なる対策の推進を図っている。

(2) 学校におけるHIV/エイズ、性感染症に関する教育の推進

文部科学省では、性感染症等の問題について総合的に解説した健康啓発教材を作成し、中・高校生に対し配布するなど、引き続き学校教育におけるエイズ教育の充実を図っている。

2 薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進

(1) 薬物の供給の遮断と乱用者の取締り等需要の根絶

厚生労働省では、地方厚生局麻薬取締部による薬

物密輸・密売組織等の薬物供給者や、末端乱用者に対する徹底した取締りを実施している。

(2) 薬物乱用防止に関する教育・啓発の充実

政府では、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（平成20年8月薬物乱用対策推進本部決定）、「薬物乱用防止戦略加速化プラン」（平成22年7月薬物乱用対策推進会議決定）及び「合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止対策」（平成24年8月薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、関係省庁が連携を密にして、薬物乱用の根絶を図る取組の一層の推進を図っている。

警察では、最近の薬物犯罪情勢や政府全体における薬物対策の取組の強化等を踏まえ、規制薬物乱用者の徹底検挙、関係機関との連携による水際対策の強化、薬物密輸・密売組織の実態解明の推進等により供給の遮断を図るとともに、薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動等により需要の根絶を図るなど、総合的な薬物対策を推進している。

また、薬物を乱用している少年の早期発見、補導及び検挙に努めているほか、薬物乱用防止教室の開催や薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動の実施等、少年の薬物乱用防止対策を推進している。

文部科学省では、大学生等を対象にしたパンフレットの作成・配布を行うとともに、薬物乱用防止教室の指導者に対する講習会やシンポジウムの開催、薬物乱用の問題について総合的に解説した啓発教材（小・中・高生用）の作成・配布等を行っている（第4章第2節2参照）。

厚生労働省では、薬物乱用防止対策として、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物を含めた薬物乱用の恐ろしさを伝える『ダメ。ゼッタイ。』普及運動等の実施、学校・地域の方への薬物乱用防止キャラバンカーの派遣による啓発活動等を通じて、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物・覚醒剤・大麻の害毒に関する正確な知識を普及させるとともに、再乱用防止の取組を推進するための講習会等を実施している。

また、指定薬物の迅速な指定や包括指定（化学構造が類似している特定の物質群をまとめて指定する方法）の導入等により、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物の監視・取締り体制を整備したほか、指定薬物等による健康被害が起きないように、国、

都道府県等の関係機関が連携して、偽造医薬品・指定薬物等の流通等の監視、健康被害等に係る情報収集及び国民に対する情報提供を実施している。

(3) 喫煙、飲酒に関する正確な情報提供

文部科学省では、学校教育において、未成年の段階から喫煙・飲酒をしないという態度等を育てることを目的として、体育科、保健体育科、特別活動等、学校教育全体を通じて指導の充実を図っている。

また、小・中・高校生に対し、喫煙や飲酒の問題について総合的に解説した啓発教材の作成・配布を行っている。

(4) 受動喫煙の防止

厚生労働省では、受動喫煙の防止に関する事業として、未成年者や子どもへの喫煙防止・受動喫煙防止対策に関して各都道府県が行う講習会等への補助事業（健康的な生活習慣づくり重点化事業（たばこ対策促進事業））を実施しており、地域の関係者と連携した受動喫煙を含むたばこ対策を推進している。

また、全面禁煙の実施等、事業場における受動喫煙防止対策の取組を職場において一層推進するため、事業場での受動喫煙防止対策を実施する上での技術的な内容に関する電話相談・実地指導や受動喫煙防止対策助成金制度等の事業者に対する支援を行った。

さらに、受動喫煙防止に関する目標値として、「がん対策推進基本計画」や「健康日本21（第二次）」において、平成34年度までに、行政機関・医療機関については受動喫煙の機会を有する者が0%、家庭・飲食店については受動喫煙の機会を有する者が半減（すなわち、家庭3%、飲食店15%）、職場については32年までに「受動喫煙の無い職場の実現」を目指すこととしている。

第4節 性差に応じた健康支援の推進

厚生労働省では、女性のがん罹患率の第1位であり年々増加傾向にある乳がんや、20～40歳代の罹患の増加が指摘されている子宮頸がんについて、科学的根拠に基づくがん検診の推進を通じて早期発見や

死亡率の減少に努めるとともに、子宮頸がん及び乳がんの検診無料クーポン券等を配布する「がん検診推進事業」を実施し、女性特有のがん検診の更なる受診率向上に取り組んでいる。

さらに、平成22年度から24年度までの間、子宮頸がん予防のためのワクチン接種を緊急に促進するための予算を確保し、予防への取組も推進している。

また、骨折等の基礎疾患となり、高齢化の進展により今後増加が予想される骨粗しょう症については、早期に骨量減少者を発見し、予防することを目的として、市町村（特別区を含む。）において、当該市町村に居住する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性に対して骨粗しょう症検診を実施した。

第5節

医療分野における女性の参画の拡大

1 医療関係者の仕事と生活の調和の確保、就業継続、再就業支援

厚生労働省では、子育て中の女性医師や看護職員の離職を防止するための病院内保育所に対する支援、ナースバンクでの求人・求職情報の提供や就職あっせん等の再就業支援等を行っている。これに加え、医療従事者の「雇用の質」を図るため、短時間正規勤務職員制度の導入の好事例の周知や、業務効率化、多様な働き方の導入等の職場風土の改善に向けた都道府県の取組への支援等、仕事と生活の調和を促進させる施策を行っている。

2 女性医師が能力を発揮しやすい条件整備

近年、医師国家試験の合格者に占める女性の割合が約3分の1に高まっており、女性医師が、出産や育児といった様々なライフステージに対応して、安心して業務に従事できる環境の整備が重要である。

厚生労働省では、出産や育児等により離職している女性医師の復職支援のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受入れ医療機関の紹介や復職後の勤務形態に応じた研修を実施している都道府県に対し、財政的に支援している。また、女性医師バンクにおいて、就業あっせん等の再就職事業を行うとともに、再就職後も継続して勤務できるよう支援

し、より働きやすい環境の整備も推進している。

文部科学省では、周産期医療に関わる人材の育成の一環として、新生児特定集中治療室（NICU）等で働く女性医師の勤務継続・復帰支援を行っている。

3 医療従事者全体の更なる専門性の発揮

患者・家族を中心とした質の高い医療を実現するために、多種多様な医療スタッフがそれぞれの高い専門性を活用し、互いに連携・補完しながら、患者の状況に的確に対応した医療を提供する「チーム医療」を推進することが重要である。厚生労働省では、平成22年5月から医師・看護師等、教育関係者、市民、法学者等様々な立場の有識者から構成されるチーム医療推進会議で、我が国の実情に即した医師、看護師等の協働・連携の在り方について検討を進めている。

第6節

生涯にわたるスポーツ活動の推進

文部科学省では、国民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて、総合型地域スポーツクラブの全国展開等を推進した。

また、民間団体等と協力し、高齢者の健康状態や好みに応じて無理なく継続できる運動・スポーツプログラムの普及啓発を、男女を問わず幅広く行っている。

さらに、女性トップアスリートの活躍を支援するため、出産・育児後の円滑な競技活動への復帰等、女性特有の課題に対するサポートプログラムの実施、競技力向上を阻害する多くの要因を抱える女性アスリートを長期的かつ安定的に支えていくための調査研究を実施している。

第12章

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

第1節

男女平等を推進する教育・学習

1 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進

文部科学省では、初任者研修や10年経験者研修等各都道府県等が実施する研修において、人権教育や男女共同参画に係る内容が取り扱われることを通じて、学校教育関係者に対して意識啓発を図っている。

さらに、社会教育関係者に対し、研修等の機会を通じ男女共同参画の視点に立った取組がなされるよう促すとともに、家庭教育に関する学習講座等において、夫婦共同で子育てをすることの大切さについての意識啓発がなされるよう促している。

2 初等中等教育の充実

学校教育においては、児童生徒の発達の段階に応

じ、社会科、公民科、家庭科、道徳、特別活動等の関係の深い教科を中心に、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会参画することの重要性について指導することとしている（第4章第2節1参照）。

また、各地域において、教育委員会の指導の下に、栄養教諭を中核として家庭や生産者、PTA等の地域の団体と連携・協力し、各地域の抱える食育推進上の課題の解決を図る取組を支援している。

3 高等教育の充実

文部科学省では、学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金貸与人員や大学の授業料減免の拡充等を図っている（第8章第3節2参照）。

また、独立行政法人国立女性教育会館では、高等教育機関における教育・研究活動が男女共同参画の理念を踏まえて行われるよう、大学の教職員を対象とした「大学職員のための男女共同参画推進研修」

を行った（本章第2節2（4）参照）。

4 社会教育の推進

文部科学省では、平成25年2月に男性の働き方の見直しや子育てへの参画等、生き方や働き方の多様な選択が可能となるよう男子学生を対象としたワークショップを実施した。

また、独立行政法人国立女性教育会館では、地域での男女共同参画社会の実現を目指し、女性関連施設管理職、地方公共団体職員及び女性団体リーダーを対象に、第3次基本計画を実現するための施策・事業の在り方を学ぶ、「女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を実施した。

5 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実

独立行政法人国立女性教育会館では、「男性の家庭・地域への参画を促進するための調査研究及びプログラム開発」及び「地域課題の解決と女性の経済的自立に関する調査研究及びプログラム開発」を実施した。さらに、「外国人女性の困難等への支援に関する調査研究」及び「男女共同参画統計に関する調査研究」を実施している。

第2節

多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

1 生涯学習・能力開発の推進

(1) 総合的なキャリア教育の推進

子どもたちが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくことができるよう、後期中等教育修了までに、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育の推進が求められている。

中央教育審議会においては、平成23年1月、「今

後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」が答申された。同答申では、人々の生涯にわたるキャリア形成を支援する観点から、（ア）幼児期の教育から高等教育に至るまでの体系的なキャリア教育の推進、（イ）実践的な職業教育の重視と職業教育の意義の再評価、（ウ）生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援（生涯学習機会の充実、中途退学者等の支援）の3つの基本的方向性に沿った具体的な方策が提言されている¹⁴。

文部科学省では、このようなキャリア教育を推進するため、全国で、高等学校関係者を対象にキャリア教育の意義や重要性について理解を深めるための「キャリア教育推進アシストキャラバン」を開催した。

また、「学校側が望む支援」と「地域・社会や産業界等が提供できる支援」をそれぞれ書き込むことができ、それをマッチングさせる機能を持つポータルサイト¹⁵を設置した。

経済産業省では、平成20年度から22年度にかけてキャリア教育をコーディネートする人材を育成する「キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システム開発事業」を実施した。また、キャリア教育コーディネーターの自立化・更なる普及のため、22年度には一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会が設立され、同協議会がコーディネーターの育成・研修事業や認定事業等を行っている。

また、平成22年度から、先進的な教育支援活動を行っている企業・団体を表彰する「キャリア教育アワード」を、23年度からは文部科学省と共同で教育関係者と地域・社会や産業界等の関係者の連携・協働によるキャリア教育に関するベストプラクティスを表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を実施することで、キャリア教育の普及・推進を図っている¹⁶。

さらに、社会全体でキャリア教育を推進していこうとする気運を高め、キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資することを目的として、文部科学

¹⁴ 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）（平成23年1月31日中央教育審議会）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1301877.htm

¹⁵ 文部科学省 子どもと社会の懸け橋となるポータルサイト <http://kakehashi.mext.go.jp/>

¹⁶ 第2回キャリア教育推進連携表彰受賞者のプレスリリース <http://www.meti.go.jp/press/2012/01/20130131001/20130131001.html>

第3回キャリア教育アワード受賞者決定のプレスリリース <http://www.meti.go.jp/press/2012/02/20130220004/20130220004.html>

省、厚生労働省、経済産業省は合同で、「キャリア教育推進連携シンポジウム」の開催も行った。

(2) ライフプランニング支援の促進

文部科学省では、女性が長期的な視点で自らの人生設計（ライフプランニング）を行い、能力を発揮しつつ、主体的に生き方を選択することを支援するため、文部科学省のホームページ¹⁷で情報提供を行っている。

(3) 現代的課題に関する学習機会の充実

文部科学省では、行政だけではなく、市民やNPO等の民間が主体となって課題解決に取り組むことが期待されるテーマを具体的に指定して、地域の課題解決に役立つ仕組みづくりのための実証的共同研究等を行い、地域が課題を解決する力の強化を図る「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」を実施している。

また、高齢者の社会参加による生きがいづくりを促進するため、平成24年10月に東京都、同年12月に鳥取県において、高齢者の生涯学習に関する研究成果や各地域の先進的な取組事例等を活用した研究協議を行う「長寿社会における生涯学習政策フォーラム」を開催した。

さらに、消費者が自ら進んで、その消費生活に関し必要な知識を習得し、必要な情報を収集するなど自主的かつ合理的に行動することを支援するため、学校における消費者教育推進のための調査研究を実施した。また、文部科学省の取組成果を学校や地域等に広く還元し、多様な主体との連携・協働を進める機会である「消費者教育フェスタ」の開催等を通して、消費者教育のより一層の充実を図った。

(4) リカレント教育の推進

文部科学省では、大学等における編入学の受入れ、社会人入試の実施、昼夜開講制の推進、夜間大学院の設置、履修証明プログラムや公開講座の実施等により、大学等の生涯学習機能の拡充とともに、キャリアアップを目指す社会人の受入れ体制の整備を図っている。

(5) 放送大学の整備等

放送大学では、多彩な300の科目を提供するとともに、地域活動や社会貢献活動等様々な分野で一定の科目群を体系的に学んだ学生に対して、学位以外の履修証明を与える「科目群履修認証制度（放送大学エキスパート）」を推進した。また、文部科学省では、放送大学の学習環境の整備・充実や学習機会の拡大のための支援をしており、平成24年4月には都市型学習センターとして東京渋谷学習センターが設置され、ビジネスパーソン向けの科目が開講されるなどした。

専修学校は、社会の要請に即応した実践的な職業教育機関として着実に発展してきており、平成24年5月現在、3,249校に約65万1,000人の生徒が学んでいる。そのうち、約7万2,000人が社会人であり、社会人への学習機会の提供において大きな役割を果たしている。また、産業界等のニーズを踏まえた中核的専門人材養成を戦略的に推進していく観点から、各成長分野における人材育成に係る取組を先導する広域的な産学官コンソーシアムを組織化し、中核的専門人材養成のための新たな学習システムを整備する取組を行った。

さらに、学習歴や生活環境等が多様な者が高等学校教育を受けられるよう、単位制高等学校の配置が進んでおり、平成24年度までに960校が設置されている。

そのほか、文部科学省では、学校や一般社団法人、一般財団法人の行う通信教育のうち、社会教育上奨励すべきものについて認定を行い、その普及・奨励を図っている。

(6) 学校施設の開放促進等

文部科学省では、地域住民の学習機会や子どもたちの活動拠点（居場所）づくり等を推進するため、学校施設を、子どもたちの安全確保に十分配慮しつつ、放課後や週末等に開放し、多様な活動の場として提供する取組を支援している。また、学校・家庭・地域社会が連携協力することの重要性に鑑み、地域コミュニティの拠点としての学校施設、クラブハウス、屋外運動場照明、水泳プール、武道場等、学校開放諸施設の整備や活用を支援している。

¹⁷ 文部科学省 男女共同参画社会の推進のために <http://danjogaku.mext.go.jp/index.html>

(7) 青少年の体験活動等の充実

文部科学省では、体験活動を通じた青少年の健全育成を図るため、家庭や企業等に対して体験活動への理解を求める普及啓発や自然体験活動の指導者養成に取り組むとともに、防災教育の観点に立った体験活動の推進等を実施した。

また、独立行政法人国立青少年教育振興機構では、全国28か所にある国立青少年教育施設において、様々な体験活動の機会と場を提供するとともに、指導者の養成に取り組んでいる。さらに、「子どもゆめ基金」によって、民間団体が実施する体験活動に対する助成を行っている。

(8) 民間教育事業との連携

文部科学省を始めとした府省庁等が連携して実施している「子ども霞が関見学デー」においては、平成24年8月8、9日に、各参加機関の業務説明や職場見学等を行うとともに、民間教育事業者等の協力を得ながら、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会を提供した。

また、文部科学省では、生涯学習活動の成果をいかした社会づくりに取り組む行政、NPO等の団体、企業、大学等の者が一堂に会する研究協議を実施するとともに、それらのネットワーク形成を促進するためとして、「全国生涯学習ネットワークフォーラム2012」を平成24年10月から同年11月にかけて、宮城県、福島県、岩手県で開催した。

(9) 学習成果の適切な評価

文部科学省では、様々な学習活動の成果が適切に評価され、その成果の社会的通用性の向上が図られるよう、検定試験の評価手法や評価の視点・内容、情報公開が望まれる項目等について示した『「検定試験の評価に関するガイドライン（試案）」について（検討のまとめ）」を平成22年6月に公表し、民間事業者等が行う検定試験の評価や情報公開の取組を促進することなどにより、検定試験の質の確保や向上を図っている。また、民間教育事業者が質の保証の取組に必要な手法等を容易に会得できるように、民間教育事業者における評価・情報公開等の仕組みの構築について検討した。さらに、大学等において、各大学等の判断により、専修学校での学修等の成果を単位として認定することを可能としてい

る。

2 エンパワメントのための女性教育・学習活動の充実

(1) 女性の生涯にわたる学習機会の充実

文部科学省では、男女共同参画の視点を持ち地域づくりに参画できる女性人材の育成を支援するため学習プログラムを収集、発信した。また、女性が主体的に働き方・生き方を選択できるよう、若い時期から結婚、妊娠、出産といったライフイベントを視野に入れ、長期的な視点で自らの人生設計を行うことを支援するため、文部科学省のホームページで情報提供を行っている。

(2) 女性の能力開発の促進

文部科学省では、大学病院における女性医師・看護師に対する臨床現場定着や出産・育児等による離・退職後の復帰支援等、人材育成の取組を支援している。

さらに、独立行政法人国立女性教育会館では、地域活動を含む社会活動を行っている女性を対象に、「地域課題の解決と女性の経済的自立に関する調査研究及びプログラム開発」を実施したほか、職業活動、社会活動を包括した新たなキャリア概念への捉え直しを行うとともに、長期的な視野に立ったキャリア形成を学ぶ場として、女性関連施設職員、女性団体・NPOのリーダー、大学職員等を対象に「男女共同参画の視点に立った多様なキャリア形成支援研修」を実施した。

(3) 女性の学習グループの支援

文部科学省では、教育委員会や女性教育団体等が行う女性教育指導者の研修を奨励し、学習活動の企画・運営への女性の参画の促進を図るよう促している。

また、独立行政法人国立女性教育会館では、女性団体リーダー等を対象に、地域の男女共同参画を積極的に推進するリーダーとしてのエンパワメント等を目的とした「女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を実施したほか（本章第1節4参照）、利用者のニーズに応じた研修プログラムの作成を支援するとともに、職員の専門性をいかし男女共同参画や女性教育等に

関する積極的な情報提供を行っている。

(4) 独立行政法人国立女性教育会館（NVEC）の事業の充実等

独立行政法人国立女性教育会館は、女性教育のナショナルセンターとして、基幹的女性教育指導者の育成、女性のキャリア形成支援や配偶者等からの暴力被害者支援に関する研修等喫緊の課題への対応、アジア太平洋地域等の女性のエンパワーメント支援、男女共同参画社会形成に資する多様なニーズに応じた情報提供サービス等を行っている。

また、平成20年6月に開設した女性アーカイブセンターでは、男女共同参画に関する理解の促進を図り、学習・研究支援を行うため、女性教育の振興や男女共同参画社会の形成に向けて顕著な業績を残した女性や女性教育・男女共同参画の行政施策に関する史・資料を収集し、展示や閲覧、所蔵資料データベースである女性デジタルアーカイブシステム¹⁸等を通じて提供している。

そのほか、平成24年度も「大学職員のための男女共同参画推進研修」及び埼玉大学・埼玉県私立短期大学協会との連携授業等を試行的に実施し、男女共同参画の視点に基づくキャリア教育プログラムの共同開発等に取り組んでいる。

独立行政法人国立女性教育会館女性教育情報センターでは、男女共同参画社会形成を目指した情報の総合窓口「女性情報ポータル“Winet（ウィネット）”」において、事業企画や施策の実施の参考となる人材の情報提供を目的とした「男女共同参画人材情報データベース」を公開し、その充実に努めている。また、女性が様々な新しい分野へチャレンジし、キャリアを形成していくために有用な事例（ロールモデル）や学習支援情報を提供している。

3 進路・就職指導の充実

中学校及び高等学校においては、性別に捉われることなく、生徒が自らの生き方を考え、自分の意志と責任で進路を選択・決定する能力・態度を身に付けることができるよう、進路指導の充実に努めている。

特に、平成25年3月卒の高校新卒者の就職状況

（平成25年3月末現在）については、就職内定率が前年同期を上回ったものの、女子の就職内定率が男子に比べて低いなど、全体的に厳しい状況である。こうした状況を踏まえ、進路指導主事等と連携して、組織的・継続的に就職を希望する生徒に対する就職相談・支援を行い、求人企業の開拓等を行う「高等学校就職支援教員（ジョブ・サポート・ティーチャー）」を配置するなど、きめ細やかな就職指導を展開している。

一方、高校生を始めとする若者の就職行動をめぐっては、学校を卒業しても就職も進学もしない者の増加やフリーター志向の高まり、就職しても早期に離転職する者の増加等、若者の勤労観、職業観の希薄化を指摘する声も少なくない。このため、文部科学省では、子どもたちが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくことができるよう、キャリア教育を推進している（本節1（1）参照）。

そのほか、大学生に対する就職支援として、全国就職指導ガイダンスや各種会議において、企業に対して、学生の就職機会の拡充や女子学生の男子学生との機会均等の確保に努めるよう要請するとともに、各大学等に対して、全ての学生にきめ細かな就職指導や就職相談体制の充実を行うよう要請している。

厚生労働省では、女子学生等が的確な職業選択を行うことができるような啓発資料を作成し、大学や高等学校を通じて配布することにより、意識啓発を図っている。また、学生に対して、就職先を選択する際には、「ポジティブ・アクション応援サイト」等を参考にしながら、企業の女性の活躍状況やポジティブ・アクションの取組も考慮するよう、文部科学省と連携して大学や高等専門学校を通じて啓発を図っている。

総合科学技術会議では、人材の活用に関する改革の方向として、女子生徒・学生が自然科学系の分野に進む意欲をかき立てるよう進路指導の充実に図るとともに、身近なロールモデルを整備すること、大学等において進路選択等の悩みに関する相談体制を整備することを奨励している。

¹⁸ 独立行政法人国立女性教育会館 女性デジタルアーカイブシステム <http://w-archive.nvec.jp/>

第3節

学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

文部科学省では、各種会議を始め様々な機会において、都道府県教育委員会等に対して、女性の校

長・教頭等への積極的な登用を働きかけた。

また、高等教育機関に対しては、各種会議を始め様々な機会を捉えて、第3次基本計画を周知するとともに、国公私立大学及び高等専門学校における教授等における女性の登用に関する事例等を紹介することにより、高等教育機関の取組を促した。

第13章

科学技術・学術分野における男女共同参画

第1節

科学技術・学術分野における女性の参画の拡大

「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月28日閣議決定）では、女性研究者の採用に関する数値目標（自然科学系全体で25%）を掲げるなどして、女性研究者の活躍の促進に取り組むこととしており、女性研究者数は年々増加傾向にあるが、その割合は、諸外国と比較するとお低い水準にある。女性研究者の登用は、多様な視点や発想を取り入れ、研究活動を活性化し、組織として創造力を発揮する上でも極めて重要であるとの認識から、「第4期科学技術基本計画」（平成23年8月19日閣議決定）では、「第3期科学技術基本計画」における女性研究者の採用割合に関する数値目標を早期に達成し、更に30%まで高めることを目指すことなどを盛り込んでいる。

日本学術会議では、平成23年10月に内閣府から審議を依頼された「科学者コミュニティにおける政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する方策」について、科学者委員会男女共同参画分科会において審議しているところであり、審議材料となるアンケート調査を日本学術会議協力学術研究団体に対して実施した。

第2節

女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり

1 女性研究者のネットワークの構築、勤務環境の整備等

文部科学省では、女性研究者がその能力を最大限発揮できるよう、出産・育児・介護と研究を両立するための環境整備を行う取組を支援する「女性研究者研究活動支援事業」を実施している。

また、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員事業においても、平成18年度から、優れた研究者が出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰できるよう、研究奨励金の支給を実施している。

文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会の科学研究費助成事業（科研費）においては、平成15年度から、産前産後の休暇や育児休業を取得する研究者のために研究中断後の研究の再開を可能とする仕組みを導入しており、これまでは研究中断からの復帰を翌年度に限定したが、24年度から育児休業等を取得した期間に応じて翌年度以降に復帰することを可能にした。また、18年度から、産前産後の休暇や育児休業を取得していたために所定の応募時期（前年11月）に応募できなかった研究者を対象とする研究種目を設けている。さらに、21年度から、応募に際しての出産・育児等を考慮して、若手研究者向けの研究種目の年齢制限を37歳以下から39歳以下へ緩和している。

独立行政法人科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業等においては、出産・育児等に当たって研

究者が研究を中断・延長することを可能としているほか、研究に参加する研究員が出産・育児等から復帰する際に支援をする制度を設けて、女性研究者の活躍を促進している。

2 研究者等の実態把握

総務省では、科学技術研究調査で研究関係従業者数等を調査し、我が国における研究者に占める女性の割合等の実態の把握を行っている。

第3節

女子学生・生徒の理工系分野への進学促進

独立行政法人科学技術振興機構において、科学技術に関する子どもたちの興味・関心を高めるための取組の一環として、科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、大学生等と女子中高生の交流機会の提供や実験教室、出前授業の実施等、女子中高生の理系進路選択の支援を行う「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」を実施した。

内閣府では、関係省と連携し、女子高校生・学生等を対象に、女性の進出が遅れている理工系分野に関する情報提供等を実施している。

第14章

メディアにおける男女共同参画の推進

第1節

女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

1 メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等

(1) メディアにおける女性の人権の尊重のための取組の支援

内閣府では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）を紹介するために作成したDVDの内容を内閣府のホームページにおいて動画公開することなどにより、女子差別撤廃条約等の国際規範や女子差別撤廃委員会が勧告している固定的性別役割分担意識に基づく男女像に関する表現の是正等、我が国のメディアの課題について、その内容をメディア及び国民各層に周知した。また、男女共同参画週間等において、男女共同参画についての正しい理解を促進するため、メディアを通じた広報・啓発等を行った。

(2) 性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離

内閣府では、「子ども・若者ビジョン」（平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定）等に基づき、青少年を取り巻く有害環境への対応を図っている。青少年の保護育成に関する都道府県条例の最近の内容を紹介することにより地域における有害環境の浄化活動に関する取組を推進しているほか、青少年育成条例における有害図書類の指定制度の効果的な運用を図るため、都道府県との連携を密にしつつ、有害図書類等の指定状況等について情報提供している。

警察では、青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類について、関係機関・団体、地域住民等と協力して関係業界に対して自主的措置を講ずるよう働きかけるとともに、個別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する取締りの強化を図っている。

また、インターネット上の過激な暴力シーンや性的な描写を含むサイト等の少年に有害なコンテンツに少年が接することを防ぐため、スマートフォンを含めた携帯電話等インターネット接続機器へのフィルタリングの普及促進に努めており、特に、平成22

年11月以降、関係府省等と連携し、児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指して、関係事業者に対する要請活動、保護者に対する啓発活動等を強力に推進している。

(3) 児童を対象とする性・暴力表現の根絶

警察では、平成20年6月に規制の強化等の改正がなされた、出会い系サイト規制法を効果的に運用し、出会い系サイトの利用に起因する児童買春その他の犯罪からの児童の保護を図っている。また、「コミュニティサイトの利用に起因する犯罪から子どもを守るための緊急対策」（平成23年2月犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、民間事業者による実効性のあるゾーニングの自主的導入の支援及び民間事業者による自主的なミニメールの内容確認の支援に係る取組を推進している。

さらに、児童ポルノは児童の性的搾取・性的虐待の記録であり、児童の人権を著しく侵害するものであることから、「児童ポルノ排除総合対策」等に基づき、警察庁において、ファイル共有ソフト利用事犯等の一斉取締りの調整や捜査員の技術向上を図るための研修の実施、外国捜査機関等との情報交換・連携の強化等により、児童ポルノ事犯の取締りの徹底を図るとともに、心身に有害な影響を受けた児童の保護等に努めている。内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省においては、インターネット・サービス・プロバイダ等の関連事業者による実効性のあるブロックの自主的導入に向けた環境整備に努め、平成23年4月から、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の一環として、インターネット・サービス・プロバイダ等による自主的なブロックが開始されている。

警察では、サイト管理者等に対する児童ポルノ画像等の削除要請を行うほか、警察庁では、安心ネットづくり促進協議会や児童ポルノ流通防止対策専門委員会等に参加し、必要な情報提供や助言等を行うとともに、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体に対して児童ポルノ情報を提供するなどし、民間の自主的な取組を支援している。

(4) 地域の環境浄化のための啓発活動の推進

文部科学省では、携帯電話やスマートフォン等を

利用する際のインターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するため、ケータイモラルキャラバン隊を結成し、全国6か所で学習・参加型のシンポジウムを開催した。

また、青少年を取り巻くインターネット上の有害情報をめぐる深刻な問題に対応するため、メディア・リテラシー指導員の養成やフィルタリングの普及啓発、ネットパトロールの実施等、地域における有害情報対策の推進を総合的に支援するなど、学校・家庭・地域社会が連携した有害情報対策を推進している。

2 インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討

(1) 現行法令による取締りの強化

警察では、インターネット上に流通する児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報を、サイバーパトロール等を通じて早期に把握し、検挙等の措置を講じている。

また、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）により、刑法におけるわいせつ物頒布等の罪が改正され、わいせつな画像データ等の電磁的記録を不特定又は多数の者に電子メールで送信して頒布するなどの行為が処罰対象に含まれることが明確になったことから、捜査機関においては、これらの行為に対して改正法を厳正に適用し、適切な科刑の実現に努めている。

内閣府では、青少年インターネット環境整備法及び「青少年インターネット環境整備基本計画（第2次）」に基づき、関係省庁、団体等と連携し、青少年のインターネット利用環境実態調査や諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査等の施策を総合的かつ効果的に実施するとともに、有識者による青少年インターネット環境整備法の施行状況等の検討を推進している。

(2) インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討

内閣官房では、IT安心会議（インターネット上における違法・有害情報等に関する関係省庁連絡会議）の決定等に基づき、関係省庁における違法・有

害情報対策に係る取組を督励している。

また、インターネット上の違法・有害情報に起因する問題に対し、官民横断的な実務家間での迅速かつ正確な情報共有を実現することにより、各業界における自主的な取組を推進するため、政府、事業者、関係団体等、関係セクターを横断したワンストップのスキームとして、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」の枠組みを活用し、関係省庁、関係団体間の情報共有を図るとともに、関係団体における取組についての国民への情報提供を推進している。

さらに、「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」¹⁹により、違法・有害情報への具体的対策や関係省庁及び関係団体の取組等について、分かりやすく利便性の高い情報提供を行っている。

総務省では、性や暴力に関するインターネット上の有害な情報から青少年を保護するための有効な手段の一つであるフィルタリングに関し、その導入促進及びサービスの多様化に向けた民間の取組を積極的に支援している。さらに、平成21年1月に策定された、インターネット上の違法・有害情報対策の総合的な政策パッケージである「安心ネットづくり」促進プログラムに基づき、同年に設立された「安心ネットづくり促進協議会」を中心とする民間団体等の自主的な取組を支援している。また同年より、違法・有害情報相談センターを設置し、関係事業者等によるわいせつ情報等の違法・有害情報への対応を促進している。

また、スマートフォンが急速に普及する中、利用者に必要な情報を提供し、プライバシーや情報セキュリティ面での課題に関係者が適切に対応し、利用者が安心・安全にスマートフォンを利用できる環境を整備するため、総務省として取り組む事項を取りまとめた「スマートフォン安心・安全利用促進プログラム」を平成24年9月に公表した。

経済産業省では、セミナーの開催等を通じ、青少年のインターネット利用にかかるリスクとその対策を説明することで、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と保護者等による実効的な自主的対策を促進し、インターネットの利用環境整備を実施

している。

警察では、都道府県単位でのプロバイダ連絡協議会等の設置を推進し、有識者、関係機関・団体、産業界等を通じ、官民が一体となって児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報の排除を図っている。

3 メディア・リテラシーの向上

(1) メディア・リテラシー向上のための広報・啓発

総務省では、メディアの健全な利用の促進に必要なとなるメディア・リテラシーの向上を図るため、放送、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図っている。平成23年9月からは、青少年のインターネット・リテラシー指標に関する有識者検討会を開催し、青少年のインターネット・リテラシーを計測するテストの開発・実施に取り組むことにより、青少年のリテラシーの可視化を図っている。

内閣府では、メディア・リテラシーをテーマとした一般向けシンポジウムを開催するなど、男女共同参画に関する正しい理解の促進に努めている。

(2) 情報教育の推進

文部科学省では、子どもたちが、情報を主体的に収集・判断し、インターネットを始めとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解することで情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成を図っている。

第2節

国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進

内閣府では、性別に基づく固定観念に捉われないう、男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、国の行政機関が広報・出版物等を作成する際に、男女共同参画の視点に立った表現を自主的に取り入れるよう、各種会議、研修等の機会を活用し、働きかけを行っている。

¹⁹ 内閣官房 インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト <http://www.it-anshin.go.jp/index.html>

第3節

メディア分野における女性の参画の拡大

内閣府では、メディア業界に関する有識者による調査検討委員会の実施したメディアにおける女性の参画に関する調査の結果（平成23年11月公表）や、

メディア業界で活躍する現役従事者の方々への個別ヒアリングを基に、メディアと男女共同参画に関するシンポジウムを開催するなど、メディア分野における女性の参画拡大に資する取組の推進に努めている。

第15章

地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

第1節

地域における男女共同参画推進の基盤づくり

1 男女共同参画センター・女性センター等の機能の充実・強化

内閣府では、各地域の課題解決に向けた取組を支援するため、地方公共団体、地域団体、女性関連団体等の求めに応じ、適切な指導・助言ができる地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザーを派遣している。

また、男女共同参画に関する業務を行う職員等にとって必要な基礎的知識等を体系的に整理し、人材育成プログラムを作成することにより、男女共同参画センター・女性センター等職員の人材育成を支援している。

法務省の人権擁護機関では、地域社会への男女の共同参画の促進を含む女性の人権擁護のため、全国各地で各種啓発活動を行っている。

文部科学省では、男女共同参画の視点を持ち、地域づくりに参画できる女性人材の育成を支援するため、学習プログラムを収集、発信した。

2 地域活動が行われている場を活用した男女共同参画の推進

内閣府では、「地域における女性の参画状況調査」報告書を提供することにより、地域における男女共同参画促進を支援している。

独立行政法人国立女性教育会館では、男女共同参画センター・女性センター等の機能の充実・強化の

ため、女性関連施設管理職、地方公共団体職員及び女性団体リーダーを対象に、庁内連携や関係団体との連携等組織運営や事業の在り方を学ぶ、「女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を実施した（第12章第1節4参照）。

また、女性関連施設の相談員を対象に、男女共同参画・女性教育・家庭教育の喫緊の課題である配偶者からの暴力や、我が国で生活する外国人が抱える困難等の課題解決に必要な知識の習得・相談技能の向上等を内容とする「女性関連施設相談員研修」を実施した。

3 地域ネットワークの構築の支援

独立行政法人国立女性教育会館では、全国で男女共同参画を推進している施設・女性団体・グループ、行政担当者、研究者等を対象に、参加者同士の情報交換や交流を推進する機会を提供する「男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム」を実施した。

4 地方公共団体における男女共同参画の積極的推進

内閣府では、住民に身近な行政に携わる地方公共団体職員等を対象に、国の施策等について理解を深めるため、男女共同参画に関する「基礎研修」等を実施し（第1章第1節2（2）参照）、苦情処理研修も実施した（第1章第2節3参照）。

また、各府省や地方自治体等の求めに応じ、職員研修等において講師を派遣するなどの取組を行った

(第3章第3節5参照)。

第2節

地域の活動における男女共同参画の推進

1 地域における方針決定過程への男女の参画拡大

内閣府では、平成24年5月に、地方公共団体における審議会等委員への女性の参画拡大について要請を行った(第2章第3節2(3)参照)。また、地方議会の議員に占める女性割合等について「都道府県別全国女性の参画マップ」を作成し、内閣府のホームページに掲載している(第2章第3節3参照)。

内閣府及び総務省は、平成24年6月の災害対策基本法の改正を受けて、地方防災会議の委員として、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」を新たに追加することにより、男女共同参画の推進及び高齢者や障害者等の多様な主体の参画を促進するよう、地方公共団体に通知した(本章第4節1参照)。

2 地域活動への多様な人々の参画促進

独立行政法人国立女性教育会館では、社会活動を行っている女性を対象に、「地域課題の解決と女性の経済的自立に関する調査研究及びプログラム開発」を実施した。

消費者庁では、各種消費者教育用教材の作成や、消費者教育に関する情報を集約した消費者教育ポータルサイトの運用を行い、地域における多様な年齢層の消費者が、男女共に、自主的かつ合理的に行動できるよう様々な担い手が実施する消費者教育推進のための支援を行った。

3 地域ネットワークの構築の支援

内閣府では、地域活動を担う様々な主体による連携組織を構成し、地域の課題解決のために男女共同参画の視点を踏まえて効果的な活動を展開できるよう、課題解決のための検討会とその成果を広く普及

するための連携支援事業を実施し、地域における男女共同参画促進を支援している。

4 固定的性別役割分担意識解消のための意識啓発

内閣府では、男性や若者世代にとっての男女共同参画社会の意義と責任や、地域・家庭等への男性や若者世代の参画を重視した広報・啓発活動を実施している。

第3節

男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化等の推進

1 男女共同参画の視点に立った地域おこし等による地域経済の活性化等

文化庁では、男女共に多様な年齢層の参画が促進されるよう配慮しながら、文化の伝承等地域の文化活動の振興を図っている。

経済産業省では、地域における中心市街地活性化を図るために、各地域におけるまちづくりの中核的推進役となる人材及びそれらを支える人材を育成することを目的として、現地研修の実施、教材の提供等による事業を実施した。

2 地域社会への男女の共同参画の促進

内閣府では、地域における様々な課題について、男女共同参画の視点を取り入れつつ、多様な主体が連携・協働しながら、課題解決のための実践的な活動が行われるよう支援するため、先進事例の調査研究・情報提供や各地の課題に応じたアドバイザー派遣等を実施している。

また、市民活動に関する情報提供として、内閣府NPOホームページにおいて、全国の特定非営利活動法人に関する基本情報やNPO関連施策情報を入力することが可能な「NPO法人ポータルサイト」²⁰や「NPO施策ポータルサイト」²¹を運用している。「NPO法人ポータルサイト」においては、平成24年10月、市民が広く閲覧できるよう、定款及び同年4

²⁰ 内閣府NPO法人ポータルサイト <https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html>

²¹ 内閣府NPO施策ポータルサイト <https://www.npo-homepage.go.jp/measure.html>

月以降に提出された事業報告書等について、順次掲載を開始した。

厚生労働省では、全国レベルでの福祉意識の高揚を図り、ボランティア活動に対する国民の理解と活動への参加促進等を図ることを目的として「全国ボランティア・市民活動振興センター」への支援や地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組を行う地方自治体や民間団体等への支援を行う「地域福祉等推進特別支援事業」を実施するとともに、労働者の地域活動、ボランティア活動等への参加を可能とする特別な休暇制度の普及促進を図るための「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業」を実施した。

第4節

防災（復興）における男女共同参画の推進

1 防災（復興）分野における女性の参画の拡大

平成24年6月の災害対策基本法の改正では、地域防災計画の策定等に当たり、多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、現在充て職となっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加することとされた。内閣府及び総務省は、地方防災会議に男女共同参画の推進及び高齢者や障害者等の多様な主体の参画を促進するよう、地方公共団体に通知した。

内閣府では、平成24年9月の「防災基本計画」の修正に際し、地域の復旧・復興の基本方向の決定に当たっては、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進することなどを盛り込んだ。

また、「防災基本計画」に規定されている事項を含め、男女共同参画の視点からの災害対応について、内閣府のホームページ等で周知をしている。

なお、男女共同参画会議監視専門調査会では、国及び地方公共団体が設置・開催する防災・復興に係る会議等及び防災・復興関連部局における女性の参画の拡大や、被災者支援等の活動に当たる女性職員等への支援の必要性等の「防災・復興における男女共同参画の推進」について、平成24年12月に意見を

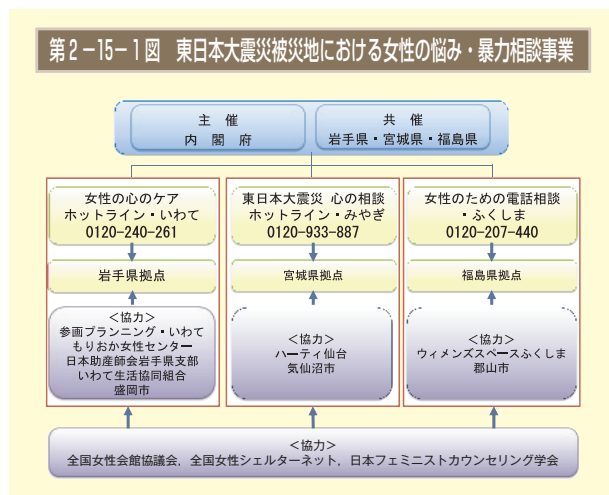
取りまとめた（第1章第2節1参照）。

2 防災（復興）現場における男女共同参画

内閣府では、東日本大震災を含め、過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項を示した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成した。

また、東日本大震災の被災地方公共団体を対象に、復興に関する男女共同参画の視点からの取組状況について、アンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

さらに、平成23年度に引き続き、岩手県、宮城県及び福島県において、地方公共団体、警察及びNPO等との協力の下、震災に関連する女性の悩み全般や、女性に対する暴力に関する相談窓口を設け、電話や面接により相談を受け付けるとともに、仮設住宅等を訪問するなどして直接相談を受け付けている（第2-15-1図）。



男女共同参画会議監視専門調査会では、防災・復興に係る各種計画等における男女共同参画の視点の導入、大規模災害が発生した際の男女共同参画センター等の機能強化促進や、男女共同参画の視点に立った避難所・応急仮設住宅等の運営のための取組の必要性等の「防災・復興における男女共同参画の推進」について、平成24年12月に意見を取りまとめた（第1章第2節1参照）。

厚生労働省では、被災労働者等に係る産前産後休業や育児休業等を理由とする解雇や性別を理由とす

る解雇等の相談について、被災地域等の都道府県労働局雇用均等室においてきめ細かく対応するとともに、トラブルの未然防止に向けた指導を実施した。また、被災し、避難している妊産婦等について、優先的に住まいの確保に努めることを地方公共団体に依頼した。

復興庁では、被災自治体の復興計画の策定に当たって設置された委員会等における女性委員の割合や、復興計画における男女共同参画の視点の反映状況等を取りまとめた。また、その結果を基に、復興大臣から被災自治体に対して、今後の復興計画の更なる具体化の検討や復興計画の進行管理等に当たって、男女共同参画の視点が十分反映されたものとなるよう働きかけた。さらに、被災自治体や復興に向けて各地で活躍する方々の参考となるよう、まちづくり、仕事づくり、暮らしの分野に関し、女性が活躍している事例や女性を支援している事例等を収集し、「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～」を取りまとめた。

3 国際的な防災協力における男女共同参画等

外務省及び内閣府等は、平成24年7月に、岩手県、宮城県及び福島県において世界防災閣僚会議 in 東北を開催した。同会議の議長総括では、防災における女性の役割を正當に認識することが必要であること、防災・復興計画に対して女性等の社会の多様な立場からの意見を踏まえることが重要であることな

どが盛り込まれた。

第5節 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

1 環境分野における女性の参画の拡大

環境省では、女性を含む多くの主体が自発的な環境保全活動へ参画することを一層支援するために、市民や事業者等が行う環境保全活動に対して助言等を行う環境カウンセラー登録制度の実施、行政・特定非営利活動法人・事業者等の環境保全の取組とパートナーシップの形成を支援する地球環境パートナーシッププラザや各地方ブロックごとに設置された地方環境パートナーシップオフィスの運営、自然と触れ合う機会の提供等、各主体の環境保全に関する取組とその連携を推進・強化する施策を実施している。

2 国際的な対応

平成24年6月にブラジル・リオデジャネイロで開催された国連持続可能な開発会議（リオ+20）の成果文書において、持続可能な開発におけるジェンダーの平等と女性のエンパワーメントが確認された。我が国としても交渉に当たっては、防災に女性の視点を盛り込むよう提案し受け入れられるなど、成果文書が女性の重要性をより一層反映したものとなるよう積極的な貢献を行った。

第16章

国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

第1節

国際的協調:条約等の積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知

国内における男女共同参画の実現に向けた取組を行うに当たって、女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種の条約や成果文書、女性の地位向上のための国際規範・基準や国連婦人の

地位委員会等の国際会議における議論等を周知徹底するとともに、積極的に国内における実施強化に努めている。

2011（平成23）年8月に我が国が女子差別撤廃委員会へ提出した同委員会最終見解フォローアップ報告に対する、同委員会の審査及び評価における要請に基づき、平成24年11月に選択的夫婦別氏制度等の民法改正法案等の採択に関し講じた措置等に関する

追加的情報提供を行った。

第2節

男女共同参画の視点に立った国際貢献

1 「ODA大綱」「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」に基づく取組の推進

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に男性の視点に基づいて形成されていることが多く、様々な面で女性はいまだ脆弱な立場に置かれている。

開発における男女の平等な参加と公平な受益に向けて努力することは、一義的にはその国自身の課題であるが、開発援助を実施するに当たっても男女共同参画の視点を考慮することが必要である。こうした観点から、我が国は平成17年3月に「ジェンダーと開発（GAD:Gender and Development）イニシアティブ」を策定し、個々の人間に着目した人間の安全保障の視点に基づき、全ての政策・事業においてジェンダーの視点に立った活動が行われるよう、企画・立案・実施・モニタリング・評価のあらゆる段階で男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていく「ジェンダー主流化」を推進している。

ODAにおいてジェンダー平等の視点を反映するには、援助対象国における男女共同参画の現状を的確に把握することが重要である。具体的な取組として、援助対象国100公館に配置している「ODAジェンダー担当官」を活用し、平成17年度からジェンダー平等の視点に配慮した好事例等を集め、その情報を関係者間で共有するようにしている。

ODAの実施機関として、独立行政法人国際協力機構（JICA）は、ジェンダー平等や女性の地位向上を目的とする協力事業を実施している。この一環として、各セクター・課題における事業のインパクトが男性・女性の双方に及ぶよう、それぞれが抱える問題やニーズの違い等の把握に努めており、その結果が協力事業の計画・実施・評価サイクルにおいて適切に反映されるように、課題別指針「ジェンダーと開発」の策定や国ごとのジェンダー情報の収集を行うとともに、事業の各段階におけるジェンダー視点からのモニタリング等を行っている。

また、開発援助事業の実施に当たって、女性等社会的に弱い立場にいる者が負の影響を受けないように、環境社会配慮ガイドライン等に基づいて配慮している。さらに、各部署（在外事務所、国内機関を含む。）に配置している「ジェンダー責任者」、「ジェンダー担当者」への働きかけを強化し、開発途上国におけるジェンダー平等や女性の地位向上に貢献する協力事業の実施を促進している。また、ジェンダー平等の視点を組み込んで効果を上げた協力事業の成功例の収集、各開発セクター・課題と男女格差との関係を説明する具体例の収集、他援助機関との積極的な連携・意見交換を通じた事例・手法の研究、職員その他援助関係者に対する研修等といった取組を行っている。

我が国は人間の安全保障を推進すべく、二国間及び多国間協力を通じ、開発途上国におけるジェンダー平等と女性の地位向上に向けた取組を支援している。具体的には、無償資金協力（草の根・人間の安全保障無償資金協力及び日本NGO連携無償資金協力を含む。）、有償資金協力、専門家の派遣等の技術協力、国連人間の安全保障基金や日・UNDPパートナーシップ基金等、様々な援助枠組みを活用し、より効果的な事業の実施を図っている（二国間協力については第2-16-1表、多国間協力については本節3参照）。

また、我が国は、人間の安全保障に直結する地球規模の課題として、保健分野における取組を重視している。2010（平成22）年9月のミレニアム開発目標（MDGs）国連首脳会合において、特にMDGsの中でも進捗が遅れている母子保健に焦点を当てた「国際保健政策2011-2015」を発表した。この政策の中で打ち出した、産前から産後まで切れ目ない手当を確保することを目指す母子保健支援モデル（EMBRACE）の下、持続的な保健システム強化を通して母子の命を救うための支援を実施してきている。

「国際保健政策2011-2015」と同時に、我が国は「日本の教育協力政策2011-2015」も発表した。現在も学校に通うことのできない子どもの半数以上が女子であることを受け、同政策では「スクール・フォー・オール（School for All）」モデルの下、脆弱な立場に置かれることの多い女子にとっても通いやすい学習環境を実現することを目指している。

2 女性の平和への貢献

我が国は、平和を推進する国際機関の役割の重要性及び紛争時において最も支援を必要とする者は女性や子どもであることを考慮し、人間一人ひとりに着目し人々の保護及び能力強化を行う人間の安全保障の視点から、女性に対する支援を行っている。例えば、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）等の国際機関を通じて積極的に協力しているほか、我が国が国連に設置した人間の安全保障基金を通じて国連婦人開発基金（UNIFEM, 2010（平成22）年にUN Womenに統合）等がコロンビアにおいて実施する女性を含む脆弱なグループの人間の安全保障状況を改善するプロジェクト等を支援してきた。

内閣府では、平成24年7月に内閣官房長官が主催するアフガニスタンの女性支援に関する懇談会（第15回）を開催し、これまでの我が国のアフガニスタン女性支援の成果や課題についてフォローアップを行った。

また、防衛省・自衛隊では、国際平和協力活動の

現場に女性の自衛官及び事務官等を含めた部隊等を派遣している。近年では、国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）において、平成24年2月から同年8月まで5人、同年8月から同年12月まで4人（10月に輸送要員として派遣した1人を含む）、同年12月から25年1月までは1人の女性自衛官を含む部隊をそれぞれ派遣した。さらに、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）において、24年6月から同年12月までは4人（6月に輸送要員として派遣した1人を含む）の女性自衛官を含む部隊を派遣し、同年12月から現在にかけては5人の女性自衛官を含む部隊を派遣している（平成25年4月末現在）。

内閣府国際平和協力本部事務局では、国際平和協力隊の隊員派遣前研修を実施しており、女性と平和、安全に関する国連安全保障理事会決議第1325号（2000（平成12）年）の要請を反映し、ジェンダーに関する講義を行っている。一般的なジェンダーに関する知識の付与だけでなく、派遣先国のジェンダー特性を含め、現地でのより効果的な活動に結びつくよう、教育を実施している。

第2-16-1表 様々な枠組みを活用した援助の実施

事業	概要
無償資金協力	<p>開発途上国等に返済義務を課さないで、経済社会開発のために必要な資金を贈与する事業。比較的所得水準の低い国を中心に、病院や橋等の社会経済基盤づくりや、教育、保健、環境等の生活水準の向上に関する支援を行っている。平成23年度、これらの事業の中でジェンダー配慮を特に積極的に行った案件を48件実施している。</p> <p>また、開発途上国において活動しているNGO等の活動を支援する草の根・人間の安全保障無償資金協力においては、平成23年には、女性のための教育支援、女性の自立支援等を目的とする139件の事業が実施されている。</p> <p>なお、日本NGO連携無償資金協力においては、全ての申請・実施終了案件についてジェンダー配慮の有無につきチェックすることになっており、平成23年度は81件の事業が実施された。</p>
有償資金協力	<p>低金利かつ返済期間の長い緩やかな条件で開発途上国に必要な資金を貸し付けて、発展への取組を支援するもの。経済社会基盤の整備以外にも、「貧困削減」、「平和の構築」、「地球規模問題への対応」等の分野において事業を実施している。JICAは平成23年度、これらの事業の中でジェンダー配慮を特に積極的に行った案件を12件実施している。</p>
技術協力	<p>研修員受入れ/専門家派遣/機材供与等、援助形態を組み合わせるプロジェクト型の技術協力（開発調査型の技術協力を含む。）を、平成23年度は、ジェンダー平等政策・制度の支援案件（3件）、女性を主な裨益対象とする案件（40件）、活動の中にジェンダー視点を取り入れた案件（130件）の計173件実施した。</p> <p>また、ジェンダーに関する制度支援や女性を主な裨益対象とする集団研修、国別研修として26コースを実施し、計441人（案件単位で集計）に対して研修を行った。</p>

3 国際機関・研究機関等との連携・協力推進

2012（平成24）年10月に開催された第67回国連総会第三委員会における「女性の地位向上」に関する議論において、鷲見八重子日本政府代表顧問がステートメントを行い、我が国の取組を紹介するとともに議論に積極的に参加した。また、2013（平成25）年3月に、第57回国連婦人の地位委員会が「女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止」をテーマに開催された。我が国からは橋本ヒロ子日本代表がステートメントを行い、我が国の取組を紹介するとともに、議論に積極的に参加した。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）においては、我が国は執行理事国として、2011（平成23）年6月から2013（平成25）年1月までの間に合計6回、執行理事会会合に積極的に参加した。平成24年度には、UN Womenに対して、94.7万ドルの拠出を行った。

平成24年11月にミシェル・バチレ国連事務次長兼UN Women事務局長（当時）が我が国を訪問した際には、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）及び外務大臣との会談を行ったほか、国内におけるUN Women関係団体を始めとする幅広い関係者との意見交換を行い、我が国とUN Womenとの協力関係の一層の強化が確認された。

また、男女共同参画推進連携会議においては、この機会を捉えて企画委員会の主催によりバチレ事務局長の講演会を開催したほか、「国際的に連携した女性のエンパワーメント促進」チームを組織して、「女性のエンパワーメント原則（WEPs）」²²について、我が国の企業・団体等における理解促進に向けた活動を行うなど、UN Womenの取組との連携・協力を図っている。

さらに、我が国は、国連教育科学文化機関（UNESCO）に信託基金を設置し、アジア、アフリカを中心に世界各地においてジェンダーに配慮した教育プログラムの開発や女子に対する代替的学習機

会の提供等に協力している。

これらに加え、国連に設置した人間の安全保障基金を通じ、特にジェンダー平等に焦点を当てたプロジェクトをこれまで43か国において42件、計約7,534万ドルを支援している。

また、平成25年3月8日の国際女性の日に内閣府特命担当大臣（男女共同参画）からのメッセージを寄せた。

独立行政法人国立女性教育会館では、アジア太平洋地域における男女共同参画を推進する女性教育の人材育成を目指してアジア太平洋地域における男女共同参画推進官・リーダーセミナーを実施するなど、途上国における女性教育の推進の支援等を実施している。また、海外の関係機関との連携協力として、協定を結んでいる韓国女性政策研究院、韓国両性平等教育振興院、カンボジア王国女性省等とは互いに訪問し情報交換を行うなど交流を深めた。

また、平成24年10月には「女性に対する暴力のない社会の構築に向けて」をテーマとして、「平成24年度NWEC国際シンポジウム」を開催し、同年10月から11月にはタイ、カンボジア、フィリピン、ラオス、ミャンマー、ベトナムの人身取引対策に携わるメンバーを対象としたワークショップ型研修を独立行政法人国際協力機構の委託事業として実施した。

第3節 対外発信機能の強化

1 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

我が国は、国際会議への政府代表団への女性メンバーの参加も積極的に進めている。2012（平成24）年の第67回国連総会第三委員会においては鷲見八重子氏を日本政府代表顧問に任命し、また、2013（平成25）年の第57回国連婦人の地位委員会においては橋本ヒロ子氏を日本代表にそれぞれ任命し、それぞ

²² 2010（平成22）年3月に、国連と企業の自主的な盟約の枠組みである国連グローバル・コンパクト（GC）と国連婦人開発基金（UNIFEM）（当時。現UN Women）が共同で作成した7原則。

○女性のエンパワーメント原則（WEPs）

1）トップのリーダーシップによるジェンダー平等の促進、2）機会の均等、インクルージョン、差別の撤廃、3）健康、安全、暴力の撤廃、4）教育と研修、5）事業開発、サプライチェーン、マーケティング活動、6）地域におけるリーダーシップと参画、7）透明性、成果の測定、報告（内閣府仮訳）

れ政府代表団の一員として派遣した。なお、女子差別撤廃委員会では、林陽子氏が委員を務めている。

また、日本人女性の国際機関への参画も進んでおり、国連関係機関における日本人の女性職員数（専門職以上）は、1975（昭和50）年の19人から2012（平成24）年には427人と大幅に増加している。

2 NGO等との連携・協力推進

男女共同参画推進連携会議企画委員会主催による情報・意見交換会として、「欧州評議会 女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約についてークリス・グリーン氏を招いて一問一会」、「アフガニスタンの女性支援について聞く会」、「APEC女性と経済フォーラム及びリオ+20（環境と女性）について聞く会」、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～及び女子差別撤廃委員会（CEDAW）最終見解フォローアップについて聞く会」、「UN Women ミチエル・バチエレ事務局長に聞く会」、「第57回国連婦人の地位委員会（CSW）について聞く会」を開催するなど、国内NGO等との交流を行った。

また、第57回国連婦人の地位委員会には、NGO代表を政府代表団の一員として派遣した。

3 国際会議におけるイニシアティブの発揮

外務省では、平成7年度よりアラブ諸国との女性交流プログラムを実施しており、24年度は、長期政権が崩壊し、現在政治的移行プロセスが進行しているチュニジア及びエジプトのほか、憲法改正等の改革が進んでいるヨルダンから、法律分野で活躍している女性代表団が我が国を訪問し、我が国の法曹関係者等と女性の権利の拡大、社会参画等について意見交換を行った。

2012（平成24）年5月にフランス（パリ）で開催されたOECD閣僚理事会では、教育、雇用、起業の分野における男女間格差の原因分析及びその改善に向けた政策提言を行うことを目的とした「OECDジェンダー・イニシアティブ」の最終報告が提出され、閣僚声明において、同イニシアティブは雇用指向の成長と人的資本の価値を評価するための重要な手段として役に立つ旨が記載された。また、閣僚理事会と併せて開催されたOECDフォーラム（OECD Forum2012）では、前年に引き続きジェンダーがト

ピックの一つとして取り上げられた。さらに、2012（平成24）年12月にはフランス（パリ）で閣僚級等の参加を得て「ジェンダーフォーラム」が開催され、ジェンダー平等の経済的課題、ビジネス界での女性の活用、男女の固定観念の3つのパネル・セッションにおいて公開討論形式の議論が行われ、我が国からは民間有識者が参加した。

ASEAN（東南アジア諸国連合）は、日本、中華人民共和国、大韓民国の3か国を招いて女性に関するASEAN+3委員会（ACW+3）を開催しており、2012（平成24）年10月、ラオス人民民主共和国のビエンチャンで第4回ACW+3が開催された。「ジェンダーの視点と環境の持続可能性に関するASEAN女性のパートナーシップの促進」をテーマに意見交換が行われ、内閣府が我が国の取組等について報告を行った。また、同委員会に合わせ第1回女性に関するASEAN閣僚級会合（AMMW）が開催された。同会合には、日本、中華人民共和国、大韓民国の閣僚級が招待され、我が国からは内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が参加し、閣僚級会合の整備を含む協力体制等について協議を行い、今後の更なる協力体制の強化について話し合っていくことなどが合意された。